

公益法人に対する随意契約の見直しの状況(物品・役務等)

様式6-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度土木工事積算に関する検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.10	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土交通省が定める土木工事標準積算基準書について、近年、公共工事の事業量の縮減など、公共事業を取り巻く社会環境や経済情勢が大きく変化しており、そのような社会状況の変化に対応するべく、より実態に即した積算基準とするために、一般管理費等率式の見直しの必要性の検討などを行うものである。本業務を遂行するにあたっては、公共土木工事の積算における一般管理費等の内容を網羅的に把握するとともに、公共土木工事を請け負う企業の事業継続に不可欠な経費についての検討を行うために必要となる知識と能力、及び技術力を有することが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地も踏まえ、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	14,731,500	14,700,000	99.8%	2	特財	国所管	1	2012/1/17変 更契約 ¥567,000増	平成23年度土木工事積算に関する検討業務については、国土交通省が定める土木工事標準積算基準書について、近年、公共工事の事業量の縮減など、公共事業を取り巻く社会環境や経済情勢が大きく変化しており、そのような社会状況の変化に対応するべく、より実態に即した積算基準を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後とも、検討課題の重点化によるコスト削減等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、公共調達における競争性及び透明性を確保するため、「企画競争の実施について」(平成18年11月16日 国官会第936号)に基づき実施し、外部有識者委員会を設置することにより、業務内容や評価基準、参加資格要件等について、意見を聴取し、競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても、参入要件等の精査、仕様書の記載内容の明確化等により、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度公共事業における非破壊試験等による検査等の業務効率化に関する検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.24	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土交通省直轄土木工事においてこれまで導入してきた非破壊試験等によるコンクリート構造物の強度測定における課題の整理・解決へ向けた検討を行う業務である。本業務を遂行するにあたっては、直轄土木工事の非破壊試験等における課題の整理や改善方策検討、非破壊試験を活用した効率的な検査等の検討を行うために必要な知識と能力、及び技術力を有することが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地も踏まえ、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	7,969,500	7,969,500	100.0%	2	特財	国所管	1		平成23年度公共事業における非破壊試験等による検査等の業務効率化に関する検討業務については、土木工事における非破壊・微破壊試験導入の検討のために必要な支出であるが、今後においても、合理化等によるコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、公共調達における競争性及び透明性を確保するため、「企画競争の実施について」(平成18年11月16日 国官会第936号)に基づき実施し、外部有識者委員会を設置することにより、業務内容や評価基準、参加資格要件等について、意見を聴取し、競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後とも、仕様書の記載内容の明確化等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度電気通信施設整備・管理の効率化に関する調査検討一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.27	(特社)建設電気技術協会 東京都港区赤坂1-3-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土交通省の電気通信施設の整備、維持管理を効率的に行うため、その整備として、多様な契約形態の採用により、従来の設計・施工・保守を分離した契約形態に対して、新たな契約形態を採用し、多年度にわたる契約期間等も考慮することで合理的なコスト改善等を図ること。また、維持管理として、現在運用中の電気通信施設の機能維持を効率的に行い、機器の障害発生時等に即時に対応するために、通常時も含めた施設管理の各種手法を検討するものである。業務を実施するに当たり、上記の知見を有しつつ最も適切に業務を遂行し得る者を選定すべく企画競争を実施することとし、企画競争実施の公示を行ったところ、2社から企画提案書の提出があった。企画競争委員会において提出された企画提案書の審査を行った結果、社団法人建設電気技術協会から提出された企画提案書が、本業務の目的や内容を正しく理解し、質の高い業務成果を納める事が出来ると評価され、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地を踏まえ、総合的に優れた企画提案として特定された。よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、同社と随意契約するものである。	11,623,500	11,550,000	99.4%	4	特社	国所管	2		・電気通信施設整備・管理の効率化に関する調査検討業務については、国土交通省の電気通信施設の整備、維持管理を効率的に行うため、多様な契約形態の採用により、従来の設計・施工・保守を分離した契約形態に対して、新たな契約形態を採用し、多年度にわたる契約期間等も考慮することで合理的なコスト改善等を図ること。また、維持管理として、現在運用中の電気通信施設の機能維持を効率的に行い、機器の障害発生時等に即時に対応するために、通常時も含めた施設管理の各種手法を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後とも、合理化等によるコスト削減等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、公共調達における競争性及び透明性を確保するため、「企画競争の実施について」(平成18年11月16日 国官会第936号)に基づき実施し、外部有識者委員会を設置することにより、業務内容や評価基準、参加資格要件等について、意見を聴取し、競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果二者から企画提案書の提出があり、競争性が確保されているところである。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札応募者数			
平成23年度 新技術活用システム改良検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.2	(特財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は新技術活用システムにおける新技術の事後評価手法の改善検討、新技術活用のインセンティブの実態整理分析及び課題抽出、地方自治体における新技術活用システムの更なる活用支援の検討を行うと共に、新技術情報提供システム(NETIS)の利便性向上の検討を目的とする。本業務を遂行するにあたっては、新技術活用システムの実態把握や運用面及び制度面における課題の抽出・改良方策の検討を効率的に行うために必要な知識と能力、及び技術力を有すること、さらに、これらの作業に基づいて、新技術活用に係る事後評価手法の改善検討やNETISの利便性の向上検討等について企画・資料作成を行うことが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人先端建設技術センターの企画提案書が、最も具体的かつ実現可能な企画提案として、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地を踏まえ、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、財団法人先端建設技術センターと随意契約を行うものである。	16,495,500	16,485,000	99.9%	3	特財	国所管	2	平成23年度 新技術活用システム改良検討業務については、新技術活用システムの改良検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後とも、業務内容の精査によるコスト削減等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、公共調達における競争性及び透明性を確保するため、「企画競争の実施について」(平成18年11月16日 国官会第936号)に基づき実施し、外部有識者委員会を設置することにより、業務内容や評価基準、参加資格要件等について、意見を聴取し、競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果二者から企画提案書の提出があり、競争性が確保されているところである。	無	
平成23年度 公共工事における企業の技術力の評価手法に関する検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.12	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 これまで、「国土交通省直轄事業における品質確保の促進に関する懇談会」や「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」等における公共工事の建設生産システムの改善方策に関する検討の中で、競争参加資格審査や総合評価落札方式における企業の技術力の適切な評価手法に関する方策について検討してきたところである。本業務は、それらの検討状況等を踏まえ、競争参加資格審査や総合評価落札方式における企業の技術力の評価方法等の改善に向けた基礎資料の作成及び検討を目的とするものである。本業務を遂行するにあたっては、競争参加資格審査の技術評価点の算定式について、過去の算定式の相違点や課題について詳細に把握するとともに、算定式の各々の指標の相関や技術評価点と工事成績の相関について分析することが重要であるため、わが国の入札契約制度に関する基礎的な知識もさることながら、競争参加資格審査の技術評価点の算定式について分析をするための技術力を有していることが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書が、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	18,028,500	17,955,000	99.6%	2	特財	国所管	2	平成23年度 公共工事における企業の技術力の評価手法に関する検討業務については、競争参加資格審査や総合評価落札方式における企業の技術力の評価方法等の改善に向けた検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後とも、支出内容の重複排除等により、コスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、公共調達における競争性及び透明性を確保するため、「企画競争の実施について」(平成18年11月16日 国官会第936号)に基づき実施し、外部有識者委員会を設置することにより、業務内容や評価基準、参加資格要件等について、意見を聴取し、競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果二者から企画提案書の提出があり、競争性が確保されているところである。	無	
建設技術研究開発改善検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.19	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は国土交通省技術基本計画の次期計画の策定にあたり、これまでの計画に基づく技術研究開発の取組状況の整理分析と、重点的に実施すべき研究開発分野及び推進方策を検討するため、当該計画に関係する計画及び主要な技術の技術研究開発動向について情報収集、整理分析を行うことを目的とする。本業務を遂行するにあたっては、国土交通省技術基本計画に基づく各技術研究開発及び推進施策の実施状況の整理分析、次期基本計画の作成にあたっての関係する行政計画及び関連計画の情報収集、整理分析、及び、建設事業において我が国が伸ばすべき主要な技術の選定とその技術についての技術研究開発動向の情報収集、整理分析を行うための知識と能力、技術力を有することが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案書は、妥当な企画提案として、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地を踏まえ、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	16,957,500	16,947,000	99.9%	2	特財	国所管	1	建設技術研究開発改善検討業務については、技術研究開発の今後の方向性の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後とも、業務内容の精査によるコスト削減等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、公共調達における競争性及び透明性を確保するため、「企画競争の実施について」(平成18年11月16日 国官会第936号)に基づき実施し、外部有識者委員会を設置することにより、業務内容や評価基準、参加資格要件等について、意見を聴取し、競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても、仕様書の記載内容の明確化等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 効率的な防災通信回線の構築手法検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課長 重田雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.2.8	(特社)建設電気技術協会 東京都港区赤坂1-3-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東日本大震災による被害を踏まえ、災害現場における被害状況等の情報を自治体等と共有して現場の災害対策活動を支援するため、国土交通省が保有する光ファイバネットワークやマイクロ回線、衛星通信によるバックアップ回線を活用して、自治体等との通信を確保するために効果的な防災通信回線の構築手法の検討を行うものである。本業務を遂行するにあたっては、東日本大震災により被災した自治体における通信の孤立状況、期間、応急対策方策等を把握するとともに、光ファイバケーブルの被災事例を分析し、適切な施工要領の見直しを行い、防災情報通信ネットワークとの接続による情報共有・バックアップ回線としての利用可能性を検討するために必要となる知識と能力、及び技術力を有することが必要である。このため、上記に沿った優秀な企画を調達するため、企画競争を採用するものである。上記の企画競争に基づいて審査した結果、社団法人建設電気技術協会の企画提案書が、企画競争有識者委員会における専門的、技術的な見地も踏まえ、具体的に実現可能な企画提案として、大臣官房技術調査課企画競争等実施委員会において特定された。したがって、本業務を遂行するにあたっては、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、社団法人建設電気技術協会と随意契約を行うものである。	11,875,500	11,865,000	99.9%	4	特社	国所管	1	特社・特例民 法人	・効率的な防災通信回線の構築手法検討業務については、東日本大震災による被害を踏まえ、災害現場における被害状況等の情報を自治体等と共有して現場の災害対策活動を支援するため、国土交通省が保有する光ファイバネットワークやマイクロ回線、衛星通信によるバックアップ回線を活用して、自治体等との通信を確保するために効果的な防災通信回線の構築手法を検討するといった政策目標の達成のために必要な支出であり、今後とも合理化等によるコスト削減等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、公共調達における競争性及び透明性を確保するため、「企画競争の実施について」(平成18年11月16日 国官会第936号)に基づき実施し、外部有識者委員会を設置することにより、業務内容や評価基準、参加資格要件等について、意見を聴取し、競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても、履行期間の見直し等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度 営繕積算システムRIBC賃貸借一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房官庁営繕部長 澤木英二 東京都千代田区霞が関2-1-2	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている。「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向の基に財団法人建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることができる唯一のシステムである。また、営繕積算システムRIBCの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているため。	1,157,940	1,157,940	100.0%	8	特財	国所管	1		「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。 このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めににより契約の相手方が一に定められているため、随意契約によらざるを得ないものである。	有
平成23年度 情報化施工の活用による施工環境改善検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.28	(特社)日本建設機械化協会 東京都港区芝公園三丁目五番八号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、情報通信技術(ICT、Information & Communication Technology)を活用した施工技術について、直轄工事において導入効果を検証し、中小規模の工事を含めた公共工事全体に普及促進させるための検討を行うものである。 本業務を実施するためには、施工合理化及び監督検査手法に関して高度で専門的な知識と豊富な経験を有していることが不可欠である。 したがって、本業務は、複数の者に企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式により発注することが適切と考えられるため、手続きを進めたところである。 この結果、2者から企画提案があり、(特社)日本建設機械化協会の提案書において、「特定テーマ」の評価項目について、実現性がある提案と認められたため、この業者を特定したものであり、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。	10,531,500	10,290,000	97.7%	3	特社	国所管	2		「平成23年度 情報化施工の活用による施工環境改善検討業務」については、情報化施工の普及推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容の見直しに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果2者より企画提案書が提出されるといった効果が出てきているところである。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度建設機械施工における低炭素化・省エネルギー化技術に関する調査検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省総合政策局 北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.28	(特社)日本建設機械化協会 東京都港区芝公園三丁目五番八号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、油圧ショベルについて、小型機種並びにアタッチメント装着機種の燃料消費量の測定および各機種の施工・使用形態の把握により、燃費基準設定の検証を行うものである。 本業務の実施にあたっては、「建設機械に関する知識」や「建設機械の燃費にかかる技術に関する知識」など広範で深い知識や経験が不可欠である。 したがって、本業務は、複数の者に企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式により発注することが適切と考えられるため、手続きを進めたところである。 この結果、1者から企画提案があり、(特社)日本建設機械化協会の提案書において、「業務実施体制」「実施方針・実施フロー・工程表」「特定テーマ」の評価項目について、的確かつ実現性のある提案であると認められたため、この業者を特定したものであり、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約を行うものである。	14,007,000	13,965,000	99.7%	3	特社	国所管	1		「平成23年度建設機械施工における低炭素化・省エネルギー化技術に関する調査検討業務」については、燃費性能の優れた建設機械の普及促進による建設施工分野のCO2排出量削減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容の見直しに取り組みことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、参入要件等の見直しや仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保や仕様書の記載内容の明確化を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度 日印等国際協力推進業務一式	支出負担行為担当 国土交通省総合政策局 北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.27	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町5-3-23ニュー麹ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、水環境、都市開発、都市交通などの各分野において日印間で意見交換および知見の共有を図るとともに、相手国のニーズを踏まえた今後の具体的な案件形成を図るため、インドにおいて、都市開発およびITS等に関するセミナーの運営補助ならびに現地調査等を行い、相手国のニーズ等を調査するとともに、今後、協力・連携をすすめる技術、ノウハウについて検討し、とりまとめを行うものである。 本業務を効果的に実施するためには、国際協力について十分な見識を有し、具体的な活動計画及び行程等を企画する能力が求められる。これらを踏まえて請負業者を選定する必要があるため、企画競争による技術提案を公募し審査することとした。 企画競争方式に基づき企画提案書の提出要請に対し、1社が提案書を提出し、その内容について、「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。 結果、(特社)国際建設技術協会の提案は、理解度に優れ、「特定テーマに対する企画提案」において、調査内容における重要性を考慮した提案となっているなど具体性を有し、また、提案内容に説得力があり実現性を有していると評価できたことから、当該業務の実施者として(特社)国際建設技術協会を選定したものである。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,660,500	13,650,000	99.9%	11	特社	国所管	1		「平成23年度 日印等国際協力推進業務」については、インドにおいて、水環境、都市開発、都市交通等の分野における官民連携による海外インフラプロジェクトの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。 今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、事前公示を行った上で、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、今後においても、事前公示を行った上で、本公示期間を20日以上確保(合計30日以上確保)、担当技術者数条件は、案件ごとの精査を徹底する等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度 高度な技術を有する技能者の活用・育成推進に係る検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省総合政策局 中島正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.3	(特財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚二丁目十五番六号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、高度な技術を有する技能者の活用・育成を推進するため、遠隔操作が可能な建設機械を使用し人間が立ち入ることなく作業を行う施工(以下「無人化施工」という)及び情報通信技術を活用した施工に対応した建設機械機器の操作・運用に係る技能について調査検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、「建設機械の操作・運用に係る技能に関する知識」や「無人化施工に関する知識」など本業務に必要な広範で深い知識や経験が不可欠である。 したがって、本業務は、複数の者に企画提案書等の提出を求め、その内容について審査を行う企画競争方式により発注することが適切と考えられるため、手続きを進めたところである。 この結果、2者から企画提案があり、それらの企画提案書について、「調査体制」「実施方針・実施フロー・工程表」「特定テーマに対する企画提案」の評価項目を総合的に評価した結果、(特財)先端建設技術センターが提出した企画提案書が他者に比して優位であると認められたため、総合政策局企画競争委員会において、この業者が特定されたものである。 以上の理由により、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。	13,702,500	13,692,000	99.9%	2	特財	国所管	2		「平成23年度高度な技術を有する技能者の活用・育成推進に係る検討業務」については、高度な技術を有する技能者の活用・育成の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容の見直しに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、参入要件等の見直しや仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果2者より企画提案書が提出されるといった効果が出てきているところである。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 南アフリカ国防災・気候変動対策等検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.29	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町5-3-23ニュー種ビル	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本事業は、気候変動に起因する洪水、濁水に脆弱な南アフリカ国、インドネシア国およびミャンマー国において、相手国支援ニーズや我が国の防災技術について情報共有および意見交換を図るためのセミナー開催を支援し、当該分野における当該国の防災等に関する政策および計画について調査し取りまとめを行うとともに、当該分野の具体的なプロジェクト情報を収集・整理するものである。</p> <p>本業務を効果的に実施するためには、国際協力について十分な見識を有し、具体的な活動計画及び行程等を企画する能力が求められる。これらを踏まえて請負業者を選定する必要があるため、企画競争による技術提案を公募し審査することとした。</p> <p>企画競争方式に基づく企画提案書の提出要請に対し、3者が提案書を提出し、その内容について、「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。</p> <p>結果、(特社)国際建設技術協会の提案は、「業務の理解度及び的確性」においては他社に比べ理解度及び実施手順の妥当性が高く、「特定テーマに対する企画提案」においては他社に比べ具体性を有していることなどから、(特社)国際建設技術協会が他社に比して優位であるとの審査結果となった。以上のことから、当該業務の実施者として(特社)国際建設技術協会を選定したものである。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	13,440,000	13,440,000	100.0%	11	特社	国所管	3	委託費	<p>「平成23年度 南アフリカ国防災・気候変動対策等検討業務」については、気候変動に起因する洪水等に脆弱な南アフリカ国、インドネシア国およびミャンマー国において、防災分野における官民連携による海外インフラプロジェクトの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。</p> <p>今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、事前公示を行った上で、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、この結果、複数の応募事業者(3者)があり、一定の成果を得たところ。</p>	無
平成23年度 インドPPP都市開発インフラ整備推進業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 中島正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.13	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町5-3-23ニュー種ビル	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本事業は、インドでは急速な人口増加および経済成長による都市化が進んでおり、これによる様々な都市開発、環境問題の発生が懸念されている。このような中、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)地域といった新たな産業開発においても、コンパクトな低炭素型地域づくりが求められている。</p> <p>本業務は、これらも踏まえ、現在進められているDMIC開発動向を踏まえつつ、我が国の技術を生かした都市開発インフラの整備方策を検討するものである。</p> <p>本業務を効果的に実施するためには、国際協力について十分な見識を有し、具体的な活動計画及び行程等を企画する能力が求められる。これらを踏まえて請負業者を選定する必要があるため、企画競争による技術提案を公募し審査することとした。</p> <p>企画競争方式に基づく企画提案書の提出要請に対し、2社が提案書を提出し、その内容について、「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。</p> <p>結果、(特社)国際建設技術協会の提案は、「特定テーマに対する企画提案」において、提案内容に説得力があり実現性を有していることと評価でき、また、過去の経験を踏まえ、広範で深い知識やノウハウが反映された提案であったことと評価できることから、当該業務の実施者として(特社)国際建設技術協会を選定したものである。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	13,104,000	13,020,000	99.4%	11	特社	国所管	2		<p>「平成23年度 インドPPP都市開発インフラ整備推進業務」については、インドにおいて、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想地域の開発動向を踏まえた都市開発インフラ分野における官民連携による海外インフラプロジェクトの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。</p> <p>今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、事前公示を行った上で、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、この結果、複数の応募事業者(2者)があり、一定の成果を得たところ。</p>	無
平成23年度 全国幹線旅客純流動調査の純流動データの作成・分析業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省国土計画局 中島正弘 東京都千代田区霞が関2-1-2	H23.5.25	(特財)運輸政策研究機構 東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリビル	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は平成22年度秋に実施した第5回全国幹線旅客純流動調査の結果を集計・整理し、必要な日拡大処理、年拡大処理、交通機関間乗り継ぎ処理を行い、トリップデータ、県間及び207生活圏間のOD表等で構成される純流動データを作成・分析、公表用資料を作成することを目的とする。</p> <p>業務を実施するに当たり、上記に関する知見を有しつつ最も適切に調査を遂行し得る者を選定する必要があるため企画競争を実施することとし、企画提案書の募集を行ったところ、2社から応募があった。</p> <p>企画提案の内容を的確性、実現性等の観点から評価したところ、(特財)運輸政策研究機構の提案は、企画競争にて求めた要件を満たすとともに、本業務の目的、意図するところを非常に良く理解した提案となっており、各評価項目において的確かつ実現可能性が高いと考えられ、本業務を実施する上で十分な内容を持つものであると評価された。</p> <p>以上により、同社が本業務の受託者として最適な者と考えられるため、会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号により、同社と随意契約するものである。</p>	34,092,450	34,063,000	99.9%	5	特財	国所管	2	変更契約あり	<p>「平成23年度 全国幹線旅客純流動調査の純流動データの作成・分析業務」については、旅客流動の実態を明らかにし、効率的・効果的な交通体系の整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、データ処理に関する知見の集積を踏まえた作業の定型化・自動化による効率化等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成20年度より、企画競争の導入と第3者委員による審査過程の確認、参加要件の見直しといった競争性を高める取組を実施してきており、この結果、複数の競争参加者(2者)による競争が行われるなどの効果が出てきているところである。</p>	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札応募者数			
平成23年度 我が国建設業の海外におけるプレゼンス強化事業一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.13	(特社)海外建設協会 東京都中央区八丁堀2-24-2	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本事業は、我が国建設業のプレゼンス強化を図るとともに、昨年4月の日本・マレーシア首脳会議で合意した「日・マレーシア環境・エネルギー協働イニシアチブ」を受けて、①我が国建設企業が持っている環境に配慮した建設技術の紹介を目的とした「日・マレーシア建設会議」の開催、②マレーシアの地元企業等と我が国建設企業とのビジネスマッチングの開催、③建設・環境分野の国際見本市に参加し、我が国建設企業が有する環境技術等に対する海外ニーズの把握等を行う。また、上記のマレーシア国以外の有望な海外建設市場において、我が国建設業の海外におけるプレゼンス強化を図るとともに、我が国建設企業の技術や国内外の施工実績等のPR、相手国の政府関係者、地元関連業界等との交流促進を目的としたセミナーを開催し、地元企業等と我が国建設企業とのビジネスマッチングを開催することを目的とする。</p> <p>本業務の実施に当たっては、我が国建設企業の海外展開の現状に関する十分な見解を有していることに加えて、我が国建設業の海外でのプレゼンス強化のため諸外国の建設企業との関係で、我が国建設企業が優位性を有する技術や高品質・工程管理の強みといった優れた特徴を突出する国との政府関係者や地元関連業界等に対して幅広く認知させる創意工夫が必要であることから、企画競争により公募し、審査することとした。</p> <p>公募の後、(特社)海外建設協会1社が企画提案書を提出し、提出された企画提案書の内容について「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。</p> <p>その結果、(特社)海外建設協会の提案は、「業務の実施体制」において、十分な体制を有しており、「業務の理解度及び的確性」においては、業務の目的、条件、内容の理解度が高く、実施手順の妥当性と計画性の点で、基本的な骨組みはしっかりしており、「特定テーマに対する企画提案」においては、実現性について、基本的なコンセプトを押さえられ、これまでの業務経験や知識等が反映された提案内容となっており、本業務を的確に遂行できるとの審査結果となったため、当該業務の実施者として(特社)海外建設協会を選定したものである。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	9,002,228	8,998,269	100.0%	10	特社	国所管	1		<p>「平成23年度 我が国建設業の海外におけるプレゼンス強化事業」については、海外の旺盛なインフラ需要を取り込むため、なるべく早い段階から官民が連携して他国企業に対して競争出来る体制を構築する必要があるため、官民連携による海外プロジェクトの実現に向けて、プロジェクト構想段階から受注・実施段階に至るまで、総合的・戦略的な支援・推進体制を整備し、具体的案件の受注を目指す政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。</p> <p>今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成22年度より企画競争を実施し、平成23年度より、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、今後においても、事前公示を行った上で、本公示期間を20日以上確保(合計30日以上確保)、同種類似業務について、建設業・不動産業に関する何らかの業務を行っていたら良いとする方向で調整等を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。</p>	有
平成23年度 カンボジア国事業監理能力向上支援業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 中島正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.13	(特社)海外建設協会 東京都中央区八丁堀2-24-2	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本事業は、カンボジア国でのインフラ整備における事業監理や個別技術に関する実施機関の理解を促進するため、先方のニーズ、必要な技術等について調査し、また現地セミナーの実施支援等を行うことにより、事業監理能力向上の支援を行うものである。</p> <p>本業務を効果的に実施するためには、国際協力について十分な見識を有し、具体的な活動計画及び行程等を企画する能力が求められる。これらを踏まえて請負業者を選定する必要があるため、企画競争による技術提案を公募し審査することとした。</p> <p>企画競争方式に基づく企画提案書の提出要請に対し、(特社)海外建設協会1社が提案書を提出し、その内容について、「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。</p> <p>結果、当該提案は、業務実施体制において業務遂行に優れ、また「特定テーマに対する企画提案」において、過去の経験を踏まえた提案となっているなど独創性を有しているなどの評価ができたことから、当該業務の実施者として(特社)海外建設協会を選定したものである。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	6,027,000	5,999,700	99.5%	10	特社	国所管	1		<p>「平成23年度 カンボジア国事業監理能力向上支援業務」については、カンボジア国において、事業監理能力向上支援を行うことにより、官民連携による海外インフラプロジェクトの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。</p> <p>今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、事前公示を行った上で、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、今後においても、事前公示を行った上で、本公示期間を20日以上確保(合計30日以上確保)、担当技術者数条件は、案件ごとの精査を徹底する等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。</p>	無
平成23年度 日仏国際協力推進業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 中島正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.3	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町6-3-23ニュー麹ビル	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本事業は、フランスとの二国間交流を通じた国際連携・協力の強化や、わが国建設技術の海外展開促進を図ることを目的として実施する「第8回 日仏協働会議(ITS)」および「第2回日仏協働会議(持続可能な交通)」に際し、事前に相手国のニーズを調査し、会議運営を補助するとともに、会議結果を踏まえ、今後、協力・連携を進める技術・ノウハウについて検討し、とりまとめを行うものである。</p> <p>本業務を効果的に実施するためには、国際協力について十分な見識を有し、具体的な活動計画及び行程等を企画する能力が求められる。これらを踏まえて請負業者を選定する必要があるため、企画競争による技術提案を公募し審査することとした。</p> <p>企画競争方式に基づく企画提案書の提出要請に対し、1社が提案書を提出し、その内容について、「業務実施体制」、「実施方針・実施フロー・工程表」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。</p> <p>結果、(特社)国際建設技術協会の提案は、理解度に優れ、「特定テーマに対する企画提案」において、調査内容における着眼点、問題点、解決策を考慮した提案となっているなど具体性を有し、また、過去の経験を活かし独創性を有していると評価できたことから、当該業務の実施者として(特社)国際建設技術協会を選定したものである。</p> <p>当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	9,019,500	8,977,500	99.5%	11	特社	国所管	1		<p>「平成23年度 日仏国際協力推進業務」については、フランスにおいて、ITS、交通分野における官民連携による海外インフラプロジェクトの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。</p> <p>今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、事前公示を行った上で、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、今後においても、事前公示を行った上で、本公示期間を20日以上確保(合計30日以上確保)、担当技術者数条件は、案件ごとの精査を徹底する等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。</p>	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 中東等における我が国建設企業の国際展開促進のための案件形成支援等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 中島正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.14	(特社)海外建設協会 東京都中央区八丁堀2-24-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、我が国建設企業が競合国企業と対抗し、海外建設プロジェクトを積極的に受注していくために、当該海外プロジェクトの構想・デザイン段階から密接に関与し、中心的な役割を果たしていることが重要であるため、海外建設プロジェクトの案系形成等の支援の実施することにより、我が国建設企業の海外展開を促進することを目的としている。 本業務の実施に当たっては、我が国建設企業の国際展開の現状に関する十分な知見を有していることに加えて、諸外国の建設企業に対して、我が国建設企業が優位性を有する技術や高品質・工程管理の強みといった優れた特長を進出先国の政府関係者や地元関連業界等に対して幅広く認知させる創意工夫が必要であることから、企画競争により公募し、審査することとした。 公募の後、(特社)海外建設協会1社が企画提案書を提出し、提出された企画提案書の内容について、「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。 その結果、(特社)海外建設協会の提案は、「業務の実施体制」において、十分な体制を有しており、「業務の理解度及び的確性」においては、業務の目的、条件、内容の理解度が高く、実施手順の妥当性と計画性、業務量の把握の妥当性の点でも、基本的な骨組みはしっかりしている。「特定テーマに対する企画提案」については、具体性、実現性及び独創性について、基本的なコンセプトを押さえられ、これまでの業務経験や知識等が反映された提案内容となっており、本業務を的確に遂行できるとの審査結果となったため、当該業務の実施者として(特社)海外建設協会を選定したものである。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	5,008,500	4,999,134	99.8%	10	特社	国所管	1		「平成23年度 中東等における我が国建設企業の国際展開促進のための案件形成支援等業務」については、海外の旺盛なインフラ需要を取り込むため、なるべく早い段階から官民が連携して他国企業に対して競争出来る体制を構築する必要があるため、官民連携による海外プロジェクトの実現に向けて、プロジェクト構想段階から受注・実施段階に至るまで、総合的・戦略的な支援・推進体制を整備し、具体的案件の受注を目指す政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。 今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、今後においても、事前公示を行った上で、本公示期間を20日以上確保(合計30日以上確保)、同種類業務について、建設業・不動産業に関する何らかの業務を行ってほしいという方向で調整等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度 建設技術交流推進業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局 中島正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.1.10	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町5-3-23ニューオービル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、海外のインフラ事業を所管する高官(大臣級)1名および随行者2名程度を日本に1週間程度招聘し、今後の日本と当該国のインフラ分野における技術協力あり方に関する意見交換や、日本のインフラ技術の紹介等を行い、インフラ分野における当該国との協力関係強化を図ることを目的としている。 本業務を効果的に実施するためには、国際協力について十分な見識を有し、具体的な活動計画及び行程等を企画するとともに、相手国受け入れ機関との円滑な調整を行う能力が求められる。これらを踏まえて請負業者を選定するため、企画競争による技術提案を公募し、審査することとした。 企画競争方式に基づき企画提案書の提出要請に対し、(特社)国際建設技術協会1者が提案を提出し、その内容について、「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。 結果、(特社)国際建設技術協会の提案は、「業務実施体制」においては、十分な体制を有しており、「業務の理解度及び的確性」においては、業務内容を的確に把握しており、「特定テーマに対する企画提案」においては、実現性や独創性を十分に有しており、本業務に必要な広範で深い知識やノウハウを有しているものと評価できたことから、当該業務の実施者として(特社)国際建設技術協会を選定したものである。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	7,539,000	7,507,500	99.6%	11	特社	国所管	1	変更契約あり	「平成23年度 建設技術交流推進業務」については、海外のインフラ事業所管の大臣等の日本への招聘、意見交換等を行うことにより高速道路の分野における官民連携による海外インフラプロジェクトの推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、適正かつ効率的な支出をしてきている。 今後においても、類似事業については、同一業務の中で発注し、内容の精査を行いコスト削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、事前公示を行った上で、余裕を持った本公示期間を確保するといった競争性を高める取組を実施してきており、今後においても、事前公示を行った上で、本公示期間を20日以上確保(合計30日以上確保)、担当技術者数条件は、案件ごとの精査を徹底する等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
「第9回日ASEAN次官級交通政策会合」の実施・運営業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 日原 洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.5.12	(特社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町1-5-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、2011年6月、香川県高松市にASEAN各国の交通担当省の次官級クラス等を招聘し、政策対話や「日ASEAN交通連携プロジェクト」に関する専門家との対話等、今後国土交通省がASEANに対して実施する国際協力を効果的かつ円滑に進めることに資することを目的に開催する「第9回日ASEAN次官級交通政策会合」の実施・運営業務を行うとともに、これを契機に実施される我が国と各国との二国間会談等の実施運営業務をあわせて行う。 本事業の実施においては、単に会議の準備・運営だけではなく、ASEAN諸国からの出席者に対して、観光施設・交通施設の視察等を通して、日本の観光資源のPR及び観光プロモーションも行うものである。 しかしながら、当省は上記のような総合的な取り組みを提案する専門的な地権を有していないため、企画競争の結果を踏まえ当該法人を選定したものである。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であるため、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	12,073,118	11,959,375	99.1%	4	特社	国所管	2		「第9回日ASEAN次官級交通政策会合の実施・運営業務」については、国際約束(日ASEAN交通連携)を実現するといった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、業務内容のさらなる厳選化などに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より企画競争を実施し、平成22年度より自主的に公告期間の延長を行うといった競争性を高める取組を実施してきており、この結果複数者(2者)の応札などの効果が出てきているところである。 今後においても、一般競争入札への移行も含め、より効率的な業務を実施することにより、継続支出の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 日ASEAN物流分野キャパシティビルディング事業一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.29	(特社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町1-5-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、国土交通省がASEAN交通政策担当省との間で構築した「日ASEAN交通連携」の下で推進している「日ASEAN物流改善計画」の具体化の一環として、ASEANにおいて物流政策対話およびワークショップを開催し日ASEAN域内物流の効率化・均質化・調和を図るものである。本事業では、相手国との相互理解を深め、物流分野での課題を明らかにするため、ASEAN地域の物流分野に関する高度かつ専門的な知見が必要であり、本事業に含まれるワークショップには、物流事業者向けの実践的な技能に関する講義や実演会が含まれる。さらに、今年度はミャンマー、カンボジアで開催するが、我が国物流事業者の進出も進んでおらず、これまで十分な協力実績がないことから現地における物流事業者の様々なニーズ等を把握することが困難であり、当省にはこのような業務を遂行するための最適な手法に関する知見がなく、民間の知恵や経験を活用することにより、効果的・効率的な事業の実施を推進することが必要不可欠である。今般、選定された(特社)海外運輸協力協会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、選定された業者であり、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	12,120,710	12,118,975	100.0%	3	特社	国所管	1		「平成23年度日ASEAN物流分野キャパシティビルディング事業」については、国際約束(日ASEAN交通連携)を実現するといった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、事業内容のさらなる厳選化などに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より企画競争を実施し、平成22年度より自主的に公告期間の延長を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果複数者の関心表明(企画募集案内の入手)などの効果が出てきているところである。 今後においても、より多くの応募者を募るため、公示期間のさらなる延長や一般競争入札への移行も含め、より効率的な業務を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
平成23年度日ASEAN交通情報プラットフォーム事業一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.14	(特社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町1-5-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、AJTP(日ASEAN交通連携)ウェブサイトの一般公開に向けて、適切なサーバー環境の確保及びウェブサイト管理を行うとともにASEAN各国の担当者と密に連絡を取る等により、統計情報の拡充を図るものである。具体的には、情報の収集・整理及び共有・データ収集方法等に関するセミナーを開催した結果を踏まえ、環境に関する交通統計等、交通政策の実施に必要な統計項目について検討し、共通テンプレートの項目の追加・改善案を提案するなど、交通統計の統一な整備を推進するもの。 よって、本事業の実施にあたっては、ASEAN各国との人的なネットワークや信頼関係の構築及び民間企業等のアイデアや専門的な知識を活用して、最適な効果や成果を出す必要がある。さらにASEAN各国を対象としたセミナー・専門家会合の開催及びウェブサイトの構築等の業務実績を有していることが必要である。 今般、選定された(特社)海外運輸協力協会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、選定された業者であり、会計法第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	5,454,576	5,391,652	98.8%	3	特社	国所管	1		「平成23年度日ASEAN交通情報プラットフォーム事業」については、国際約束(日ASEAN交通連携)を実現するといった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、事業内容のさらなる厳選化などに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成22年度より企画競争を実施し、平成22年度より自主的に公告期間の延長を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果複数者の関心表明(企画募集案内の入手)などの効果が出てきているところである。 今後においても、より多くの応募者を募るため、公示期間のさらなる延長や一般競争入札への移行も含め、より効率的な業務を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
平成23年度日ASEAN交通分野における環境に関する行動計画策定支援事業一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.14	(特社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町1-5-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、国土交通省がASEAN交通政策担当省との間で策定した「日ASEAN交通分野における環境に関する行動計画」に沿ってASEAN各国が自国の交通分野における環境に関する取組を推進するための計画(国別実施計画)策定支援のために、交通分野における環境に関するセミナーを開催し、行動計画の進捗状況のフォローアップを随時実施しながら国別実施計画ドRAFTを策定するものであり、環境対策に関する高度かつ専門的な知見を必要とする。 当省には本事業で実施する交通分野における環境に関する取組を推進するための国別実施計画策定について最適な手法に関する知見がなく、民間の知識や経験を活用することにより、効果的・効率的な事業の実施を推進することが必要不可欠である。 今般、選定された(特社)海外運輸協力協会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	14,609,537	14,496,000	99.2%	3	特社	国所管	1		「平成23年度日ASEAN交通分野における環境に関する行動計画策定支援事業」については、ASEANにおける交通分野における環境対策を推進するといった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、事業内容のさらなる厳選化などに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より企画競争を実施し、平成22年度より自主的に公告期間の延長を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果複数者の関心表明(企画募集案内の入手)などの効果が出てきているところである。 今後においても、より多くの応募者を募るため、公示期間のさらなる延長や一般競争入札への移行も含め、より効率的な業務を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札応募者数			
平成23年度物流教育機関及び物流事業者の連携による人材育成支援事業一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.18	(特社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町1-5-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 平成23年度物流教育機関及び物流事業者の連携による人材育成支援事業(以下、「本事業」という。)は、国土交通省がASEAN交通政策担当省と間で構築した「日ASEAN交通連携」のもと、日本の物流事業者とASEAN諸国の物流教育機関が連携した人材育成を推進することで、日ASEAN域内の物流サービスの質を総合的に向上させる取組みを推進するものである。 本事業においては、ASEAN各国にある物流教育機関の学生を日本の物流事業者(日本または現地法人)にインターンさせ、日本の物流事業者の業務の現場に入っで学んでもらうことを通じて、将来的にASEAN域内における物流網の改善を行って人材を輩出することを目的とする。本事業を推進するためには、まずASEAN各国において、どのような物流教育機関があるかの全体像の調査を行い、その物流教育機関のカリキュラムの概要及び学生の質や、各機関の運営上のニーズ(カリキュラムを実施するための講師の不足、OJT実施の要望、卒業生の就職状況等)を把握する必要がある。ASEAN地域の物流分野の現状に関する深い知識が求められる。さらにインターン生を受け入れる側の日本の事業者についても、どのような実施形態であればメリットを享受できるか(現地の知名度の向上、インターン生の現地法人への就職等)や提供できる教育内容(安全管理のノウハウ、複合一貫輸送の方案等)に加え、インターンにおいて実施する内容について、アジアフレイトフォワードーズ協会(AFFA)や国際連合アジア太平洋経済社会委員会(UN ESCAP)等で作成しているカリキュラムとの関係や補充関係を検討しつつ、上記の日本の物流事業者とASEAN諸国の物流教育機関のニーズを考慮し、適切なカリキュラムの構築を行う必要があることから、物流業界に関する高度かつ専門的な知見が求められる。このように、本事業を遂行するための最適な手法に関する知見は当局にはなく、民間の知識や経験を活用する必要がある。 このため企画競争を実施し、提出された企画提案書の中から最も適切な能力及び手法等を有し、確実に事業の実施が可能な事業者を選択することにより、効果的・効率的な事業の実施を推進することが必要不可欠である。 今般、選定された(特社)海外運輸協力協会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された業者であり、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	5,995,180	5,991,461	99.9%	3	特社	国所管	1	「平成23年度物流教育機関及び物流事業者の連携による人材育成支援事業」については、ASEANにおける物流分野における人材育成といった政策目的の達成のために必要な支出である。今後、内容のさらなる厳選化などに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に自主的に公告期間の延長を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果複数者の関心表明(企画募集案内の入手)などの効果が出てきているところである。 今後においても、一般競争入札への移行も含め、より効率的な業務を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無	
ロシアにおける我が国運輸インフラ輸出、物流改善等進出企業支援に向けての規制等実態調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.5	(特社)ロシアNIS貿易会 東京都中央区新川1-2-12	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、ロシアにおいて、今後、炭田等開発に伴う運輸インフラ整備の需要、巨大な市場を背景とした自動車や家電等我が国製品の輸出拡大等が見込まれている中、ロシアにおける規制等障害となる事項、優遇税制免れメリットとなる事項等について網羅的に調査するものである。 また、ロシア進出日系企業の支援のため、物流網における障壁状況や、港湾、シベリア鉄道等既存の運輸施設利用における問題点等について調査を行い、ロシア進出の日系企業が安心してシームレスで低コスト且つ安定的な物流を享受できる要件等について整理を行い、当該情報をもとに、官民ラウンドテーブルや関係省庁との対話においてロシア関係当局やロシア鉄道等に対し改善を求めていくこととしており、我が国及びロシアにおける運輸インフラ整備や物流に関する高度かつ専門的な知見を必要とする。 当省には本事業で実施するロシアにおけるインフラ整備状況・課題、物流の現況や改善提案等に関する知見がないため、民間の知識や知見を活用することで、より効果的・効率的に事業実施を推進することが必要である。 今般選出された(特社)ロシアNIS貿易会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、最も高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	14,500,446	14,499,413	100.0%		特社	国所管	2	「ロシアにおける我が国運輸インフラ輸出、物流改善等進出企業支援に向けての規制等実態調査」については、ロシアへの海外インフラ輸出の障壁等を調べるとともに、我が国企業のロシア進出を支援するといった政策目的の達成のために必要な支出である。今後、内容のさらなる厳選化などに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に自主的に公告期間の延長を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果複数者の関心表明(企画募集案内の入手)などの効果が出てきているところである。	無	
平成23年度 日ASEAN交通連携における防災に関する協力事業一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.1.12	(特社)海外運輸協力協会 東京都中央区日本橋浜町1-5-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、ASEAN各国の交通関係省における防災対応施策等の状況を調査し、その結果を踏まえ、我が国とASEAN各国の交通分野における防災に関する技術、知見及び経験の共有等を目的として「交通分野における防災特別専門委員会」を開催し、各国の状況や課題、必要とされる取組み項目及び実施方法を把握した上で、我が国が協力可能な分野をASEAN各国に提案することを目的とする。 本事業で実施する調査には、ASEAN各国の交通分野における防災対策に関する高度かつ専門的な知見が必要とされるが、当省にはそれらに関する知見がない。そこで、民間の知識や知見を活用することで、より効果的・効率的に事業実施を推進することが必要である。 また、本事業での専門委員会実施運営には、ASEAN各国との人的なネットワークや信頼関係の構築及び民間企業等のアイデアや専門的な知見を活用して、最適な効果や成果を出すことが必要不可欠となる。 今般、選定された(特社)海外運輸協力協会は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、選定された業者であり、会計法第29条の3第4項に規定する契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	10,935,107	10,934,039	100.0%	3	特社	国所管	1	「平成23年度 日ASEAN交通連携における防災に関する協力事業」については、国際約束(日ASEAN交通連携)を実現するといった政策目的の達成のために必要な支出である。今後、内容のさらなる厳選化などに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に自主的に公告期間の延長を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果複数者の関心表明(企画募集案内の入手)などの効果が出てきているところである。 今後においても、一般競争入札への移行も含め、より効率的な事業を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
公的個人認証サービス失効情報の提供一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 日原 洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.1	(特財)自治体衛星通信機構 東京都港区虎ノ門5-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国土交通省所管行政に係る申請・届出のうち、インターネット等の情報通信技術を利用する方法により提出されたもので、当該申請・届出等に電子署名された情報について、当該申請・届出等を行った者が適正に当該電子署名を行ったことを確認するために、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき、都道府県知事の委任を受けた指定認証機関が発行した電子署名に係る当該指定認証機関が提供する失効情報をOCSPレスポンド照会方法により、当該指定認証機関から情報を受けるものである。 本業務に関して、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条に基づき、総務大臣から指定認証機関に指定(平成15年11月14日)され、同法に基づく都道府県知事が行う認証事務を都道府県知事から委任されて行っている指定認証機関が、我が国では、上記機関のみである。従って、同法に基づく署名検証者(本件の場合は、国土交通省)に対する失効情報の提供は、上記機関のみが実施できる。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	3,500,000	3,500,000	100.0%		特財	国所管	1		「公的個人認証サービス失効情報の提供」については、オンラインで申請された申請書に添付された電子署名が有効であるか確認するために、電子署名の失効情報の提供を受けるものであり、オンライン申請のサービスのために必要な支出であるが、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第34条第6項において、情報提供手数料の額は、指定認証機関(財団法人自治体衛星通信機構)が定めるものとされており、これに基づいた額を支出していることから、今後においても、支出の見直しは困難である。 また、当該支出に係る契約においても、同法第34条に基づき総務大臣から指定されている指定認証機関は、上記機関のみである。従って、同法に基づく失効情報の提供は、上記機関のみが実施可能なため、今後においても、契約内容の見直しは困難である。	有
国際比較プログラム(ICP:International Comparison Programme)2011年ラウンドに係る調査・分析等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.29	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国際比較プログラム(ICP:International Comparison Programme)とは、為替レートによらずに各国の購買力平価を算出し、各国の国内総生産(GDP)の実質比較を行うことを目的として、世界銀行の主導により実施しており、我が国は第3期事業(1975年対象)から参加している世界事業である。 このうち、国土交通省は、ICP事業の一環として実施するEurostat - OECD購買力平価プログラムの建設(建築・土木)調査を担当し、建設生産物の国際比較のための価格データの提供を行っている。 本業務は、OECDから送付された工事種類毎の数量明細書に対応した、資材・労務費等の価格調査を行い、工事種類毎の全体価格を把握するとともに、価格作成に必要な調査手法等の検討・分析等を行うものであるが、ICP事業は各国の国内総生産(GDP)の実質比較を行う国際統計であるため、数量明細書の価格精度を時系列的に確保することが参加各国に求められており、日本全域の建築工事、土木工事及び設備工事における設計書及び資材価格、施工単価等の価格調査の実情に精通していることはもちろんのこと、諸外国の建設事業に関する幅広い見識を有していることが必要不可欠である。 上記業者は、提案要領に基づく企画競争を実施した結果、高い評価を受け、最適な業者として選定されたものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者を契約相手先として選定することとしたい。	2,312,846	2,310,000	99.9%	3	特財	国所管	1		「国際比較プログラム(ICP:International Comparison Programme)2011年ラウンドに係る調査・分析等業務」については、各国通貨の購買力平価を算定し、各国の国内総生産(GDP)の実質比較といった政策目的の達成のために必要な支出であり、事業を実施するOECDからの依頼を受けて実施している調査業務であることから事業に対する改善の余地はないが、仕様書内容の見直しにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成20年度より、より競争性の高い契約形態への見直しにより企画競争を導入し、平成23年度においては、企画競争参入要件等の見直しといった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、契約準備期間等の確保を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年(2011年)産業連関表作成のための推計に係る調査・検証等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.1.11	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、10府省庁の共同事業として5年に一度作成する平成23年(2011年)産業連関表を作成するにあたり、担当する建築工事・土木工事及び不動産等の各部門に係る推計方法について、前回表における推計方法のさらなる精度の向上を目的として、前回表で利用した推計資料の現存を把握するとともに、前回表の推計方法の検証を踏まえた上で、次回表で使用する推計資料及び推計方法の提案を行うものであるが、推計にあたっては、分析の信頼性に直結する実態に沿った精度を確保することが必要不可欠であり、さらに、平成23年(2011年)産業連関表作成に当たっては、東日本大震災の影響を十分に考慮する必要がある。 このため、本業務を適切に実施するには、建築工事・土木工事における全国の建設資材・労務賃金等の積算体系、不動産の実態に精通しているとともに、産業連関表における推計の調査・研究に関する経験や知識、さらには東日本大震災の影響も含めた推計資料及び推計方法を提案するにあたって、推計資料とする事的確性を判断できる統計の知識にも精通した幅広い見識を有していることが必要不可欠である。 以上のことから、信頼性の高い提案手法について提案要領に基づく企画競争を実施し、最適な提案を行った相手方を選定する必要であり、上記業者は、提案要領に基づく企画競争を実施した結果、高い評価を受け、最適な業者として選定されたものであり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、上記業者を契約相手先として選定することとしたい。	2,865,689	2,856,000	99.7%	6	特財	国所管	1		「平成23年(2011年)産業連関表作成のための推計に係る調査・検証等業務」については、作成対象年次における我が国の経済構造を総体的に明らかにするとともに、経済波及効果分析や各種経済指標の基準改定を行うための基礎資料を提供する目的の達成のために必要な経費であるが、今後においても、同種の業務において仕様書内容の見直しに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より企画競争参入要件において競争性を高める取り組みを実施しており、今後においても、同種の契約にあたっては、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
アジア共通交通政策の策定に向けた検討ツール活用に関する調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 中島 正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.5.13	(特財)国土計画協会 東京都港区新橋1-17-4	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本調査は、アジア共通交通政策の策定に向けた研究の推進に資する知的プラットフォーム形成について検討を進めるため、平成22年度に引き続いてアジア域内における交通統計データ等の収集・整理および更新を行った上で、アジア各国の行政及び研究者間で共有化するための枠組を検討するとともに、交通政策検討ツールの構築及び今後の活用方策、および各国の研究者との情報交換について検討するものである。</p> <p>的確な調査を遂行し得る者を選定すべく企画競争を実施することとし、国土計画局企画競争有識者委員会(以下、「有識者委員会」という。))における審議を経て、企画提案書の募集を広く募ったところ、2者から応募があり、企画競争実施委員会での審査の上、有識者委員会で審議した結果、(財)国土計画協会の提案は、以下の理由により他者に比べて高い評価を得て、本調査に係る業者として特定した。</p> <p>①業務実施能力・業務実施体制について、アジア共通交通政策に関する業務実績が豊富であり、高い業務遂行能力が見込まれる。また、調査体制においても非常に充実した体制となっている。</p> <p>②個別の調査テーマに関する業務内容の理解度・実現性・独創性について、提案内容が具体的であり、実現性が高い。</p> <p>以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、同相手方と随意契約を締結するものである。</p>	11,427,150	11,000,000	96.3%	14	特財	国所管	2	<p>本調査は、アジア共通交通政策の策定に向けた研究の推進に資する知的プラットフォーム形成について検討を進めるため、平成22年度に引き続いてアジア域内における交通統計データ等の収集・整理および更新を行った上で、アジア各国の行政及び研究者間で共有化するための枠組を検討するとともに、交通政策検討ツールの構築及び今後の活用方策、および各国の研究者との情報交換について検討するものである。本業務の発注にあたっては、業務内容を精査するとともに、十分な成果が得られるよう適切な検討調査期間を確保する観点から、企画書の募集を早期に行うことにより、審査・契約時期を早め、効率的な支出に取り組んできた。</p> <p>また、企画競争入札にあたっては、企画提案書作成要領は提案者の創意工夫を求める内容とする、公正な評価基準を設けるといった競争性を高める取り組みを実施し、有識者による審査委員会の意見を伺うことにより公正・公平な企画競争を実施してきたところ、この結果、民間企業1社、公益法人1者からの応募があった。</p> <p>なお、目的を達したため、平成23年度で本事業は終了した。また、今後も類似の発注をすることがあった場合には、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、継続支出の解消に取り組む。</p>	有	
アジア各国の国土政策に係る具体的施策分析等に関する調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 中島 正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.10	(特財)日本開発構想研究所 東京都港区虎ノ門1-16-4	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本調査は、アジア諸国の計画及び戦略等の整理・分析を行い、その推進のための具体的施策について、実態調査を実施するなどして、整理・分析を行うものである。創意工夫による積極的な企画を求める必要があることから、企画競争の手続きにより契約の相手方を選定することとした。</p> <p>的確な調査を遂行し得る者を選定するための企画競争を実施することとし、企画提案書の募集を行ったところ、4者から応募があり、各企画提案書の内容をそれぞれ理解度、具体性、創造性、業務実施体制及び配置予定技術者の手持ち業務の状況の観点から比較検討を行った。その結果、(財)日本開発構想研究所からの提案が、本業務の目的としている事項の検討・分析等の手法について、よく理解を、的確かつ具体的に示されており、企画競争有識者委員会での意見聴取を経た上で、企画競争実施委員会において本業務を実施するにあたり最も効果的と認められた。</p> <p>よって、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続きを行うものである。</p> <p>以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、同相手方と随意契約を締結するものである。</p>	13,006,350	12,988,500	99.9%	1	特財	国所管	4	<p>本業務は、アジア諸国の地域政策・計画推進の具体的施策を把握し、国際協力業務に資するための経費である。本業務の発注にあたっては、業務内容を精査するとともに、十分な成果が得られるよう適切な検討調査期間を確保する観点から、企画書の募集を早期に行うことにより、審査・契約時期を早め、効率的な支出に取り組んできた。</p> <p>また、企画競争入札にあたっては、企画提案書作成要領は提案者の創意工夫を求める内容とする、公正な評価基準を設けるといった競争性を高める取り組みを実施し、有識者による審査委員会の意見を伺うことにより公正・公平な企画競争を実施してきたところ、この結果、民間企業3社、公益法人1者からの応募があった。</p> <p>なお、目的を達したため、平成23年度で本事業は終了した。また、今後も類似の発注をすることがあった場合には、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p>	無	
平成23年度教育分野への地理空間情報の活用推進プロジェクト一式	支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 中島 正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.4	(特財)日本総合研究所 東京都港区赤坂4-8-20	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>企画提案書の招請を行った結果、財団法人日本総合研究所を含め6者より企画提案書が提出された。</p> <p>提出された企画提案書について審査を行ったところ、財団法人日本総合研究所から提出された企画提案書は、業務内容の理解度、提案内容の実現性、配置予定技術者の経験及び能力の観点から高く評価できるものであった。</p> <p>以上から、財団法人日本総合研究所は本業務に係る企画競争の手続きにおいて、最適と特定された企画提案書の提出者であり、本業務を遂行するにあたり最適な法人であると判断できることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、本業務の契約について、同社と契約を締結したものである。</p>	17,684,100	17,640,000	99.8%		特財	国所管	6	<p>本業務は、教育関係機関との連携による教員へのGIS研修機会の設定や情報提供を通じて、組織的・継続的にその普及を図るための経費である。本業務の発注にあたっては、業務内容を精査するとともに、十分な成果が得られるよう適切な検討調査期間を確保する観点から、企画書の募集を早期に行うことにより、審査・契約時期を早め、効率的な支出に取り組んできた。</p> <p>また、企画競争入札にあたっては、競争参加条件に過去の実績等を設定せず、企画提案書作成要領は提案者の創意工夫を求める内容とする、公正な評価基準を設けるといった競争性を高める取り組みを実施し、有識者による審査委員会の意見を伺うことにより公正・公平な企画競争を平成21年度より実施してきたところ、この結果、平成22年度は公益法人1者、公益法人以外の者1者の応募があったが、平成23年度は公益法人2者、公益法人以外の者4者が応募しており、公益法人以外の者の応募者数が増えるなど参入拡大の効果が出てきているところである。</p> <p>なお、目的を達したため、平成23年度で本事業は終了した。また、今後も類似の発注をすることがあった場合には、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、継続支出の解消に取り組む。</p>	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度地方公共団体における地理空間情報の活用推進に係る総合的課題等に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省 中島 正弘 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.12	(特財)日本開発構想研究所 東京都港区虎ノ門1-16-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 企画提案書の招請を行った結果、財団法人日本開発構想研究所を含め7者より企画提案書が提出された。提出された企画提案書について審査を行ったところ、財団法人日本開発構想研究所から提出された企画提案書は、業務内容の理解度、提案内容の実現性等において、他者よりも高い評価とされた。 以上から、財団法人日本開発構想研究所は本業務に係る企画競争の手続きにおいて、最適と特定された企画提案書の提出者であり、本業務を遂行するに当たり最適な法人であると判断できることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、本業務の契約について、同社と契約を締結したものである。	12,801,600	12,684,000	99.1%	1	特財	国所管	7	本業務は、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)、同法に基づく地理空間情報活用推進基本計画(平成20年4月15日閣議決定)に基づき、地理空間情報の活用に関する国民の理解と関心を深めるため地域における地理情報システムを活用した取組の推進を行うための経費であるが、今後においても業務内容を十分精査し、効率的な支出に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいくこととしている。 また、企画競争入札にあたっては、競争参加条件に過去の実績等を設定せず、企画提案書作成要領は提案者の創意工夫を求める内容とする、公正な評価基準を設けるといった競争性を高める取り組みを実施し、有識者による審査委員会の意見を伺うことにより公正・公平な企画競争を実施してきており、初年度である平成23年度においては公益法人2者、民間企業5社が応札し、平成24年度においては民間企業3社が応札したところである。今後とも事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	無	
平成23年度地域づくりにおける外部人材の育成・マッチング機能を担う中間支援組織のあり方に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省 国土政策局長 小島 愛之助 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.26	(特財)日本地域開発センター 東京都港区虎ノ門1-11-7	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、外部人材の育成とマッチングを担う中間支援組織の活動を支援する観点から、外部人材と中間支援組織を活用した集落活性化方策について調査し、今後の中間支援組織のあり方について提言を行うものである。 本業務の実施にあたっては、集落の活性化に関する基本的な現状認識はもろろんのこと、外部人材を活用した地域づくりに関する知識と併し、全国で活動する中間支援組織について幅広い知見を有しているなど、高い専門性が必須である。 このため、調査の実施にあたり、国土政策局企画競争有識者委員会(以下、「有識者委員会」という。))での審議を経て、企画提案を広く募集し、企画提案書作成要領を43社に手交した。 この結果、財団法人日本地域開発センターを含む9社から応募があり、有識者委員会にて審議の上、企画競争実施委員会にて審査したところ、財団法人日本地域開発センターの提案は、 ①「外部人材と中間支援組織を活用した集落活性化事例調査」について、限られた期間の中で事例分析に力を置き、事例の整理分析手法として、他社でも提案されている活性化活動の発展段階の整理に加え、活動内容面や支援形態面での分類など、包括的・多面的な手法の提案がなされている。加えて、長年培ってきた地域振興アドバイザー派遣事業の実績の活用が期待されるとともに、都市部における参考事例や東日本大震災関連の参考事例の収集、また、学識経験者による評価など、独自の提案が多く含まれている。 ②「マッチング機能を担う中間支援組織についての展望」については、他社でも提案されている提言内容の具体イメージの提示にとどまらず、提言内容について地域でわかりやすく活用してもらえるようリーフレットの作成など調査成果の活用手法や、本調査を契機とした中間支援組織間の情報共有プラットフォーム構築の検討など、単なる調査分析にとどまらない具体的な独自の提案がある。 ③調査成果のとりまとめに向けた具体化作業に一貫性があり、成果活用のイメージも明確である。 ④本業務の趣旨に沿って論点が整理されている。 ⑤調査項目ごとの調査対象や調査方法等が具体的に示されている。 ことから、同社の提案は他社に比べて高い評価を得たものであり、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続を行うものである。 以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項により同社と随意契約を行うものである。	14,994,000	14,962,500	99.8%	1	特財	国所管	9	本業務は、外部人材の育成とマッチングを担う中間支援組織の活動を支援する観点から、外部人材と中間支援組織を活用した集落活性化方策について調査し、今後の中間支援組織のあり方について提言を行うための経費である。本業務の発注にあたっては、業務内容を精査し、必要最低限の調査を実施するなど効率的な支出に取り組んできた。 また、企画競争入札にあたっては、企画提案書作成要領は提案者の創意工夫を求める内容とする、公正な評価基準を設けるといった競争性を高める取り組みを実施し、有識者による審査委員会の意見を伺うことにより公正・公平な企画競争を実施してきたところ。この結果、民間企業8社、公益法人1者からの応札があった。 なお、目的を達したため、平成23年度で本事業は終了した。また、今後も類似の発注をすることがあった場合には、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	無	
平成24年地価調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・水資源局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-2	H23.4.1	(特社)日本不動産鑑定協会 東京都港区虎ノ門3-11-15	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の26,000地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,800人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が整備されている必要がある。 本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、社団法人日本不動産鑑定協会1社から企画提案書が提出された。 社団法人日本不動産鑑定協会から提出された企画提案書の内容を企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会において審議した結果、分科会の運営手法・手順について、支部などを通じた連絡・調整など効率的かつ有効な運営手法が提案されているとともに、鑑定評価に必要な情報の整理・提供についても、統一された基準等に基づく適正な整理手法を提案するなど具体的な提案が行われていると認められ、特定テーマに対しても優れた企画提案を行っていることから、社団法人日本不動産鑑定協会を契約の相手方として最適切者と判断し、特定したものである。	166,391,400	159,906,600	96.1%	1	特社	国所管	1	地価調査業務については、地価公示法に基づき、不動産鑑定士による鑑定評価を行い、毎年1月1日時点における標準地の正常な価格を判定し公示するという政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、160百万円(平成22年度)を150百万円(平成23年度当初、その後、東日本大震災の被災地における運用指針作成等の変更契約を行った)まで削減してきた。 今後においても、分科会の運営に必要な経費の削減に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成20年より企画競争を実施し、平成23年度より、仕様書の業務内容について、新規参入希望者が十分理解するために詳細な記載を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、説明書を取りに来たものが2者に増える効果が出てきているところである。 今後においても、仕様書の業務内容について詳細な記載を行った上で、公示期間の十分な確保を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
建設企業の事業転換支援及びノウハウ・技術移転支援に関する調査検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長 北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.6	(特財)建設業振興基金 東京都港区虎ノ門4-2-12	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、新事業展開、転廃業、再編等(以下「新事業展開等」という。)を図ろうとする建設企業に対して、各分野の専門家の派遣等を行い、継続してコンサルティングを行うことを通じて、新事業展開等を図る上での課題を調査・検討及び大手建設企業・異分野企業等の優れたノウハウ・技術を集約し、これを希望する中小・中堅建設企業等に対して紹介するノウハウ・技術移転拠点を設置し、ライセンス市場の拡大と意欲ある中小・中堅建設企業の新しい事業分野の開拓を支援することを通じて、新しいノウハウ・技術を活用したフィージビリティのあり方及び新事業展開について調査・検討を行い、建設企業の新事業展開等の促進及び経営力の強化を図ることを目的として実施するものである。 本事業を行うためには、建設産業及び建設行政に精通するとともに、建設企業の事業転換支援及びノウハウ・技術移転支援に関する調査・分析能力が求められるとともに、事業内容を的確に把握し、確実かつ円滑に事業を実施する必要があることから、事業内容の具体的な実施方法に対する企画提案に対して、事業の理解度、事業実施の的確性、具体性、実現性、独創性の観点から評価を行う企画競争を実施し、その結果、財団法人建設業振興基金のみから企画提案書が提出され、内容を審査した結果、提出された企画提案書は、本事業の目的、条件、内容を十分に理解し、具体的かつ確実な実施体制の下、計画的かつ実践的な実施手順にて、建設企業の事業転換支援及びノウハウ・技術移転支援を実施するとともに、調査・分析を行う内容となっており高い評価を得たことから、本事業の実施者として特定したものである。	159,352,525	154,993,781	97.3%	6	特財	国所管	1		建設企業の事業転換支援及びノウハウ・技術移転支援に関する調査検討業務については、建設企業の新しいノウハウ・技術を活用したフィージビリティのあり方及び新事業展開についての調査・検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、本事業を利用した建設企業や本事業において国土交通省と協定を締結した都道府県・金融機関からのフィードバック等を通じた事業の見直し等に取り組みることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、適切に仕様を作成したうえで、企画提案を求め、有識者に意見を伺い、公正かつ適正に業者選定を行う企画競争を行っており、この結果、公募による企画競争により、競争性を確保しているところである。 今後においても、公告期間を十分に確保した上で、企画競争実施に際して競争性が十分に確保されるよう努める。また、資料を要望した企業であり、かつ、入札をしなかった企業より、「建設企業の事業転換支援に関する調査検討業務及びノウハウ・技術移転支援に関する調査検討業務を両方実施することが困難である」との意見が寄せられたため、平成24年度においては、建設企業の事業転換支援に関する調査検討業務とノウハウ・技術移転支援に関する調査検討業務を分割で発注する。以上を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度主要都市における高度利用地の地価分析に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 土地・水資源局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-2	H23.4.18	(特財)日本不動産研究所 東京都港区虎ノ門1-3-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、地価動向を先行的に表しやすい主要都市における高度利用地の150程度の地区について、詳細な市場分析及び土地価格の判定(年1回、平成24年1月1日時点)を行い、今後の地価動向を見通すための参考情報として広く提供し、併せてその分析過程において得られた諸データを地価公示における地価の判定等に活用するための調査を行うものである。 本業務の実施にあたり、企画提案書の応募を行ったところ、企画提案書を出した者は(財)日本不動産研究所のみであった。 企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会の審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性、調査手法における的確性及び独自提案についても優れたものであると認められ、特定テーマに対しても優れた企画提案を行ったものである。また、組織を活用した優れた実施体制となっており、調査精度を高く実現できるものであると評価し、(財)日本不動産研究所を委託するにあたっての最適格者と判断し特定したものである。	80,026,800	79,810,500	99.7%	1	特財	国所管	1		主要都市における高度利用地の地価分析に関する調査業務については、四半期毎に地価動向・不動産市場に関する情報を把握・提供し、不動産取引における国民の関心の増大や企業活動の円滑化を図るとともに、不動産市場を活性化するという政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、120百万円(平成22年度)を80百万円(平成23年度)まで縮減できている。 今後においても、情報提供内容や調査対象地区について見直しに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成19年より企画競争を実施し、平成23年度より、公示日より提案書の提出日までの期間を十分確保するといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果説明書を取りに来たものが2者に増える効果が出てきているところである。 今後においても、公示期間を十分に確保した上で、仕様書の業務内容について詳細な記載を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 なお、平成24年度の支出においては、応札・応募者は2者であり、一者応札は解消されている。	有
平成25年土地基本調査に係る標本設計の検討等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・水資源局長 内田 要 東京都千代田区霞が関2-1-2	H23.6.9	(特財)統計情報研究開発センター 東京都港区南青山6-3-9	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、我が国における土地の所有及び利用の状況を総合的に把握するために、平成25年に予定されている第5回土地基本調査(以下「第5回調査」。)について、平成21年経済センサス基礎調査結果及び法人企業統計調査名簿等)を活用した母集団名簿整備手法の検討、精度向上に向けた検証、パネルデータによる企業の土地所有・利用に関する変化の分析、資本金1億円以上の会社法人に係る名簿の作成、第5回調査に向けた標本設計等の検討を行うものである。また、第5回調査の回収率の向上につながる精度を向上するために必要な業務であり、本業務を適切に遂行するためには、推計手法等の統計理論に対する知見を有するとともに、業務内容を十分理解した上で、業務を効果的・効率的に実施できるノウハウを有している者であることが必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、財団法人統計情報研究開発センター1社から企画提案書が提出された。 財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分理解していると同時に、統計理論に対する豊富な知識を有していることから、本業務を実施するための適切な業務遂行能力があると判断し、契約の相手方として財団法人統計情報研究開発センターとの随意契約を行うこととした。	16,991,100	16,825,855	99.0%	2	特財	国所管	1		標本設計等業務については、5年ごとに実施する土地基本調査の確実な達成のために必要な支出であるが、次回調査時においても、業務全体の効率化に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、参加要件を最低限のものとする、仕様書の明確化等といった競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においては、発注単位の再検討等を実施することにより、一者応札、競争性の無い随意契約の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
建設業取引適正化センター設置業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.1	(特財)建設業適正取引推進機構 東京都港区赤坂3-21-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務では、建設工事の請負契約に関する相談窓口を設置し、運営させることとなるため、「適正化センターの設置及び運営のための業務方針及び着眼点」を特定テーマとする企画競争方式による企画提案書を公募し、審査することとした。 公募の結果、1社から企画提案書の提出があり、提出された企画提案書について、「業務実施体制」、「運営方針」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。その結果、財団法人建設業適正取引推進機構の提案は、次の点で本業務を適切に実施できるものと判断される。 ・「業務実施体制」においては、本業務を行うに際し適確な業務経歴を有しており、専任性を保持できること ・「運営方針」においては、十分な業務理解度を有しており、実施手順についても適切であること ・「特定テーマに対する企画提案」においては、本業務の重要箇所を理解しており、説得力や具体性のある提案内容であること 以上のことから、本業務の実施者として財団法人建設業適正取引推進機構を選定することとした。	58,526,790	58,499,700	100.0%	1	特財	国所管	1		建設業取引適正化センター設置業務については、公共投資の継続的減少、民間設備投資の減少などにより建設企業の経営状況が悪化している現在、元請下請間のトラブルについても増加傾向にあり、こうしたトラブルに対してその未然防止や解決に向けたアドバイス等を行う、建設業の健全な発達のために不可欠な事業であるが、これまで過去の相談件数や相談内容を勘案し支出の内容を見直すことにより、60百万円(平成22年度)を57百万円(平成24年度)まで縮減できている。 今後においても同様の見直しより、一層の支出の削減に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年より企画競争を実施し、平成22年度より、競争参加条件において配置予定技術者の人数要件・業務実績要件・専任制の廃止、公認会計士の勤務の廃止による参加条件の緩和、発注予定情報・企画競争実施の公示のHPへの掲載、公示期間の延長といった競争性を高める取り組みを実施してきているところである。 今後においても、参加者の検討時間を十分に確保するための公示期間の延長や地方整備局等のHPへの発注情報掲載協力依頼等を実施することにより継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
復旧・復興工事における現場配置技術者等の実態調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長内田要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.1.26	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務を行うためには、建設工事に係る技術者制度に関する知識と経験が必要であるため、本業務の円滑かつ着実な遂行を図る観点から、業務の実施方針、フローチャート、工程計画についての提案と、「現場配置技術者の配置実態調査手法の提案」を特定テーマとする企画提案書を公募し審査することとした。 企画提案書は3者から提出され、その内容について「調査体制」「実施方針・実施フロー」「工程表」「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行い、提案書の特定にあたっては有識者委員会の意見を聴取した。 その結果、財団法人国土技術研究センターの提案は、「実施方針・実施フロー・工程表」については、目的、条件、内容が簡潔に表現されており理解度が高く、「特定テーマに対する企画提案」については、具体性、実現性及び独創性のいずれの評価項目についても妥当な内容であり、他社の提案より優秀であった。 以上のことから、当該業務の実施者として財団法人国土技術センターを選定することとした。	17,012,538	17,010,000	100.0%	1	特財	国所管	3		復旧・復興工事における現場配置技術者等の実態調査業務については、東日本大震災に係る復興工事における適正な施工を確保する政策目的の達成のために必要な支出である。 今後においても、支出の適正化に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、参入要件等の適正化や仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、民間企業を含む複数者(3者)からの企画競争提案書の提出といった効果が出てきているところである。 今後においても、参入要件等の適正化や仕様書の記載内容の明確化を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
宅建業電子申請システム電算処理等委託業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 宅建業電子申請システム(以下「システム」という。)電算処理等委託業務は、宅地建物取引業免許申請等の手続をしようとする者から国土交通省及び都道府県。(以下「免許行政庁」という。)に対して、行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項に規定する電子情報処 理組織を使用して行わせることを可能とし、申請・届出されるデータ処理を的確・迅速に行い、免許行政庁に設置されている宅地建物取引業免許事務等処理システム に円滑に取り込むとともに、必要に応じて手数料等電子納付システムとの連携を適正 に行うことにより、業務の適切な処理を行うことを目的とし、宅地建物取引業法に依る申請等については、同法の規定により、都道府県を経由して国に申請を行うなどの必要があること等から、免許行政庁が共同してシステムを開発したものであり、運用においても共同して実施する必要がある。 その稼働に当たっては、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。 こうした点を踏まえて、すべての免許行政庁が同一のシステムを利用する必要があることから、国土交通省と47都道府県との取り決めにおいて、システムの管理、運営を委託する「管理・運営機関」に財団法人不動産適正取引推進機構を特定することとしたことから、上記財団法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。	—	6,738,593	—	2	特財	国所管	1		宅建業電子申請システム電算処理等委託業務については、宅地建物取引業免許等に係る申請・届出(以下、「申請等」という。)の電子申請を可能とし、申請等されるデータ処理を的確・迅速に行い、宅地建物取引業免許事務等処理システムに円滑に取り込むために必要な支出であるが、費用対効果が極めて低く、今後、劇的に利用率が向上することは考えにいたため、国土交通省、都道府県からなる協議会において審議の結果、平成23年度をもって廃止した。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省総合政策局長北村隆志 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、②極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。 また、①すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時:建設省)と47都道府県との間での取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。	—	1,645,671	—	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)が登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組んで、実際に必要となる経費を全くとる免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有
市街化区域内農地の活用・保全等に関する実態把握調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 内田要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.28	(特財)都市農地活用支援センター東京都新宿区新宿1-26-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本調査業務は、まちづくりの観点から、市街化区域内農地がある自治体等に対し、市街化区域内農地の①活用・保全等の方針、②活用・保全等の方針に対する実現状況、③活用・保全等に当たっての課題認識、などについて現状を把握・分析し、さらに、市街化区域内農地を維持したいと考える自治体において、市街化区域内農地の将来的な利用転換動向の分析を行うものである。 本調査の遂行にあたっては、市区町村の市街化区域内農地の保全・活用の意向等について分析・とりまとめを行い、さらにGIS等を用いて市街化区域内農地の利用転換の経年変化を整理した上で、今後の転換動向について推定することから、相応の経験・知識のみならず専門性や応用能力が必要となるため、単なる価格競争では馴染まないと判断した。 よって、本調査の実施においては企画競争がふさわしいと判断し、当省所定の統一的な場所に掲示するとともに、当省所管のホームページに掲載したところ、財団法人都市農地活用支援センターから企画提案書が提出され、契約の相手方としての妥当性を検証するため、企画競争実施委員会において企画提案書の審査を行った結果、財団法人都市農地活用支援センターについては、全ての評価項目において十分な企画提案がなされており、契約の相手方として妥当であると判断された。	5,730,000	5,685,750	99.2%	3	特財	国所管	1		本調査業務については、社会的状況の変化や都市における緑地資源の保全等による良好な居住環境形成へのニーズの高まり等を踏まえ、農地の宅地化という従来の方向性だけでなく、継続的な営農環境の形成による良好な住環境整備という方向性も含め、地域の実情に応じた土地利用の実現といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても業務全体の効率化に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約において公募による企画競争を実施し、応募要件について共通の基本的事項以外の要件を課さず、参加可能な者を広く設定した。 今後においては、公示期間を年度の早い時期に行うよう改善するほか、予定情報の公示を行いつつも、公示期間を原則以上確保するなど、より一層多くの業者が応募しやすい環境を整えることにより、一者応札の解消に取り組む。	無
定期借地権及び継続賃料にかかる評価のあり方に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 内田要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.4	(特社)日本不動産鑑定協会 東京都港区虎ノ門3-11-15	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 不動産の鑑定評価制度は、不動産市場のインフラとして重要であり、定期借地権や、継続賃料にかかる不動産鑑定評価基準等の規定については、一層の定期借地権の利用促進や円滑な賃貸借関係の構築に資するものとするため、社会の変化に対応したより充実したものとする必要がある。 本業務は、このため定期借地権及び継続賃料にかかる鑑定評価手法や評価上の留意点など、鑑定評価のあり方に関し、不動産鑑定評価基準等の規定への反映に向けた評価理論に係る論点整理を行うものである。 本業務を遂行するには、定期借地権にかかる評価に関しては、評価類型に応じた評価手法、評価の際に留意すべき点など評価のあり方について検討を行い、継続賃料にかかる評価に関しては、継続賃料に係る近年の判例分析を行った上で、資料形成要因分析、評価手法、試算価格の調整等の主要部分について、評価上の論点整理を行う必要がある。このため、鑑定評価手法に精通していることのほか、鑑定評価の実務面での課題についての確に把握できるだけの知見を有することが要求されるため、一般競争による価格競争ではなく企画提案内容を求める企画競争によることが適当と判断した。このため、企画競争を実施したところ、社団法人日本不動産鑑定協会から企画提案書が提出され、契約の相手方として適切であるかを判断するため、土地・建設産業局に設置する企画競争有識者委員会及び企画競争実施委員会において審査を行った結果、提案された調査手法が的確であり、精度の高い調査を実現できるものと判断された。	4,424,700	3,997,350	90.3%	1	特社	国所管	1		本業務は、定期借地権及び継続賃料に係る鑑定評価手法の確立のために必要な支出であるが、平成24年度においても検討内容の見直しを行い、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、適切に仕様を作成した上で、企画提案を求め、有識者に意見を伺い、公正かつ適正に業者選定を行う企画競争を行っており、競争性を確保しているところである。 今後においても、公告期間を十分に確保するとともに、競争参加資格の見直しを行い、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
被災地における復興円滑化のための土地の所有者情報の調査支援業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 内田要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.13	(特財)公共用地補償機構 東京都文京区音羽2-2-2	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、別途発注者が岩手県、宮城県及び福島県で実施している被災地における復興円滑化のための土地の所有者情報の調査業務の結果を踏まえ、土地所有者等の所在等を把握しそれらの情報(所有者情報)のデータ整備を行う被災地の市町村を支援するための、効果的な調査方法等を整理したマニュアルを整備するとともに、当該マニュアルの配付・普及を行うものである。</p> <p>業務の遂行にあたっては、上記3県における調査業務の受注者との綿密な連絡調整が必要となるのみならず、短期間で、東日本大震災の被災地における所有者情報の調査に関する手法と課題について法律的観点も踏まえつつ精査・整理を行う等、相応の経験・知識のみならずとりまどめ能力や分析力、応用力が必要となるため、単なる価格競争では馴染まないと判断した。</p> <p>よって、本調査の実施においては企画競争がふさわしいと判断し、当省所定の統一的な場所に掲示するとともに、当省所管のホームページに掲載したところ、財団法人公共用地補償機構から企画提案書が提出され、契約の相手方としての妥当性を検証するため、企画競争実施委員会において企画提案書の審査を行った結果、財団法人公共用地補償機構については、全ての評価項目において十分な企画提案がなされており、契約の相手方として妥当であると判断された。</p>	7,570,677	7,528,500	99.4%	2	特財	国所管	1		被災地における復興円滑化のための土地の所有者情報の調査支援業務については、別途発注者が実施した被災地における復興円滑化のための土地の所有者情報の調査業務の結果を踏まえ、土地所有者情報調査に精通していない被災自治体職員でもわかりやすく、効果的な調査方法等を整理したマニュアルを作成し、被災地の復興支援に寄与するといった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても業務全体の効率化を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	無
平成23年度 我が国建設企業に対する海外建設人確保・育成支援業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省土地・建設産業局長 内田要 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.15	(特社)海外建設協会 東京都中央区八丁堀2-24-2	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、我が国建設企業の積極的な国際展開を支える人材の確保・育成に対する支援を行うため、①国際建設プロジェクトリーダー養成プログラムの検証、②英・米国への人材交流制度の構築、③仏国への人材交流制度のフォローアップ ④地方・中小建設企業から大手建設企業への人材交流支援、⑤留学生及び外国人研修生のデータベースを構築するための情報収集を行うことを目的とする。</p> <p>本業務の実施に当たっては、海外建設プロジェクト成功の鍵となる現場で組織の統率を行う日本人を中心とした幹部職員、あるいはその候補となる職員としてふさわしい人材を戦略的に育成するシステムを構築する創意工夫が必要であることから、企画競争により公募し、審査することとした。</p> <p>公募の後、社団法人海外建設協会1社が企画提案書を提出し、提出された企画提案書の内容について、「業務実施体制」、「業務の理解度及び的確性」、「特定テーマに対する企画提案」の観点から評価を行った。</p> <p>その結果、社団法人海外建設協会の提案は、「業務の実施体制」において、十分な体制を有しており、「業務の理解度及び的確性」においては、業務の目的、条件、内容の理解の下、実施手順の妥当性と計画性において基本的な骨組みがしっかりとおり、業務量の把握の妥当性の点で優れており、「特定テーマに対する企画提案」においては、実現性について、基本的なコンセプトを押さえられ、これまでの業務経験や知識等が反映され、かつ必要なキーワードが網羅されている具体性を有した提案内容となっており、本業務を的確に遂行できるとの審査結果となったため、当該業務の実施者として社団法人海外建設協会を選定し、随意契約を結ぶものである。</p>	9,511,554	9,499,998	99.9%	2	特社	国所管	1		本業務については、我が国建設企業の積極的な国際展開を支える人材(海外建設プロジェクト成功の鍵となる現場で組織の統率を行う日本人を中心とした幹部職員、あるいはその候補となる職員としてふさわしい人材)の育成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても業務全体の効率化に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	無
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策等に関する次期目標等検討調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.5.24	(特財)都市緑化機構 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル8F	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、地球温暖化対策のための京都議定書目標達成計画の実施及びその後の中長期目標の設定に向けた検討を行うとともに、都市緑化等による植生回復活動としての温室効果ガス吸収量等の気候変動枠組条約事務局への日本報告の算定及び算定方法の精度向上に向けた検討を行うことを目的とするものである。</p> <p>本業務の発注については、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経ることが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。</p> <p>委託先選定に当たっては、平成23年4月18日から平成23年5月9日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施し、期限までに財団法人都市緑化技術開発機構1者から企画提案書が提出され、企画提案書を審査した結果、評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができることから、企画競争実施委員会にて特定されたものである。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、財団法人都市緑化機構と随意契約を締結するものである。</p>	24,664,500	24,600,000	99.7%	1	特財	国所管	1		・都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策等に関する次期目標等検討調査は、都市緑化等による温室効果ガスの吸収量について、国際基準又は日本独自の基準を用いて算定し、気候変動枠組条約事務局への報告に際し必要となるデータの収集・計算、算定方法の精度向上等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、調査の必要性、実施内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
東日本大震災からの市街地復興手法検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.5.31	(特財)都市計画協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東日本大震災により被災した各都市の被災状況調査業務、市街地復興パターン概略検討業務、復興手法検討業務及びこれらに関連して今後発注する業務における分析・検討に資するため、過去の復興事業に係る調査を行うとともに、助言等を行う委員会を開催するものであり、多角的で高度な知識や経験が必要とされる。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得て、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続を行ったところである。 請負先選定にあたっては、平成23年4月29日から5月19日までの間、本業務にかかる企画提案書の公募を実施し、期限までに8者から提出された企画提案書を審査した結果、財団法人都市計画協会が他社に比較して優位であり、本調査を行う唯一の相手先として特定したため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき財団法人都市計画協会と随意契約を行った。	16,870,350	16,506,000	97.8%	7	特財	国所管	8		・ 東日本大震災からの市街地復興手法検討業務は、被災した各都市の被災状況調査業務、市街地復興パターン概略検討業務、復興手法検討業務等における分析・検討に資するため、過去の復興事業に係る調査及び助言等を行う委員会の開催といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、類似の調査を実施する場合には支出内容の重複排除等により、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・ また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に企画競争を実施し、事前公表の実施や公示期間の十分な確保に加え、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるよう配慮し、幅広く提案を募集するといった競争性を高める取り組みを実施した結果、8者から企画提案書の提出があったところである。	無
東日本大震災による被災現況調査総括管理・分析業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.5.31	(特財)都市計画協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東日本大震災により被災した各都市の被災状況調査業務全体の進捗管理、品質管理等を行い、被災状況全体のとりまとめを行う。さらに各都市の過去の防災計画等とその実施状況を把握する。また、各都市の被災状況調査業務結果から、被災状況の類型化等の整理・分析を行うことで、今後の国における復興手法等の検討のため、さらには被災自治体における復興計画検討の支援を図るための基礎資料を作成するものである。 本業務の履行にあたっては、過去に復興・防災に関する調査業務又は都市計画基礎調査に関する類似業務の実績を有していることや、東日本大震災において、これまでにない甚大かつ広域的・多発的な被害を被っており、今般の津波災害は、これまでの経験を超えた規模であり今後の復興に向けた検討を進めるには、防災施設の整備のみならず、都市機能の配置等まちづくり全体での対応や、避難等のソフト施策も組み合わせた対応を検討することが重要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表、その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続を行ったところである。 企画競争実施のため、平成23年4月29日から5月19日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、88者が業務説明書の交付を求め、5月19日までに4者から企画書の提出があった。提出のあった4者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市・地域整備局企画競争有識者委員会」に諮った結果、財団法人都市計画協会の企画提案が、東日本大震災による被災状況調査について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断でき、他社と比べて優れていることから同者が特定された。 したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	39,997,650	39,721,500	99.3%	7	特財	国所管	4		・ 東日本大震災による被災現況調査総括管理・分析業務は、今後の国における復興手法等の検討並びに被災自治体における復興計画検討の支援を図るための基礎資料の作成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、類似の調査を実施する場合には支出内容の重複排除等により、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・ また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に企画競争を実施し、事前公表の実施や公示期間の十分な確保に加え、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるよう配慮し、幅広く提案を募集するといった競争性を高める取り組みを実施した結果、4者から企画提案書の提出があったところである。	無
駅構内通路等の既存ストックを有効に活用した効率的な踏切対策の導入方策策定業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.27	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1 1 ニッセイ虎ノ門ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、開かずの踏切などの踏切に対して、既存ストックを有効に活用した効率的な対策を進めるため、駅構内通路の活用等に関する過年度の検証実験や先進事例を踏まえ、地方自治体が参考として利用できる条件や関係者(鉄道事業者等)との調整手順等に関する導入マニュアルを策定する。 本業務を行うにあたっては、踏切対策に関する検討業務を行った実績を有していることなどが条件であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続を行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、評価項目に欠格がなく、駅構内通路等の活用策に関する費用対効果の簡易分析の検討や導入マニュアル策定等に際し、着眼点及び作業方針が具体的に示されていることから、提案内容に説得力があり実現可能性が高いと評価し、企画競争委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、財団法人国土技術研究センターと随意契約を行うものである。	12,348,000	12,285,000	99.5%	2	特財	国所管	2		・ 駅構内通路等の既存ストックを有効に活用した効率的な踏切対策の導入方策策定業務については、開かずの踏切による地域の分断が発生している地域では、駅構内通路等の既存ストックを活用した踏切対策が、効率的な手法として、社会的な期待や関心も大きく、当該支出を廃止、削減する場合には影響が大きいと考えられ、このような政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、支出内容の重複排除等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・ また、当該支出に係る契約においても、平成22年度より企画競争を実施し、事業者の選定に際しては、競争性を確保した契約形態を採用し、その際、事前公表、公示期間を十分に確保するとともに、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるよう配慮し、幅広く提案を募集するといった競争性を高める取り組みを実施してきており、2者から企画提案書の提出があったところである。 今後においても、類似の業務を発注する場合には、幅広く提案を行えるよう取組を継続していく予定であり、事業の分割化等を実施することにより、継続支出の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
LRT等の公共交通の安全性向上に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.29	(特社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1 クロセミア本郷4・5階	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、歩行者との交錯の恐れがある地区におけるLRT等の導入が、今後増加すると想定されていることから、安全性の向上に向けたソフト・ハード両面の対応策の検討及びとりまとめを行うことを目的とする。</p> <p>本業務を行うにあたっては、①国内・国外における安全対策事例と、関係する法制度の調査・分析ができる体制を有していること、①を踏まえた路面電車の安全性の向上に資するソフト・ハード両面の対応策の検討・開発ができる体制を有していること、路面電車の利用促進に関する業務を行った実績を有していること、などが条件であり、本件は価格中心による一般競争には馴染まない事案である。</p> <p>このことから、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続きを行ったところである。</p> <p>その結果、上記相手方の企画提案は、特定テーマに対する企画提案について、路面交通事業組織「全国路面軌道連絡協議会」へのヒアリングを提案している点や、交通事業者の意向を踏まえた導入可能な安価なシステムの検討を提案している点について、事業者が活用することを前提に検討されており、実現性があることから企画競争委員会にて当該法人を特定したものである。</p> <p>したがって本調査については、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、社団法人日本交通計画協会と随意契約を行うものである。</p>	21,903,000	21,798,000	99.5%	2	特社	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ LRT等の公共交通の安全性向上に関する検討業務については、集約型の都市構造への転換を図るための、LRT等の公共交通機関の利用促進が、社会的な期待や関心も大きいものとなっており、当該支出を廃止、削減する場合には影響が大きいと考えられ、このように政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、支出内容の重複排除等に取り組みることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・ また、当該支出に係る契約においても、平成20年度より企画競争を実施し、事業者の選定に際しては、競争性を確保するとともに、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるよう配慮し、競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、業務説明書を複数者に配布したところである。 ・ 今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続していき予定であり、仕様書の記載内容の明確化等を実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。 	有	
平成23年度 テレワーク推進調査(その2:テレワークセンター整備・運営手法等検討調査)一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.8	(特社)日本テレワーク協会 東京都千代田区神田駿河台1丁目8番11 東京YWCA会館3階	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、大規模災害時の通勤困難者の減少や事業継続性の向上、業務機能の効率化等による国際競争力の強化、ワークスライフバランスの向上等を実現するため、ICTを活用した災害に強く効率的で持続可能な都市の構築・運営の方向性についての分析を行うものである。</p> <p>また、業務機能の効率的な再配置や多様な働き方の提供、新たな就業機会の創出等に寄与するテレワークセンターについて、PPPによる立地手法モデルを構築するとともに、その汎用化に向けた社会実験の取り組みの検討、実験結果に係る分析・評価を行い、今後のテレワークセンターの整備・運営や普及推進に必要な支援制度等について検討するものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、テレワーク推進に関するこれまでの取組を把握するとともに、都市政策としてのテレワーク推進について、現状や課題を理解し、課題解決に繋がる施策検討等を行う能力を有していることが必要となる。</p> <p>特に、PPPによるテレワークセンターの立地手法モデルの構築や社会実験の取組方の検討等については、この分野における専門的な技術・ノウハウを有し、国土交通省の都市政策に精通していることが必要となる。</p> <p>このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争で発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。</p> <p>企画競争実施のため、平成23年5月19日から6月7日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、18者が説明書の交付を求め、6月8日までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による書類審査およびヒアリングを行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、社団法人日本テレワーク協会の企画提案は、PPPによるテレワークセンターの立地手法モデルの構築に関する適切な提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できたことから同法人が特定された。</p> <p>したがって本業務については、会計法第29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、同法人と随意契約を行うものである。</p>	12,054,000	11,991,000	99.5%		特社	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク推進調査については、テレワークの推進による、大規模災害時の通勤困難者の減少や事業継続性の向上、業務機能の効率化等による国際競争力の強化、ワークスライフバランスの向上等の実現、といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な調査の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・ また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に企画競争を実施し、競争性を確保した契約形態を採用。その際、事前公表、公示期間を十分に確保する等といった競争性を高める取り組みを実施した結果、業務説明書を複数者に配布したところである。 ・ 今後においても、仮に類似する業務を発注する場合には、公示期間延長等により、一者応札の解消に取り組む。 	無	
平成23年度大都市圏における国際競争力のための効果的な情報発信のあり方に関する検討調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.1	(特財)日本開発構想研究所 東京都港区虎ノ門1-16-4 アーバン虎ノ門ビル7階	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、国際競争力強化に向けて大都市圏に人、物、金、情報等を積極的に惹きつけていくためには対外的な情報発信の役割が重要であることから、国内外の情報公開や情報発信についての現状把握などのデータ収集・分析を行い、その比較検討等を行うことで現状の課題等を具体的に分析するものである。これらの整理・分析に当たっては民間調査会社のこれまでの知見を活用することが有効であり、また、提言に当たっては総合的な解釈を有する専門家が求められる。また、検討結果を大都市圏に関する戦略の策定、政策提言に反映させるために緊急かつ確実な業務実施が求められる。</p> <p>このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得て、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続きを行った。</p> <p>その結果、上記相手方の企画提案は、評価項目に欠格がなく、国際競争力のための効果的な情報発信に関する分析等に際し、着眼点及び作業方針が具体的に示されていることから、提案内容に説得力があり実現可能性が高いと評価し、企画競争委員会にて当該法人を特定したものである。</p> <p>したがって本調査については、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、財団法人)日本開発構想研究所と随意契約を行った。</p>	13,986,000	13,944,000	99.7%	1	特財	国所管	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市戦略検討調査については、新成長戦略において「国としての国際的広域的視点を踏まえた都市戦略」といった政策目標の達成のために必要な支出であるが、今後においても、調査内容等について十分な検討を行い、効果的な調査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・ また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に企画競争を実施し、事前公表、公示期間を十分に確保するといった競争性を高める取り組みを実施した結果、5社から企画提案書の提出があり、提案書等の検討する準備期間等の確保の効果ができているところである。 	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
公園施設の安全管理に関する検討調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.1	(特社)日本公園緑地協会 東京都千代田区神田富山町10-2	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>近年、遊具以外の公園施設の安全点検の不備や発見した異常に対する不適切・不十分な対応に起因する事故で関係者が起訴されているケースも見られることを踏まえ、公園管理者から報告を受けた事故情報や独自に公園管理者が策定している点検マニュアル等をもとに「公園施設に関する安全点検の手引き(案)」(以下、手引き(案)という)の検討等を行ってきたところである。</p> <p>本業務では、これまでの調査検討の成果を活かしつつ、公園施設の安全管理状況に関する事例調査を行うとともに、全国的な遊具の設置状況等に関する調査分析を行い、手引き(案)の精査や指針改訂後の安全管理状況の変化等について検討する。</p> <p>このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。</p> <p>委託先選定に当たっては、平成23年7月13日から平成23年8月9日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施した。期限までに1者から提出された企画提案書を審査した結果、社団法人日本公園緑地協会の企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができていると企画競争実施委員会にて特定されたものである。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、社団法人日本公園緑地協会と随意契約を締結するものである。</p>	6,951,000	6,804,000	97.9%	4	特社	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の安全管理に関する検討調査は、都市公園内施設の安全・安心確保のための指針や事故情報の調査検討を行うものであり、公園本来の機能の発揮といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、調査の必要性、実施内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に企画競争を実施し、事前公示を実施した上で、公示期間を27日間とするとともに、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるよう配慮し、競争性を高める取り組みを実施した結果、業務説明書を複数者に配布したところである。 今後においても、仮に類似する業務を発注する場合には、公示期間の延長や応募参加資格要件の緩和により、一者応札の解消に取り組む。 	無
公園緑地工事積算体系管理更新業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.1	(特社)日本公園緑地協会 東京都千代田区神田富山町10-2	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、平成22年度に改定した公園緑地工事積算体系(公園緑地工事種体系ツリー図、公園緑地工事共通仕様書、公園緑地工事施工管理基準、公園緑地工事数量算出要領、公園緑地工事標準歩掛、公園緑地工事数量集計表様式(案)及び公園緑地工事に用語定義集)について、関係団体への意見聴取等とおして、新設した工程等に関する課題を整理し、対応方策の検討を行うとともに、他の土木工事分野における積算体系の平成23年度改定内容等を踏まえた更新を行うものである。</p> <p>本業務の発注については、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を得てそれを評価し優れた提案を選定する企画競争を経ることが適切であるため、当該手続をもって行ったところである。</p> <p>委託先選定に当たっては、平成23年7月29日から平成23年8月19日までの間、本業務に係る企画提案書の公募を実施し、期限までに提出された企画提案書は社団法人日本公園緑地協会のみであったが、審査した結果、企画案は評価項目に欠格がなく、評価得点からも履行する能力を有する者である確認ができ、かつ提出が当該会社のみであったことから企画競争実施委員会にて特定されたものである。</p> <p>よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、社団法人日本公園緑地協会と随意契約を締結するものである。</p>	4,998,000	4,861,500	97.3%	4	特社	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地工事積算体系管理更新業務は、公園緑地工事の実施に必要な積算体系に係る課題の整理、対応方策の検討及び積算体系の更新を行う業務であり、全国的な公園緑地工事の実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、調査の必要性、実施内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に企画競争を実施し、事前公示を実施した上で、公示期間を21日間とするとともに、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるよう配慮し、競争性を高める取り組みを実施した結果、業務説明書を複数者に配布したところである。 今後においても、仮に類似する業務を発注する場合には、公示期間の延長や応募参加資格要件の緩和により、一者応札の解消に取り組む。 	無
レンタサイクル・コミュニティサイクルの効果の把握及び自転車駐車場のあり方に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.2	(特社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1 クロセア本郷4・5階	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、平成23年度に各地方公共団体で実施されるレンタサイクル・コミュニティサイクルの社会実験の取組や放置自転車対策の取組において、これらの結果を踏まえた調査・分析を行うとともに、その成果を自治体に情報発信することを目的とする。</p> <p>本業務を行うにあたっては、自転車施設に関する検討業務を行った実績を有していること、コミュニティサイクル及び放置自転車の実態を把握するためのアンケート調査について企画立案及び結果分析が可能な体制を有していること、コミュニティサイクルの効果的な導入のあり方の検討が可能な体制を有していること、放置自転車対策及び駐輪場整備に関する効果的な調査方法や対策検討が可能な体制を有していることなどが条件であり、本件は価格中心による一般競争には馴染まない事業である。</p> <p>このことから、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続を行ったところである。</p> <p>その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、コミュニティサイクルについて持続的なシステム構築に向けた作業方針が示されている点、放置自転車対策について量と質を把握するための具体的な作業方針が提案されているなど、実現性、的確性があり、他社と比べて最も優れていることから企画競争委員会にて当該法人を特定したものである。</p> <p>したがって本調査については、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、社団法人 日本交通計画協会と随意契約を行うものである。</p>	5,985,000	5,890,500	98.4%	2	特社	国所管	3	<ul style="list-style-type: none"> レンタサイクル・コミュニティサイクルの効果の把握及び自転車駐車場のあり方に関する調査業務については、レンタサイクル・コミュニティサイクルの利用や自転車駐車場の整備が、自動車の過度な利用から自転車移動への転換を図り、CO2削減に寄与するなど、社会的な期待や関心も大きく、当該支出を廃止、削減する場合には影響が大きいと考えられ、このように政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、支出内容の重複排除等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より企画競争を実施し、事業者の選定に際しては、競争性を確保した契約形態を採用し、その際、事前公表、公示期間を十分に確保するとともに、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるよう配慮し、幅広く提案を募集してきており、このように競争性を高める取り組みを実施した結果、3者から企画提案書の提出があった。 今後においても、今後の類似業務においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続していく予定であり、事業の分割化等を実施することにより、継続支出の解消に取り組む。 	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
健康・医療等の観点を踏まえた歩行空間・沿道空間のあり方の検討調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省都市局長 加藤利男 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.28	(特財)都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2 アベニユー音羽2階206号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、平成22年度業務で行った、今後の我が国にふさわしい福祉のみちづくり・まちづくりに資する都市施設整備、市街地整備の施策のあり方に関する検討をふまえ、ケーススタディを通じて、まちなみなど歩行・沿道空間と歩行特性の関係を踏まえ、健康に寄与する都市交通施設整備のあり方及び沿道におけるコミュニティ等のあり方について検討することを目的とする。 本業務を行うにあたっては、歩行者や自転車に配慮した道路整備に関する検討業務を行った実績を有していること、まちなみなど歩行環境と歩行特性の関連の把握が可能な体制を有していること、ケーススタディによる検討が可能な体制を有していること、健康・医療・福祉の観点から望ましい都市交通施設整備のあり方に関する検討が可能な体制を有していることなどが条件であり、本件は価格中心による一般競争には馴染まない事案である。 このことから、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、地域・地区の多様性に対応した歩行特性の相違に着目し、検討項目が整理されており、作業方針について具体的な内容が提案されており、また、調査手法については簡素化を図るための具体的方針が示され、街路空間のあり方については、過年度の調査結果を踏まえ、交流機会の創出について検討することが示され作業方針が具体的であるなど、実現性、的確性があり、他社と比べて最も優れていることから企画競争委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、財団法人都市づくりパブリックデザインセンターと任意契約を行うものである。	6,951,000	6,877,500	98.9%	5	特財	国所管	5	・健康・医療等の観点を踏まえた歩行空間・沿道空間のあり方の検討調査業務については、歩行空間や歩行環境の形成は、歩行による移動を促進し、国民の健康増進にも寄与することもあり、社会的な期待や関心も大きく、当該支出を廃止、削減する場合には影響が大きいと考えられ、このように政策目的の達成等のために必要な支出であるが、今後においても、支出内容の重複排除等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より企画競争を実施し、事業者の選定に際しては、競争性を確保した契約形態を採用し、その際、事前公表、公示期間を十分に確保するとともに、過去の類似業務の実績について、より多くの事業者が参加できるように配慮し、幅広く提案を募集してきており、このように競争性を高める取り組みを実施した結果、5者から企画提案書の提出があった。 今後においても、今後の類似業務においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続していく予定であり、事業の分割化等を実施することにより、継続支出の解消に取り組む。	有
東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等の復旧対策緊急調査等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省河川局長 関克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.6	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により損壊した河口堰・水門等(以下「河口堰等」という。))について、津波発生時の河口堰等の操作、津波外力を踏まえた施設設計の基本的考え方をまとめるものである。 河口堰等の本復旧のための施設設計に当たっては、津波がゲート等と与える外力の前提となるゲートの全開・全閉の基準等の基本的考え方を検討するとともに、津波がゲート自体と与える外力及び当該ゲートを支える構壁・門柱等の躯体と与える外力の基本的考え方を検討する必要がある。 本復旧にできるだけ早期に着手し、確実な災害復旧や再度災害の防止を図るため、施設設計の基本的考え方を検討する本業務を緊急に実施する必要がある。 また、被災した河口堰等の現地調査は、融雪出水(概ね4月中旬以降)による洪水や二次災害防止のための応急復旧の本格化により、被災現場が著しく改変されることから、その前に緊急の現地調査を実施する必要がある。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号により緊急任意契約を行うものである。	14,920,500	14,910,000	99.9%	2	特財	国所管	1	東北地方太平洋沖地震を踏まえた河口堰・水門等の復旧対策緊急調査等業務については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び当該地震に伴う津波による河口堰・水門等(以下「河口堰等」という)の施設被害状況等について、緊急的な現地調査を行い、津波が河口堰等と与える外力について分析、評価を行い、津波に対する河口堰等の設計の基本的なあり方及び津波発生時における河口堰等の基本的な操作のあり方(ゲートの全開や全閉のあり方、遠隔操作の手法等)について検討することにより、今後の津波により被災した河口堰等の本格復旧や再度災害防止に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、本業務は会計法第29条の3第4項に基づく緊急任意契約により実施されたものである。	無
東北地方太平洋沖地震を踏まえた河川堤防耐震復旧対策緊急調査等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省河川局長 関克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.6	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震動が河川堤防に与えた影響について、緊急的な現地調査及び分析、評価を行い、従来の河川堤防の耐震設計の考え方や耐震対策の進め方を見直し、新たな考え方や進め方を検討することにより、今後の地震により被災した河川堤防の本格復旧に資することを目的としたものである。 河川堤防の耐震性能については、平成7年1月の兵庫県南部地震等を踏まえ、平成19年3月に「河川構造物の耐震性能調査指針(案)(治水課長通知)(以下「指針案」という。))」が定められているが、地震による河川堤防の被害・復旧事例が十分でなくそれに伴う分析も限られていたことから、指針案で定められた内容については必ずしも十分なものは言えない。 今回の地震においては、広範囲に渡って液状化が発生し、河川堤防が大きく沈下、崩壊などの被害が発生している。今後、洪水防御機能を確保するためには早急な復旧が必要とされているが、今回の地震の規模、被害状況等を踏まえ、現行の指針案に基づいて復旧を行ったのでは、再度災害の防止や必要な耐震機能の確保の面で十分な堤防復旧が行われないこととなるおそれがある。 このため、今後の地震に伴う地震動を適切に分析、評価し、指針案の見直しを行った上で、これに基づき、堤防の本復旧を実施することが必要であり、本復旧にできるだけ早期に着手し、確実な災害復旧や再度災害の防止を図るため、本業務を緊急に実施する必要がある。 また、本業務を実施するためには、今回の地震で被災した河川堤防の状況を詳細に把握するための現地調査を行うことが必要であり、融雪出水(概ね4月中旬以降)による洪水や二次災害防止のための応急復旧の本格化により、被災現場が著しく改変されることから、その前に緊急の現地調査を行う必要がある。 よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号により緊急任意契約を行うものである。	9,481,500	9,450,000	99.7%	2	特財	国所管	1	東北地方太平洋沖地震を踏まえた河川堤防耐震復旧対策緊急調査等業務については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震動が河川堤防に与えた影響について、緊急的に現地調査及び分析、評価を行い、従来の河川堤防の耐震設計の考え方や耐震対策の進め方を見直し、今後の地震により被災した河川堤防の復旧を含め、新たな河川堤防の耐震設計の考え方、耐震対策の進め方を早急に検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、本業務は会計法第29条の3第4項に基づく緊急任意契約により実施されたものである。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
諸外国における水関連災害対応に関する調査検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長関 克巳 千代田区霞が関2-1-13	H23.9.12	(特社)国際建設技術協会 千代田区麹町5-3-23	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、水関連災害に係る効果的・効率的な復旧・復興対策を検討するために、過去に発生した大規模災害の復旧・復興対策を分析すると共に、諸外国で発生する水災害の対応等について調査・分析することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、諸外国の災害対応、復旧・復興対策等について正確な情報収集及び分析を行い、効果的・効率的な復興対策を検討する能力が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(社)国際建設技術協会の企画提案は本業務において必要な視点、考慮すべき主要事項等を的確に捉えており、的確性・実現性の観点から最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、(社)国際建設技術協会と随意契約を締結するものである。	24,895,500	24,885,000	100.0%	12	特社	国所管	2		諸外国における水関連災害対応に関する調査検討業務については、東日本大震災からの復興事業の参考とするため、諸外国における大規模な水関連災害とその復興対策とその進捗状況について調査を行い、効果的・効率的な復旧・復興対策を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立的かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。その他、平成21年度以降は1つの発注案件に係る、同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるようにするなど、競争性を高める取り組みを実施した結果、2者から企画提案書の提出があった。	無
長期的な治水投資の効果に関する調査検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長関 克巳 千代田区霞が関2-1-13	H23.9.12	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、諸外国の治水投資計画等について調査し、我が国における効果的な治水事業への投資のあり方について検討することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、諸外国の治水投資に関する情報収集及びその治水投資の効果について調査を行うため、高度な知見とともに、効果的な治水投資のあり方について検討する能力が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は本業務において必要な視点、考慮すべき主要事項等を的確に捉えており、的確性・実現性の観点から最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	19,908,000	19,740,000	99.2%	2	特財	国所管	2		長期的な治水投資の効果に関する調査検討業務については、我が国における社会資本整備やその維持管理に係る費用が逼迫する中、より効果的な治水対策を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立的かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。その他、平成21年度以降は1つの発注案件に係る、同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるようにするなど、競争性を高める取り組みを実施した結果、2者から企画提案書の提出があった。	無
河川砂防技術基準に係る最新技術の調査及び反映内容検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克巳 東京都千代田区霞が関2-1-13	H23.9.12	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、河川砂防技術基準に係る最新技術の動向調査を行うとともに、有識者等から意見聴取を行うことにより、河川砂防技術基準への反映内容の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、民間企業や大学等の研究機関など幅広い主体から意見聴取等を行い、意見集約を行うとともに、精度、コスト、汎用性及び実績等の観点から評価を行い、観測や調査の用途・目的に応じた最適な手法について整理を行うことができる能力等が必要であることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、企画提案を行ったのは(財)国土技術研究センターのみであった。(財)国土技術研究センターは、本件提案において必要な視点、考慮すべき主要事項等を的確に捉えており、実現性の高い提案内容であるほか、関連する業務の実績があり、業務執行体制を含め業務遂行に十分であると企画競争委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	9,964,500	9,870,000	99.1%	2	特財	国所管	1		河川砂防技術基準に係る最新技術の調査及び反映内容検討業務については、技術的・学術的な進展、新しい観測・計測技術等の開発等による最新技術を把握するとともに、その技術の現場への適用性等を評価するなど、河川砂防技術基準への反映を検討し、河川砂防技術基準を更新するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立的かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務については、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件については、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限り競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
樋門・樋管の維持管理・操作等に関するガイドラインに関する調査検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.15	(特財) 国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務では、今年度に河川砂防技術基準維持管理編(河川編)が策定されたことも踏まえつつ、樋門・樋管に係る維持管理コストの縮減と操作の確実性向上を図るため、現状の課題を踏まえ、樋門・樋管の維持管理、更新、操作の基準等に係る検討を行い、技術的なガイドライン案を有識者等の意見も踏まえながらとりまとめるものである。 業務の実施にあたっては、樋門・樋管の構造、操作等に関する現状の課題分析等を実施する能力が求められる他、樋門・樋管の維持管理コスト、操作の確実性に関するガイドライン案作成に際し河川砂防技術基準及び関係基準の樋門・樋管に関する規定との整合性の検討や有識者からの意見聴取を行うなど、専門的な技術が求められることから、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案では、業務遂行の的確性と実現性が示されたことから、優れている者であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	19,572,000	19,530,000	99.8%	2	特財	国所管	1	無	樋門・樋管の維持管理・操作等についてのガイドラインに関する調査検討業務については、河川砂防技術基準維持管理編(河川編)が策定されたことも踏まえつつ、樋門・樋管に係る維持管理コストの縮減と操作の確実性向上を図るため、現状の課題を踏まえ、樋門・樋管の維持管理、更新、操作の基準等に係る検討を行い、技術的なガイドライン案を有識者等の意見も踏まえながらとりまとめるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務については、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限り競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	
大規模水害時における水害被害分析支援システムの実用に関する検討等業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 千代田区霞が関2-1-3	H23.9.16	(特財) 河川情報センター 東京都千代田区麹町1-3 ニッセイ半蔵門ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務においては、東北地方太平洋沖地震に伴う津波被害が甚大であったことを踏まえ、被災状況について調査されている国土数値情報データ等といった公表データの調査・収集を行い、水害統計調査手法に即したデータ等情報の抽出及び整理を行う。また、そのデータを活用した諸数値の集計方法及び被害額の算定方法の検討等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、大規模水害時における調査手法の確立及び調査結果の精度及び整合性の確認、かつ集計を行うシステム機能追加等を実現するための高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)河川情報センターの企画提案は特定テーマに対する的確性、実現性等の観点から、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)河川情報センターと随意契約を締結するものである。	14,994,000	14,910,000	99.4%	3	特財	国所管	1	無	大規模水害時における水害被害分析支援システムの活用に関する検討等業務については、東日本大震災の被災状況について震災後に調査されている国土数値情報データ等の公表データ等の調査項目や調査内容について調査を行い、昭和36年から継続的に実施している水害統計調査手法で把握することとされている調査情報と比較・分析をし、当該調査手法に即したデータ等情報についての抽出及び整理並びに当該データ等情報を活用した諸数値の集計方法及び被害額の算定方法の検討を行うとともに、水害被害分析支援システムを活用し、抽出した津波浸水地域を対象として被害額の算定を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務については、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限り競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	
河川事業の評価手法に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.16	(特財) 国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、昨今の河川事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、効果的な事業評価を実施していくため、社会的情勢の変化、関連する調査・研究の進展、最新データ、国民へのわかりやすさ等の視点から河川事業の評価手法の改善等に向けた調査・検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、費用対効果分析を含む河川事業の評価手法に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は特定テーマに対する的確性、実現性等の観点から、他者と比べて最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	14,973,000	14,973,000	100.0%	2	特財	国所管	2	無	河川事業の評価手法に関する検討業務については、昨今の河川事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、効果的な事業評価を実施していくといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。その他、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるようにするなど、競争性を高める取り組みを実施した結果、2者から企画提案書の提出があった。	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
新たな堤防強化手法の検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.20	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、これまで我が国において一般的に実施されていない新たな堤防強化工法(主として鋼矢板を用いた工法)に関する資料を収集・分析し、土で作られた堤防に異なる材質が入ることの具体的な課題及び新たな堤防強化工法を我が国で適用するにあたっての技術的な課題を整理するとともに、検証のために必要となる調査、研究等の具体的な計画を立案することを目的としたものである。 本業務を遂行するには、堤防強化対策に関する調査・研究実績を有するなど高度な技術や経験を必要とすることから、企画競争による手続きを行った。その結果、(財)国土技術研究センターの提案は、新たな堤防強化工法を土壌へ適用するにあたって考慮すべき事項として、土壌への影響や長期的な安定性、維持管理についての具体的な提案が示されたことから、優れているものであるとして、企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	19,908,000	19,740,000	99.2%	2	特財	国所管	1	新たな堤防強化手法の検討業務については、これまで我が国において一般的に実施されていない新たな堤防強化工法(主として鋼矢板を用いた工法)に関する資料を収集・分析し、土で作られた堤防に異なる材質が入ることの具体的な課題及び新たな堤防強化工法を我が国で適用するにあたっての技術的な課題を整理するとともに、検証のために必要となる調査、研究等の具体的な計画を立案するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあっては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無
東日本大震災における災害対応の分析検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.11	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東日本大震災における緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)をはじめとする国土交通省の災害対応について、体系的にとりまとめを行い、今後の国土交通省の災害対応に活用することを目的としており、そのためには、国土交通省の災害対応に関する資料を体系的・時系列的等に整理するとともに、被災自治体等へのアンケート調査を整理分析し、課題、改善点等について検討を行う必要がある。 したがって、企画競争による手続きを行い、その結果、財団法人国土技術研究センターの企画提案は、業務の実施方針が適切かつ具体的であり、東日本大震災における国土交通省の災害対応について独自の分析を加えた提案の内容も適切かつ具体的であり、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	20,034,000	19,950,000	99.6%	2	特財	国所管	3	東日本大震災における災害対応の分析検討業務については、大規模災害発生時に応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、具体的な活動内容を定めた活動計画を策定するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。その他、平成21年度以降は1つの発注案件に係る、同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無
諸外国における治水事業の評価手法に関する検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.27	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、諸外国において費用便益分析を含む治水事業の評価手法が、事業実施プロセスにおいてどのような位置付け・役割を果たしているのか、また、その評価手法の具体的な内容等について調査・整理を行うものである。 本業務の実施に当たっては、我が国及び諸外国における費用対効果分析を含む治水事業の評価手法に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は特定テーマに対する的確性、実現性等の観点から、最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	16,968,000	16,800,000	99.0%	2	特財	国所管	1	諸外国における治水事業の評価手法に関する検討業務については、諸外国において、治水事業の評価手法(費用便益分析を含む。)が事業実施プロセスにおいてどのような位置付け・役割を果たしているのか、また、その評価手法の具体的な内容等について調査・整理等を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあっては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
気候変動等への適応策検討時の課題に関する調査検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.27	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、気候変動等への適応策を検討するため、外力の設定手法についての考え方を取りまとめ、ケーススタディーを実施する。また、企業における水災害リスク及びその捉え方並びに取り組み方策について調査、検討するものである。 本業務の実施にあたっては、外力設定の手法やその妥当性を検証するための高度な専門的知見を有する必要があること、企業における水災害リスクを把握し、取り組み方策を検討するための高度な専門的知見を有する必要があることから、今般、企画競争による手続きを行った。その結果、(財)国土技術研究センターの企画提案は特定テーマに対する実現性の観点から他社と比べて最も優れていると企画競争等有識者委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)国土技術研究センターと随意契約を締結するものである。	16,831,500	16,800,000	99.8%	2	特財	国所管	2	無	気候変動等への適応策検討時の課題に関する調査検討業務については、外力の設定手法についての考え方を取りまとめ、ケーススタディーを実施するとともに、企業における水災害リスク及びその捉え方並びに取り組み方策について調査、検討することによって気候変動等への適応策を検討するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。その他、平成21年度以降は1つの発注案件に係る、同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるようにするなど、競争性を高める取り組みを実施した結果、2者から企画提案書の提出があった。	
下水道クイックプロジェクトに関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.27	(特財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル7階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 平成21年度末の下水道処理人口普及率は74%に達し、全国的な整備水準としては一定の進捗が図られているものの、地域間の格差は顕著であり、普及の遅れている地方公共団体の中には、厳しい財政事情に加え、人口減少等の社会情勢の変化の影響を被っているところも多い。このような状況において、早急かつ効率的な下水道整備を図るため、地域の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法を開発し、その手法を広く普及を図る技術として確立することを目的とする。 本業務の実施にあたっては、下水道の新たな整備手法の一般化に向けた技術評価、既に一般化された整備手法の普及に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 企画競争のスキームの実施にあたっては、平成23年9月2日から9月20日まで企画提案書の提出を求める公示を行い、10月19日、企画競争委員会において、財団法人下水道新技術推進機構の企画提案書が、業務における各種検討事項と下水道クイックプロジェクト推進委員会との関連性が適切に計画されており、理解度は高いと評価でき、また、考慮すべき主要事項である「技術評価の検証手法」、「新たな整備手法の諸条件整理」が適切に示されており、かつそれらを裏付ける根拠が極めて明確に示されているなど、特定しようとする者の提案は、業務の理解度・的確性・実現性に優れるものであり、適当であると判断したため特定した。 このため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、財団法人下水道新技術推進機構と随意契約を行うものである。	5,985,000	5,974,500	99.8%	2	特財	国所管	1	無	下水道クイックプロジェクトに関する検討業務については、早急かつ効率的な下水道整備を図るため、地域の実状に応じた低コスト、早期かつ機動的な整備が可能な新たな整備手法を開発し、その手法を広く普及を図る技術として確立するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあつては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	
下水道BCP策定マニュアル改訂検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.27	(特財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル7階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、地震を対象として策定されている下水道BCP(業務継続計画)策定マニュアルの改訂に関する検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、従来想定していなかった津波による下水道施設の浸水・損傷を考慮した応急復旧のあり方、既存のマニュアルの想定を超える長期に及ぶ停電や燃料・薬剤不足を踏まえたBCPのあり方に関する検討方策に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 企画競争のスキームの実施にあたっては、平成23年9月2日から9月20日まで企画提案書の提出を求める公示を行った。10月19日、企画競争委員会において財団法人下水道新技術推進機構の企画提案書が、津波による被害想定や燃料・薬剤等ユーティリティの備蓄・調達方法を検討対象とし、また行政機能の低下に備えた広域支援や民間業者との連携等も踏まえたBCP策定マニュアルの改訂を提案するなど、業務理解度・的確性に優れていると判断したため特定した。 このため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、財団法人下水道新技術推進機構と随意契約を行うものである。	8,011,500	7,990,500	99.7%	2	特財	国所管	1	無	下水道BCP策定マニュアル改訂検討業務については、東日本大震災で明らかになった課題を踏まえ、地震を対象として策定されている下水道BCP(業務継続計画)策定マニュアルの改訂に関する検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあつては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
多自然川づくりの事例評価に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克巳 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.1	(特財)リバーフロント整備センター 東京都中央区新川1-17-24	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、これまで全国の河川において実施された川づくりの事例について、専門家等への意見聴取を含む調査・分析を行い、工学的、生態学的側面等からの川づくりの妥当性を評価し、現況の川づくりの課題の抽出及び解決方策の検討を行う。また、多自然川づくり実施の有無による河道の安定的な維持管理の可否の比較分析を行い、長期的な河道管理の観点からも多自然川づくりの有効性を検証する。これらを通じて、多自然川づくりの評価の枠組みについて検討し、今後の多自然川づくりの推進を図るものである。 業務の実施にあたっては、多自然川づくりを実施した場合と実施しなかった場合がもたらす長期的な安定的な河道管理の可否の比較分析を行うために専門的な知識が求められることから、企画提案させることが必要であった。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、(財)リバーフロント整備センターの提案は、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性の観点から優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)リバーフロント整備センターと随意契約を締結するものである。	15,130,500	15,015,000	99.2%	2	特財	国所管	1		多自然川づくりの事例評価に関する検討業務については、多自然川づくりの評価の枠組みについて検討し、今後の多自然川づくりの推進を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあっては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無
地下水管理手法検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克巳 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.7	(特財)リバーフロント整備センター 東京都中央区新川1-17-24	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、河川水と地下水の一体的管理手法検討のため、対象地域において河川水と地下水の水収支を踏まえた水循環モデルを作成し、現状における水循環機構の把握を行い、今後考えられる地下水環境保全及び有効利用の検討に資することを目的としている。本業務の遂行に当たっては、地下水管理に関する課題について整理するために地下水に関する幅広い知識が求められる他、数値シミュレーションによる水循環機構を把握するための専門技術が求められることから、企画競争による手続きを行った。 その結果、(財)リバーフロント整備センターの企画提案では、業務遂行の的確性と実現性が示されたことから、最も優れている者であるとして企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)リバーフロント整備センターと随意契約を締結するものである。	14,994,000	14,910,000	99.4%	2	特財	国所管	4		地下水管理手法検討業務については、河川水と地下水の一体的管理手法検討のため、対象地域において河川水と地下水の水収支を踏まえた水循環モデルを作成し、現状における水循環機構の把握を行い、今後考えられる地下水環境保全及び有効利用の検討に資するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。その他、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるようするなど、競争性を高める取り組みを実施した結果、4者から企画提案書の提出があった。	無
諸外国に対する我が国の国際貢献に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克巳 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.15	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町5-3-23	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、水管理・国土保全分野での海外展開に当たり、開発途上国を対象とした情報収集等による各国の水管理・国土保全に関する動向の把握を行い、我が国の優位性を明確化したうえで、各国に対する協力方針を検討しながら、海外展開戦略の検討及び我が国の施策への反映事項の整理を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、諸外国における水管理・国土保全の現状と動向について正確な情報収集及び分析を行い、諸外国に対する我が国技術の優位性・有効性を適切に把握することが必要であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、(社)国際建設技術協会の提案は特定テーマに対する企画提案の観点から最も優れていると企画競争等審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる唯一の者として、(社)国際建設技術協会と随意契約を締結するものである。	21,934,500	21,892,500	99.8%	12	特社	国所管	4		長期的な治水投資の効果に関する調査検討業務については、我が国における社会資本整備やその維持管理に係る費用が逼迫する中、より効率的な治水対策を検討するために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。その他、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上となるようするなど、競争性を高める取り組みを実施した結果、4者から企画提案書の提出があった。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
下水汚泥のエネルギー有効利用に係る促進支援業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.15	(特財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル7階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、下水道管理者に対する下水汚泥エネルギー化技術に係る説明会の開催と、他の処理場のモデルとなるような処理場における事業可能性の検討を行うことによって、節電対策や地球温暖化対策、さらには、下水道の経営改善に資する、下水汚泥のエネルギー化技術の利用促進・普及を図るものである。 本業務の実施にあたっては、エネルギー化技術導入における手法やメリットについて、効果的に理解増進を図る手法や、事業可能性検討のための現地調査の進め方等について、広く提案を得てそれを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、「企画競争の実施について(平成18年11月16日付国官会第936号)」に基づき企画競争の手続きを経ることにより、契約の相手方を特定することとした。 その結果、(財)下水道新技術推進機構の提案は、下水汚泥のエネルギー化技術導入支援について、的確性・実現性の点で優れていると企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、(財)下水道新技術推進機構と任意契約を締結するものである。	7,014,000	6,814,500	97.2%	2	特財	国所管	1	下水汚泥のエネルギー有効利用に係る促進支援業務については、下水汚泥のエネルギー化技術の利用促進・普及を図るといった国の成長戦略の目的達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあっては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無
災害時の復旧段階における下水処理の適正な管理に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.15	(特社)日本水環境学会 東京都江東区常盤2-9-7 グリーンプラザ深川常盤201	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務では別途業務で実施される簡易な処理を行っている下水処理場の実態調査、放流先水域の水質調査の結果を踏まえ、復旧段階における下水処理の適正な管理に関するガイドライン策定に必要な簡易な処理方式の改善策および放流先水域の状況に応じた消毒方法の検討を行うことを目的とする。 本業務の実施に当たっては、簡易な処理方式の評価および段階的改善手法の検討方法、消毒方法の検討手法に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 企画競争の手続きの実施に当たっては、平成23年11月18日から11月29日まで企画提案書の提出を求める公示を行った。その結果、社団法人日本水環境学会の企画提案書には、塩素、紫外線およびオゾン等、消毒実験に用いる具体的な消毒技術や、塩素残留および消毒副生成物等の毒性影響について示してある上、放流先水域の状況を念頭に置いた消毒方法の検討を行うことが記載しており、本業務の実施に当たり、的確性を有し、実現性が高い提案を行っているため適当であると判断し、12月13日の企画競争委員会において特定された。 このため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、社団法人日本水環境学会と任意契約を行うものである。	15,991,500	15,964,200	99.8%		特社	国所管	1	災害時の復旧段階における下水処理の適正な管理に関する検討業務については、復旧段階における下水処理の適正な管理に関するガイドライン策定に必要な簡易な処理方式の改善策および放流先水域の状況に応じた消毒方法の検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあっては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無
下水管等を活用した熱利用技術に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.22	(特財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル7階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務では、本業務では「下水熱」の利用を促進するため、流下阻害への影響や熱伝導効率の向上など下水管等を活用した熱利用技術に関する特質と諸課題に関する調査・分析を実施するとともに、今後の技術基準の作成に向けた検討を行うものである。 本業務の実施に当たっては、下水管の熱伝導率等、下水熱の利用に関する高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 企画競争の手続きの実施に当たっては、平成23年11月17日から11月28日まで企画提案書の提出を求める公示を行った。その結果、12月13日、企画競争委員会において財団法人 下水道新技術推進機構の企画提案書が、制度面、環境面、機能面の3つの視点から熱利用に関する技術基準を検討することとしており、他社と比較して説得力が高く、独創性に優れていると評価したため特定された。 このため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、財団法人 下水道新技術推進機構と任意契約を行うものである。	6,993,000	6,993,000	100.0%	2	特財	国所管	1	下水管等を活用した熱利用技術に関する検討業務については、「下水熱」の利用を促進するため、流下阻害への影響や熱伝導効率の向上など下水管等を活用した熱利用技術に関する特質と諸課題に関する調査・分析を実施するとともに、今後の技術基準の作成に向けた検討を行うことであるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあっては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象業者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
新機能膜等の下水道事業への適用に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省水管理・国土保全局長 関 克己 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.22	(特財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3-1 水道町ビル7階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務では、ガス分離膜を活用したメタンガス回収技術の現状整理に加え、我が国の膜処理技術のより一層の国際競争力の強化のための規格化に関する検討、膜技術を活用した水質リスク軽減手法に関する検討等を行うものである。 本業務の実施に当たっては、ガス分離膜に関する研究開発の動向等、高度な専門的知見等を必要とするため、今般、企画競争による手続きを行った。 企画競争の手続きの実施に当たっては、平成23年11月17日から11月28日まで企画提案書の提出を求める公示を行った。その結果、12月13日、企画競争委員会において財団法人 下水道新技術推進機構の企画提案書が、競合技術であるPSA(圧力イング吸着法)や高圧水吸収法との比較検討を行うなど、実現性・独創性が高い提案であると判断したため特定された。 このため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、財団法人 下水道新技術推進機構と随意契約を行うものである。	15,718,500	15,435,000	98.2%	2	特財	国所管	1		新機能膜等の下水道事業への適用に関する検討業務については、近年、研究が進んでいるガス分離膜を活用したメタンガスの回収技術の実現可能性に関して検討を行うとともに、併せて我が国の膜処理技術のより一層の国際競争力の強化のための標準化・規格化に関する検討、膜技術を活用した水質リスク軽減手法に関する検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容、積算内容の精査により、コスト削減を図り、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、局全体の取り組みとして平成18年度より企画競争を導入した。更に平成21年度より入札参加資格要件の妥当性を確認し、併せて技術提案の審査を行うに当たり、中立かつ公正な審査を確保する必要があることから、外部有識者による第三者委員会を設置し、発注内容を審査するスキームを構築した。加えて企画競争方式によるものについて、一定の額を超える業務にあつては、企画競争実施の公示期間を延伸した。その他、管理技術者の資格要件について、博士(工学)や上級技術者(土木学会)、RCCMなどの民間技術者資格も活用することや、管理技術者の資格要件における過去の業務実績について、同種・類似業務の他に、マネジメント業務や研究を含めることにより、平成21年度以降は1つの発注案件に係る同種・類似業務を合わせた応札可能者数が、概ね30者以上になるよう対象範囲を拡大した。この結果、競争性は高まってきており、その効果が出てきているところである。 今後においても、発注に当たっては、発注内容の特性を十分に踏まえ、出来る限りより競争性の高い契約形態への見直しを図って行くとともに、引き続き参加対象者の裾野を拡げ、より一層の競争性確保を図ることにより、一者応札の解消に取り組む。	無
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.1	(特財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としているものである。 本業務の実施にあつては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者が道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力及び発信能力を有することが必要である。 財団法人日本道路交通情報センターは、昭和43年に発生した飛騨川バス転落事故を契機として、道路交通情報提供業務を充実強化する必要性が叫ばれるなかで、警察・道路管理者両者において収集される情報を一元的、かつ、正確、迅速に提供し、もって交通の安全及び円滑化を図るため、道路交通情報提供を目的とする機関として、設立前に閣議に報告されたうえで内閣総理大臣及び建設大臣が認可して設立された法人である。こうした経緯から、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを有し、また全国各地に配置している職員も、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。よつて、同センターは収集業務に関しては各地方整備局はもとより、各都道府県、各高速道路株式会社、公社等からきめ細かな情報を収集できる情報網を有する唯一の団体であり、また、提供業務についても当該業務に関する機器・人員等の全国組織を有し、広く一般利用者に対し情報を提供することのできる唯一の団体である。さらに昭和45年以降、昨年度まで約40年間にわたり本業務を受託し、長年の経験の中から培った知識、技術により十分な成果をあげているところである。また、道路交通法第109条の2の規定に基づき、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする法人として、交通情報の提供に関して事務の委託を受けた唯一の団体である。よつて会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の規定により随意契約を締結するものである。	—	205,975,000	—	3	特財	国所管	1		道路交通情報に関する業務については、道路利用者等に道路交通情報を提供するために必要な業務であり、削減すると道路交通情報提供に大きな支障となる。	有
道路交通情報の連携・共有化に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.27	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、道路管理者として共有すべき情報の整理を行い、道路管理上必要な情報の収集、提供方法の案を作成するとともに、プローブ情報の渋滞緩和、環境負荷低減及び道路管理などへの利用可能性について評価を行うものである。 本業務を遂行する者は、道路管理上必要な情報の収集、提供方法の案を検討するにあつて必要となる課題や留意事項について詳細に把握していることが必要である。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求めて、それを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続きをもって随意契約先選定を行ったところである。 随意契約先選定にあつては、本業務に係る企画提案書を募集し、期限までに2者から提出された企画提案書を審査した結果、他者に比べて優位であった財団法人 国土技術研究センターを本業務を行う唯一の相手先として特定したため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	39,898,971	39,690,000	99.5%	4	特財	国所管	2		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、道路交通情報の連携・共有化に関する検討に必要な業務であり、削減すると道路交通情報の連携・共有化に関する業務に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、2者の競争参加者があつた。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
踏切対策の効率化に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.27	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、今後5箇年の対策すべき踏切について、計画的・効率的に対策を進めるための手法について検討し、道路管理者等に提示すべく整理してとりまとめるものである。 実施にあたっては、踏切対策についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。 このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案してもらい評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。その結果、実務実施能力における総合的評価において優れており、本業務を遂行し得る十分な能力を有する業者であると認められた。 以上の理由から、上記業者は本業務を実施し得る唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。	18,812,167	18,795,000	99.9%	4	特財	国所管	5		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、踏切対策の効率化に関する検討に必要な業務であり、削減すると踏切対策の効率化に関する業務に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、5者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
広域道路ネットワークの機能に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.5.12	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、高規格幹線道路や一般国道などの広域道路ネットワークに関して、社会情勢の変化等も踏まえ、それぞれの路線の担う役割等について検討するものである。本業務の実施にあたっては、道路ネットワークが受け持つ役割の分析や定量的に評価する指標の検討に豊かな経験と高度な知識が求められることから、実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。 その結果、上記業者は、企画提案内容の的確性及び技術者評価ヒアリング時の専門技術力等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	14,719,750	14,700,000	99.9%	4	特財	国所管	3		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、広域道路ネットワークの機能に関する検討に必要な業務であり、削減すると広域道路ネットワークの機能に関する検討に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
平成23年度 鋼橋疲労対策検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.5.18	(特財)首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門3-10-11	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、「鋼橋疲労き裂の調査・対策マニュアル」の作成等を念頭に置き、点検・調査・補修の信頼性向上策の検討等を行うものである。 本業務の実施に際しては、鋼橋疲労き裂の調査・対策の検討に関する十分な知見を有するとともに予め発注者が指定した学識者・土木研究所構造物メンテナンス研究センターと連携して検討を進める必要があることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式による審査を行った。 提案書を提出したのは、財団法人首都高速道路技術センター1者であったが、財団法人首都高速道路技術センターは、本業務を適確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、該当業務の実施者として、財団法人首都高速道路技術センターを選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	39,519,564	39,375,000	99.6%		特財	国所管	1		本業務は平成23年度限りの業務である。 本業務は、「鋼橋疲労き裂の調査・対策マニュアル」の作成等を念頭に置き点検・調査・補修の信頼性向上策の検討等を行うものであり、削減すると、鋼橋疲労対策の検討に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施している。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
ITSスポットサービスの課題整理業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.2	(特財)道路新産業開発機構 東京都文京区関口1-23-6	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、各地域で実施されているITSスポットサービスの課題を整理するとともに、ITSスポットの運用に関する会議に係る補助を行うものである。 本業務を遂行する者は、ITSスポットサービスの課題を整理するにあたって、ITSスポット関連の仕様や留意事項について詳細に把握していることが必要である。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求めて、それを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 随意契約先選定にあたっては、本業務に係る企画提案書を募集し、期限までに4者から提出された企画提案書を審査した結果、他者に比べて優位であった財団法人 道路新産業開発機構を本業務を行う唯一の相手先として特定したため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	14,613,190	14,595,000	99.9%	6	特財	国所管	4		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、ITSスポットサービスの課題整理に必要な業務であり、削減するとITSスポットサービスの課題整理に関する業務に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、4者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
逆走防止装置の効果検証業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.8	(特財)国土技術研究センター 東京都虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、全国に設置している逆走防止装置から得られた作動状況や逆走防止装置の仕様といったデータを収集し、効果的な仕様や維持管理上の課題を分析することを目的とするものである。 本業務の実施にあたっては、全国に設置した約600箇所、約900基の逆走防止装置が、現場で自動撮影したカメラ映像から作動状況を整理するとともに、さらに逆走車両への効果、維持管理上の課題を仕様ごとに整理し、効果的な逆走防止装置について分析する能力を有する事が求められることから、実施しうる者を特定するため企画競争に基づき企画提案書の審査を行った。その結果、上記業者は、企画提案内容の的確性及び実現性、技術者評価ヒアリング時の取組姿勢及び業務理解度等の評価において優れており、本業務を遂行しうる十分な能力を有する業者であると認められた。 以上のことから上記業者は、本業務を実施しうる唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項、予決算令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	13,922,328	13,860,000	99.6%	4	特財	国所管	2		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、逆走防止装置の効果検証に必要な業務であり、削減すると逆走防止装置の効果検証に関する業務に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、2者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
平成23年度 効果的な交通安全対策の推進に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.20	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、生活道路における効果的な交通安全対策の検討、交通安全対策のアウトカム指標の検討に関する基礎資料作成、交通安全対策フォローアップ調査のデータの集計等を行うものである。 本業務の実施にあたっては、生活道路における交通安全対策に関する豊かな経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点を置いて評価する必要があることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会及び、道路局企画競争有識者委員会を実施したところである。 その結果、上記業者は、技術者の業務執行技術力、並びにヒアリング(専門技術力の確認、取組姿勢、コミュニケーション力)、業務の実施方針及び手法、特定テーマに対する技術提案における総合的評価において優れており、同実施委員会及び同有識者委員会において、本業務を遂行するにあたって最も適した業者であると認められたところである。 以上の理由から上記業者は、本業務を実施しうる唯一のものであると判断し、会計法第29条の3第4項、予決算令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を行うものである。	14,899,500	14,700,000	98.7%	4	特財	国所管	3		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、効果的な交通安全対策の推進に必要な業務であり、削減すると効果的な交通安全対策の推進に関する業務に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
沿道環境関係影響調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.12	(特財)道路環境研究所 東京都江東区木場2-15-12	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務は、沿道の複数の大気汚染物質による相互作用や騒音・振動と大気汚染物質による相互作用などによる健康影響について、諸外国における最新の研究や研究の動向に関する調査・分析を行い、わが国の道路関係訴訟等に及ぼす影響などについて検討を行うものである。 本業務を遂行する者は、大気汚染物質の健康影響や環境基準、我が国における大気汚染状況や道路関係訴訟の経緯等について詳細に把握しているとともに、諸外国において複数の大気汚染物質による相互作用などの研究等について精通しており、研究内容等の的確な把握はもろんこと、その内容等を踏まえた検討が可能な能力を有していることが必要である。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の調査・検討方法について、広く提案を求めて、それを評価し優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続をもって随意契約先選定を行ったところである。 提案書の提出は3者からあったが、ヒアリング、実施方針、特定テーマに対する技術提案等において、他者に比べ優位であった財団法人 道路環境研究所が本業務を的確に遂行する高度な能力は十分にあるとの審査結果となったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	22,990,636	22,890,000	99.6%	3	特財	国所管	3		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、沿道環境関係影響調査に必要な業務であり、削減すると沿道環境関係影響調査に関する業務に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 日本道路技術・基準等の国際展開促進に係る調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.30	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町5-3-23	<p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号</p> <p>本業務は我が国企業の円滑な進出が可能となる環境の構築のため我が国の道路分野における規格・技術について、相手国での採用等を促進するための調査検討を行うものである。本業務では、日本の道路技術・基準等の国際展開を促進するため、各種情報の収集・分析や国際機関等での活用を視野に入れたガイドライン等の作成およびその他関連情報の発信の方策等を検討する必要があることから、道路分野の専門的知見が必要とされるため、本業務では企画競争方式により手続を実施した。</p> <p>結果として提案書を提出したのは社団法人国際建設技術協会1者であり、提出された企画提案書に基づき審査を行った結果、調査体制及び実行方針・実施フロー等は業務を遂行するうえで妥当なものであった。</p> <p>また、企画提案内容についてもガイドライン等の作成のための調査検討の進め方について具体的な提案がなされており、また、それにより作成されたツールの展開方法についての方策等についても我が国の状況を踏まえた提案がなされており、妥当なものと認められた。</p> <p>以上のことから、当該業務の実施者として社団法人国際建設技術協会を特定し、随意契約することとした。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)</p>	12,171,779	12,022,500	98.8%	12	特社	国所管	1		<p>本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、日本の道路技術・基準等の国際展開促進に係る調査に必要な業務であり、削減すると日本の道路技術・基準等の国際展開促進に関する業務に大きな支障となる。</p> <p>当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施している。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。</p>	無
平成23年度 社会情勢等の変化を踏まえた道路構造のあり方に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.8	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	<p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号</p> <p>本業務は、過去の道路構造令改正の経緯と、近年の自動車の走行性能の向上や道路関連技術の知見等を調査し、道路の幾何構造との対応関係について整理・検討を行う。また、今般の東日本大震災における被災状況についても、あわせて情報の整理、道路構造との対応関係の整理・検討を行う。さらに、我が国の技術基準類と諸外国の技術基準類との対応関係について整理・検討を行うものである。</p> <p>本業務では、幅広い分野からの確に情報を収集し、分析を行う必要があることから、業務の効率的な検討・分析方策等について、企画競争方式による実施手続を行うこととした。</p> <p>本業務に対しては、2者が企画提案書を提出し、これに基づき審査が行われた。</p> <p>結果として、財団法人 国土技術研究センターが提出した企画提案書に記載された調査体制及び実施方針・実施フローが業務遂行するうえで最も妥当なものであった。特に、実施方針・実施フローにおいて、道路構造に関する設定根拠及び研究結果等の整理、社会情勢等の変化を踏まえた道路構造のあり方に関する検討などについて業務内容、作業量を的確に把握しており、特定テーマに対する企画提案においても、過去の同種業務の経験を踏まえつつ、道路構造基準の見直しに係るニーズの整理における視点についての的確にまとめられており、同社の提案が優位なものと認められた。</p> <p>以上のことから、当該業務の実施者として財団法人 国土技術研究センターを特定し、随意契約することとした。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)</p>	24,989,366	24,885,000	99.6%	2	特財	国所管	2		<p>本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、社会情勢等の変化を踏まえた道路構造のあり方に関する検討に必要な業務であり、削減すると社会情勢等の変化を踏まえた道路構造のあり方に関する検討に大きな支障となる。</p> <p>当該支出に係る契約においては、仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、2者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。</p>	無
平成23年度 PC橋の点検・調査に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.21	(特財)首都高速道路技術センター 東京都港区虎ノ門3-10-11	<p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号</p> <p>本業務は、PC橋の予防保全に向けて、PC橋の維持管理における点検や調査に関する技術マニュアル案を作成するものである。</p> <p>本業務の実施に際しては、PC橋の実態に関して十分に精通しているとともに、PC橋の維持管理に関する高度な知見を有している必要があることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式による審査を行った。</p> <p>上記業者は、特定テーマに対する技術提案等において評価が高く、本業務を適確に遂行できるとの審査結果となった。</p> <p>以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人首都高速道路技術センターを選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)</p>	9,309,441	9,240,000	99.3%	1	特財	国所管	1		<p>本業務は、平成23年度限りの業務である。</p> <p>本業務は、PC橋の予防保全に向けてPC橋の維持管理における点検や調査に関する技術マニュアル案を作成するものであり、削減すると、PC橋の予防保全の検討に大きな支障となる。</p> <p>当該支出に係る契約においては、仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施している。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。</p>	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
道路の整備および利活用に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.20	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	<p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号</p> <p>本業務は、平成23年度に各地域で公募により実施する道路に関する社会実験の結果を整理するとともに、各地方公共団体における道路の整備および利活用に関する現状を調査すること等により、今後の地域における道路の整備および利活用のあり方を検討することを目的とするものである。</p> <p>本業務の実施にあたっては、社会実験等に関する実務的に高度な知識と豊富な経験が必要となる。このため、事業者の選定にあたっては、企画提案の審査により最適な事業者を特定する企画競争方式とした。提案書を提出したのは、財団法人国土技術研究センターを含む3者であったが、ヒアリング、実施方針、特定テーマに対する技術提案等において、本業務を的確に遂行する高度な能力は十分にあるとの審査結果となった。</p> <p>以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人国土技術研究センターを選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)</p>	14,143,500	14,070,000	99.5%	2	特財	国所管	3		<p>本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、道路の整備および利活用に必要な業務であり、削減すると道路の整備および利活用に関する業務に大きな支障となる。</p> <p>当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。</p>	無
道路空間整備に資する地域活動の促進に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.31	(特財)道路新産業開発機構 東京都文京区関口1-23-6	<p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号</p> <p>本業務では、住民、NPO、企業などの地域が主体となって、行政機関と連携しながら、道路又はその沿道で行う地域活動の実施により、地域ならではの風景や自然、歴史、文化などの資源を活かした美しい景観づくり、観光の振興や地域の活性化を図る観点から、地域活動の促進に関する所要の調査、検討を行う。</p> <p>(1)道路空間整備に資する地域活動による関連制度調査 (2)地域活動の持続的な取組みの推進に関する検討 (3)地域活動実績の分析を通じた発展的な活動方策の検討 (4)地域活動の国民への周知方策に関する検討</p> <p>本業務の実施にあたっては、地域活動を通じた地域活性化に関する取り組みなどの豊富な経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点をおいて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。</p> <p>提案書を提出したのは財団法人道路新産業開発機構を含め5社あったが、実施方針その他、特定テーマに対する技術提案が優れており、総合的に評価の高かった財団法人道路新産業開発機構が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。</p> <p>以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人道路新産業開発機構を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)</p>	11,487,000	11,466,000	99.8%	6	特財	国所管	5		<p>本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、道路空間整備に資する地域活動の促進に必要な業務であり、削減すると道路空間整備に資する地域活動の促進に関する業務に大きな支障となる。</p> <p>当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、5者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。</p>	無
道路空間の緑化に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.1	(特財)日本緑化センター 東京都港区赤坂1-9-13	<p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号</p> <p>本業務では、道路緑化のみならず機能や効果の整理、海外の事例・制度の調査により、これからの道路緑化のあり方に関する検討を行う。</p> <p>(1)緑化政策を取り巻く情勢の整理 (2)海外の道路緑化に関する制度・事例調査 (3)国内の緑化の促進・保全に関する制度・事例調査 (4)これからの道路緑化のあり方の検討</p> <p>本業務の実施にあたっては、道路緑化に関する整備・維持管理に関する調査検討に係る豊かな経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点をおいて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。</p> <p>提案書を提出したのは財団法人日本緑化センターを含め3社あったが、技術者評価、ヒアリング、実施方針その他、特定テーマに対する技術提案において評価が高く、総合的にも評価の高かった財団法人日本緑化センターが本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。</p> <p>以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人日本緑化センターを選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)</p>	14,973,000	14,910,000	99.6%	2	特財	国所管	3		<p>本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、道路空間の緑化に関する必要な業務であり、削減すると道路空間の緑化に関する業務に大きな支障となる。</p> <p>当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。</p>	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
環境影響評価法改正に伴う道路事業における環境影響評価の手続に関する検討業務	支出負担行為担当官 国土交通省道路局 菊川 滋 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.1.16	(特財)道路環境研究所 東京都江東区木場2-15-12	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4の第3号 本業務では、環境影響評価の手続において新たに追加される計画段階配慮書の作成、方法書説明会、事後調査報告書の作成について手続内容を具体化させるための検討を行うものとする。 (1)配慮書についての具体的な手続内容の整理 (2)方法書説明会等に関わる具体的な手続内容の整理 (3)事後調査に関わる具体的な手続内容の整理 本業務の実施にあたっては、改正環境影響評価法に関する豊富な経験と高度な知識が求められるとともに、技術提案の具体的な業務内容に重点を置いて評価することが必要であることから、実施しうる者を特定するため、企画競争方式に基づき、企画競争実施委員会を実施した。提案書を提出したのは財団法人道路環境研究所を含め4社あったが、特定テーマに対する技術提案が優れており、総合的に評価の高かった財団法人道路環境研究所が本業務を的確に遂行できるとの審査結果となった。 以上のことから、当該業務の実施者として、財団法人道路環境研究所を選定し、随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	16,611,000	16,590,000	99.9%	3	特財	国所管	4		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、環境影響評価法改正に伴う道路事業における環境影響評価の手続に関する必要な業務であり、削減すると環境影響評価法改正に伴う道路事業における環境影響評価の手続に関する業務に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては仕様書の見直し等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、4者の競争参加者があった。今後も類々の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
既存住宅売買・リフォームに係る保証・保険制度における技術的ガイドライン検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省住宅局 川本正一郎 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.6	(特社)日本非破壊検査工業会 東京都千代田区内神田2-8-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 住宅瑕疵担保責任保険法人においては、新築住宅に係る保険に加え、既存住宅売買およびリフォーム工事に係る保険の引き受けを行っている。これらの保険については、保険事故の発生を抑制し保険リスクの管理を行うため、対象住宅の劣化の状況や対象リフォーム工事の施工状況について現場検査を行い確認するとともに、必要に応じて修繕を求めるとしている。 しかし、既存住宅の劣化の状況やリフォーム工事の施工状況については、既に建設されている住宅の状況を検査することからその手法は十分に確立されておらず、保険制度の安定的運営を図るとともに、今後の新たな検査技術について適切に導入を図っていくためには、検査方法に係る知見を集積することが必要である。このため、既存住宅やリフォーム工事に係る保証・保険制度の適正な運用・監督を行うための技術的な知見について、白ありの検査技術等の実用化の進め方の実証を行い、検査方法のガイドラインを作成することを目的とした。 本業務の実施にあたっては、白ありの検査技術はもとより住宅の検査技術に関する幅広い知見が求められるため、企画競争の実施について(平成18年11月16日国官会第936号)に基づき、企画競争手続を実施し、平成23年9月9日から同年9月20日まで企画提案書の提出を求めた。 その結果、提出期限までに1者から企画提案書の提出があり、その企画提案書について評価者3名により評価を行ったところ、当該1者(社団法人非破壊検査工業会)については、当方の求める住宅の検査技術について十分理解していること及びそれらを踏まえた企画提案となっていることなどから、本業務を行うにあたり十分な能力を有すると判断され、平成23年9月29日の企画競争委員会による審議の結果、同社が特定されたところである。 よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、社団法人非破壊検査工業会と随意契約するものである。	12,096,000	12,000,000	99.2%		特社	国所管	1		既存住宅売買・リフォームに係る保証・保険制度における技術的ガイドライン検討業務については、既存住宅やリフォーム工事に係る保証・保険制度の適正な運用・監督を行う上で必要となる技術的な知見を得るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、より実用化のニーズ及び実現可能性の高い検査技術に絞る等して業務に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成22年度より企画競争を実施し、平成23年度より、企画提案を検討している者に配布する説明書に記載の評価項目について、配置予定技術者に係る配点を引き下げ、具体的業務に対する企画提案の配点を引き上げることにより企画提案力がある提案者が新規参入しやすくなることといった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、企画提案力がある提案者が新規参入しやすくなる取り組みや契約準備期間を十分確保する取り組みを実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
平成23年度 鉄道の国際規格等に関する調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 日原 洋文 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.17	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本調査は、鉄道分野における国際規格制定に際し、日本に不利な国際規格の成立を阻止し、日本の優れた技術や規格を国際規格へ反映させるために、国際標準化関係諸団体の活動状況の把握、課題の整理、対応方針案の検討、標準化活動の啓発活動等を行うことを目的としている。 国内向けの鉄道製品が国際規格と整合していない場合、メーカーは国内仕様のまま輸出することは困難なため、国際規格に準拠させるべく設計、仕様変更をすることとなる。結果として、国内仕様と海外仕様の2通りの製品を作ることになり、コスト競争力の低下が懸念される。 WTOのTBT協定では、国内の基準、規格は国際規格に準拠して制定することが求められている。国内基準、規格が国際規格と整合していない場合、日本の優れた技術や規格が継続して使用できなくなり、安全性や信頼性の低下に繋がるおそれがある。 このように我が国の鉄道分野にとって重要な国際規格に関する本調査を行うにあたっては、請負者の技術力、国際的素養、鉄道関係者との人脈などを有する者が、業務内容を的確かつ確実に行う必要があるため、これらの評価を取扱要領に基づき企画競争を実施した。 その結果、当該法人は高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	8,601,594	8,494,500	98.8%	1	公財	国所管	1		鉄道の国際規格等に関する調査業務については、我が国鉄道技術の海外展開といった政策目的の達成のために必要な支出である。当該業務は、平成23年度に完了しているが、今後、同様の業務を実施するにあたっては、優先度を精査して見直しを図ること等により、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成18年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、十分な契約準備期間を確保するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
関西圏における高速交通ネットワークへの鉄道アクセス改善方策に関する調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.31	(特財)運輸政策研究機構 東京都港区虎ノ門3-18-19	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 なにわ筋線等、大阪ビジネス拠点から関西国際空港をはじめとした高速交通ネットワークへのアクセス改善や都市開発事業と一体となった鉄道整備、鉄道ネットワークの高度化を図ることは、関西の活性化にとっても極めて重要である。本調査のように鉄道整備における事業採算性や整備効果の確認をする際には、鉄道法制、国の鉄道整備のスキーム設計に関する豊富な知識を持ち、鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル2005及び効果分析に精通している必要がある。こうした分野について、極めて高度な知識が必要となるだけではなく、当該調査報告をまとめる際は鉄道事業者や行政関係者の協力を得ることができるとして事前に確認する必要がある。また、本年度における新たな検討項目としては、 ①他の新規計画路線整備を踏まえた需要予測 ②駅施設、乗換動線、配線計画、車両基地の必要性等の検討 ③なにわ筋線に接続する既存路線の改良等を予定している。①に関しては新規計画路線を含めた関西圏の広域鉄道ネットワークにおける旅客流動を適切に評価・分析する必要があるが、予測精度を高めるためには、需要予測の前提条件のみならず計算モデルの修整などを含め、その都度的確な手法による検討が求められる。②③に関しては、各施設の安全性や経済性をより高めるためには施工者、事業者および利用者の視点から具体的なかつ実現可能な設計を行うことが重要であり、適切な検討方法の提案が必要である。そのため、本調査については企画競争を実施し、最も優れている業者を選定することにより、効率的に業務を実施できるものと考えられる。 当該法人は、取扱要領に基づき、企画競争を実施した結果、最も高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するものである。	25,025,672	25,000,000	99.9%	3	特財	国所管	2		関西圏における高速交通ネットワークへの鉄道アクセス改善方策に関する調査業務については、関西国際空港等高速交通ネットワークへのアクセス改善により、関西圏の活性化が図られるとともに、今後の関西圏における鉄道整備の促進といった政策目的達成のために必要な支出であるが、その実施にあたっては、緊急性・重要性等を十分に検討し、真に必要な調査のみを実施している。今後においても、調査案件の優先度を厳しく精査し、低いものは中止するなどして、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、制度創設の平成19年度より企画競争を実施し、公告期間を十分確保するとともに、仕様書の改善といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、複数(2者)の事業者から企画書の提案があり、金額や内容の面からより優れた企画を採用できたことの効果が出てきているところである。 今後においても、仕様書の更なる改善等に努め、継続支出の解消に取り組む。	有
平成23年度 鉄道の技術基準の運用状況等に関する調査検討(車両関係)一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(特社)日本鉄道車両機械技術協会 東京都港区西新橋1-19-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準は、平成13年、数値等を規定する仕様規定から、備えるべき性能を規定した性能規定に変更になった。また、省令等の解釈を強制力を持たないかたちで、具体化・数値化して明示した解釈基準を策定し、これらの解釈基準等を参考として各鉄道事業者が自らの実施基準を定めているところである。 本調査については、上記実態を踏まえ、鉄道に関する技術基準(車両関係)の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術について調査検討することが目的である。 本業務の実施に当たっては、鉄道技術について豊富な知識を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、鉄道事業者からの協力を得ることができるとして事前に確認する必要がある。また、当該調査報告をまとめるに当たっては、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	4,997,060	4,978,050	99.6%	1	特社	国所管	1		鉄道の技術基準の運用状況等に関する調査検討(車両関係)業務については、鉄道の車両関係の技術基準について、今後の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術等に関する調査検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成18年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
平成23年度 鉄道構造物の耐震設計基準に関する調査研究一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、地震の規模としては国内観測史上最大のM9を記録した地震である。このような地震を受けたところであるが、現在の耐震設計基準で建設された鉄道構造物においては、特に大きな被害が発生しなかった。この理由としては、現在の耐震設計基準が、平成7年に発生した兵庫県南部地震を踏まえて策定されたものであり、そのため今回のような大規模地震に対しても有効であったものと想定される。 また、今回の地震は継続時間が非常に長い地震であり、このため震度としてはそれほど大きくない地域であっても広域にわたり液状化が発生した。鉄道構造物については、幸い大きな被害は生じなかったところであるが、住宅地等では大きな被害が発生した。 本調査研究の目的は、上記実態を踏まえ、現在の耐震設計基準である「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」について、今回の地震を分析し、現在の耐震設計基準の妥当性について検証することである。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、鉄道事業者からの協力を得ることができるとして事前に確認する必要がある。また、当該調査報告をまとめるに当たっては、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	19,190,750	18,900,000	98.5%	1	公財	国所管	1		鉄道構造物の耐震設計基準に関する調査研究業務については、鉄道構造物の耐震設計する際の指針である「鉄道構造物等設計標準(耐震設計)」について、今回の東北地方太平洋沖地震を踏まえ、分析・検証を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、他の研究結果の活用を図りつつ、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 鉄道技術基準の運用状況等に関する調査検討(電気関係)一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.31	(特社)日本鉄道電気技術協会 東京都台東区上野2-12-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準は、平成13年に数値等を規定する仕様規定から、求められている性能を規定する性能規定に変更になった。また、この技術基準の具体的な値を示したものとして解釈基準を示し、鉄道事業者は、この解釈基準を参考に自らの基準を定めているところである。 本調査については、上記実態を踏まえ、鉄道に関する技術基準の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術について調査検討することが目的である。 本業務の実施にあたっては、鉄道の技術について豊富な知識を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	5,088,926	4,943,967	97.2%		特社	国所管	1		鉄道の技術基準の運用状況等に関する調査検討(電気関係)業務については、鉄道の電気関係の技術基準について、今後の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術等に関する調査検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成18年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
平成23年度 鉄道車両内磁界の評価に関する調査研究一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.31	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準においては、これまで磁界に関する規定は設けられていなかったが、近年、最新の知見を取り入れた国際非電磁放射線防護委員会(ICNIRP)のガイドラインの改訂が行われ、鉄道においても磁界の規制のあり方が議論されているところである。 このため、車両内における磁界の評価に関して、最新の知見等を取り入れた評価法と動向を調査し、必要な項目の整備を進めることを目的とする。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知見を有しているとともに、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、鉄道に関する国際規格や電磁界による人体への影響の評価手法について精通している必要がある。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	7,086,930	6,961,500	98.2%	1	公財	国所管	1		鉄道車両内磁界の評価に関する調査研究業務については、鉄道車両から発生する複雑な磁界を評価するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
鉄道分野におけるアジア地域の標準化戦略に関する調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.22	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 現在、鉄道分野では国際標準会議(ISO、IEC)において、我が国の鉄道技術・規格を国際標準としていくために、アジア地域で標準化の中心となりうる国々における規格・基準の策定状況や技術等の把握が必要な状況である。このため、本調査においては、アジア地域で標準化の中心となりうる国々の国内基準・規格等を整理し、我が国の鉄道関係規格、国際規格等との関係を比較検討した上で、我が国の国際規格提案の戦略策定における基礎資料とすることを目的としている。 このように委託先においては、我が国にとって重要な鉄道分野におけるアジア地域の標準化戦略並びに、我が国の国際規格提案の戦略策定における基礎資料を準備する本調査を行うにあたって、アジア地域で標準化の中心となりうる国々の具体的な選定方法や、アジア主要審議国が保有する鉄道関係規格・基準に関する情報収集方法、調査実施体制、配置予定技術者の経歴等を総合的に判断し、業務内容を的確かつ確実に実行するため、これらの評価を取扱要領に基づき企画競争を実施した。 その結果、当該法人は高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	14,097,852	13,993,000	99.3%	1	公財	国所管	1		鉄道分野におけるアジア地域の標準化戦略に関する調査業務については、我が国鉄道技術の海外展開といった政策目的の達成のために必要な支出である。当該業務は、平成23年度に完了しているが、今後、同様の業務を実施するにあたっては、優先度を精査して見直しを図ること等により、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、十分な契約準備期間を確保するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 索道の技術基準の運用状況等に関する調査検討一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.30	(特財)日本索道交通協会 東京都台東区小島2-18-15	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 索道の技術基準は、平成9年に数値等を規定している仕様規定から、求められている性能を規定する性能規定に変更した。これに基づき、索道事業者は、国が別途、仕様等を示した解釈を参考に各事業者ごと技術基準を定めているところである。 このように技術基準の性能規定は、求められている性能に基づき、各索道事業者がそれぞれの施設等の実態に合わせて基準を策定することができ、各索道事業者としても非常に柔軟な対応ができるものであるが、求められている性能に対する仕様については、幅広く示す必要がある。 本業務は、上記実態を踏まえ、現在の索道の技術基準の課題、また、新技術等の知見等を整理し、索道に関する技術基準の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術について調査検討を行うことを目的とする。 本業務の実施にあたっては、索道技術について豊富な知識及び経験を有することが必要であり、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、索道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	2,999,819	2,968,486	99.0%	2	特財	国所管	1		索道の技術基準の運用状況等に関する調査検討業務については、索道の技術基準について、今後の見直しの基礎資料とするため、基準運用上の問題点や新技術等に関する調査検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成18年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
欧州の高速鉄道技術に関する調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.27	(特社)海外鉄道技術協力協会 東京都文京区本郷2-27-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 現在、多くの国が国家プロジェクトとして速達性・利便性・大量輸送の観点から高速鉄道システムの整備・推進を行っており、北米、南米、東南アジアをはじめとする世界各国で需要が見込まれており、特に我が国にとつての今後の競争相手である欧州の高速鉄道車両技術の情報収集が必要な状況である。本調査では欧州の高速鉄道車両技術と我が国の高速鉄道車両技術との比較に関して調査を行い、我が国として今後技術的に対応すべき方策を検討するための基礎資料とすることを目的としている。 このように委託先においては、欧州の高速鉄道車両技術に関しての基礎資料を作成するため、欧州の高速鉄道車両技術に関する具体的な情報の収集・選定方法、我が国の高速鉄道技術との比較方法、調査実施体制、配置予定技術者の経歴等を総合的に判断し、業務内容的確かつ確実に行う必要があるため、これらの評価を取扱要領に基づき企画競争を実施した。 その結果、当該法人は最も高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	14,003,268	13,899,660	99.3%	2	特社	国所管	2		欧州の高速鉄道技術に関する調査業務については、我が国鉄道技術の海外展開といった政策目的の達成のために必要な支出である。本業務は平成23年度に完了しているが、今後、同様の業務を実施するにあたっては、優先度を精査して見直しを図ること等により、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、十分な契約準備期間を確保するなどの競争性を高める取り組みを実施する。	無
平成23年度 鉄道構造物(土構造物)の延命化に関する調査研究一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 我が国の鉄道は、明治5年に新橋～横浜間の開業を皮切りに明治、大正時代から現在に至るまで多くの路線が整備されているところである。これら鉄道のストックは膨大であり、建設されてから100年以上経過している鉄道構造物も存在している。 本調査については、上記実態を踏まえ、鉄道構造物の中でも大多数を占める土構造物のうち土留め構造物について、構造物の調査を行い、構造物の延命化に寄与するとともに、新技術や技術レベルの向上等を反映させた新たな維持管理方法を整備するための調査研究が目的である。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	14,202,310	13,965,000	98.3%	1	公財	国所管	1		鉄道構造物(土構造物)の延命化に関する調査研究業務については、鉄道構造物の土留めよう壁の適切な健全度評価方法及び延命化対策に関する調査・研究を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、他の研究結果の活用を図りつつ、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、当該調査開始の平成21年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 鋼とコンクリートの複合構造物の設計に関する調査研究一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道構造物のうち、鋼とコンクリートの複合構造物については、駅部等の狭隘な空間で工事を行う際、強度的に優れ、施工性が良いことから近年では多く用いられているところである。一方、設計に用いる基準としては平成10年に制定された「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」を用いているところであるが、制定されてから既に10年以上経過していることもあり、その間に各種技術開発により複合構造物の性能が飛躍的に向上している事、コンクリート等の他構造物の設計法が変更されており、鋼とコンクリートの複合構造物についてもこれらを踏まえた設計方法が求められているところである。 本調査研究の目的は、上記実態を踏まえ、鋼とコンクリートの複合構造物を設計する際の指針である「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」について、各種、最新知見等をとり入れ、他鉄道構造物等設計標準と同様の性能照査型の設計による新たな設計法を整備することである。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるに当たっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	21,627,708	21,420,000	99.0%	1	公財	国所管	1	鋼とコンクリートの複合構造物の設計に関する調査研究業務については、鋼とコンクリートの複合構造物を設計する際の指針である「鉄道構造物等設計標準(鋼とコンクリートの複合構造物)」について、他鉄道構造物等設計標準と同様の性能照査型の設計による新たな設計法等の検討を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、他の研究結果の活用を図りつつ、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、当該業務開始の平成21年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有	
平成23年度 車両の総合的な安全性向上に係る調査研究一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.30	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都分寺市光町2-8-38	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 鉄道の技術基準においては、列車の安全な走行を確保するため、過去の事故等を踏まえ施設や車両との関係について種々規定が設けられているところである。 近年、車両性能の向上のため車体の軽量化等が進んできている中、平成18、19年に列車が満車でも高い速度で曲線を通過した時に、車両側面とホーム側面が接触する事故が発生したことから、走行安全性に関わる車両と地上設備の関係について再検証の必要性が生じてきている。 このため、鉄道車両特有の走行挙動等を調査・整理し、各種条件を加味したシミュレーション解析手法を確立するための調査を行う。 本業務の実施にあたっては、鉄道技術について豊富な知識及び経験を有している必要があり、さらに、当該調査報告をまとめるにあたっては、鉄道事業者からの協力を得ることができる体制を有することが必要である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施し評価した結果、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	20,488,388	20,475,000	99.9%	1	公財	国所管	1	車両の総合的な安全性向上に係る基準のあり方に関する調査研究業務については、鉄道車両特有の走行挙動等を調査・整理し、各種条件を加味したシミュレーション解析手法を確立するといった政策目的の達成のために必要な支出であり、今後においても、当該業務について、他の研究結果の活用を図りつつ、優先度を精査して見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、当該業務開始の平成21年度より企画競争を実施し、十分な契約準備期間の確保及び仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、更に、仕様書の記載内容を明確化するなどの競争性を高める取り組みを実施することにより、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有	
大型浮体構造物(メガフロート)技術の国際展開に係る調査一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.14	(特社)海洋産業研究会 東京都港区西新橋1-19-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、過去の我が国における大型浮体構造物(メガフロート)の建造実績や関連技術を総括し、海外に向けて具体的なメガフロート推進プロジェクトの展開を目指す委託業務である。 本業務を適切に実施するためには、メガフロートの建造・接合技術に関する専門知識、振動やメンテナンス等の安全面に関する専門知識、当該構造物の必要性が見込まれる国際案件の情報へのアクセス等が必要となる。さらに、本業務においては、メガフロートに係る国際展開を推進するために情報を収集・編集して、我が国技術の優位性等を効果よく効果的にアピールできる資料を作成することが必須であるとともに、流動的な国際情勢を踏まえ、検討の際に考慮すべき事項等を明確に把握することが不可欠である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、実施体制、実施方針、設備確保及び中立性において、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	2,995,896	2,990,295	99.8%		特社	国所管	1	大型浮体式構造物(メガフロート)技術の国際展開に係る調査については、海外政府や事業者に対してメガフロート技術の優位性等を効果よく効果的にアピールするといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、同様の業務を行う際は引き続き支出内容の重複排除等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、受注できる事業者が限定されないよう、調査内容に応じて共同提案を認めるといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、限られた予算において効果的かつ効果的な調査が実施されるなどの効果が出てきているところである。 今後においても、受注される事業者が限定されないような参加条件を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
欧州政府の公的輸出信用アレンジメント船舶輸出信用セクター了解(SSU)の適用調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.2.3	(特社)日本造船工業会 東京都港区虎ノ門3-2-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、OECD造船部会における輸出信用アレンジメント船舶セクター了解(SSU)の改正審議にあたり、我が国として船舶輸出契約における公的輸出金融機関(ECA)の取り組みやSSUの適用実態についての客観的なバックデータを把握し、実態に即した審議を主導することを目的に行うものであり、本業務の結果は、今後急速に審議が進むことが見込まれる経済協力開発機構(OECD)造船部会におけるSSUの改正審議にあたって、我が国から船舶輸出の実態に即した改正提案や意見表明を行う上で重要な参考資料となるものである。 本業務を適切に実施するためには、OECDにおける船舶輸出に係る取り組みやSSUの各国における適用状況、船舶輸出における多様な契約形態やその際に行われる公的輸出信用のスキームなどに関する専門的な知識が必要であるとともに、各国の金融機関、造船会社、海運会社、船主、政府当局等をはじめとする船舶輸出に係る多様な関係者からの情報収集の体制が必要となる。 また、船舶輸出の関係者は各国毎に大きく異なることから、各関係者が保有する情報量や契約に関する情報の範囲を明確にするなど、本調査を適正に実施するための手法・能力を有していることが不可欠である。 以上のことから、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、当該事業者が、実施体制、実施方針及び中立性において、高い評価を受けて選定され、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	7,986,927	7,964,464	99.7%	1	特社	国所管	1		欧州政府の公的輸出信用アレンジメント船舶輸出信用セクター了解(SSU)の適用調査については、OECD造船部会におけるSSUの改訂作業を通じて、我が国造船業に対して有利な輸出ファイナンスが提供できる環境を整えるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、同種の業務を行う際は、引き続き支出内容の重複排除等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、受注できる事業者が限定されないよう、調査内容に応じて共同提案を認めるといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、限られた予算において効率的かつ効果的な調査が実施されるなどの効果が出てきているところである。 今後においても、受注される事業者が限定されないような参加条件を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無
世界における我が国港湾関連産業技術の優位性検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.11	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、我が国港湾関連産業技術の国際展開を推進するため、諸外国等との比較をすることにより、日本の港湾関連産業技術の優位性を検証・整理し、プロジェクト対象国のニーズや特徴を把握した上で、日本企業及び相手国にとって望ましい技術提案を行うための資料等を作成することとしているが、必ずしも過去に十分な前例が無く、その検討にあたっては、港湾関連産業技術に関する高度な専門的知識が必要であるとともに、諸外国の港湾物流プロジェクトに関する見解も必要である。そのため、検討の際に考慮すべき事項等が事前に把握できないことから、仕様を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	11,627,288	11,544,000	99.3%	2	特財	国所管	1		世界における我が国港湾関連産業技術の優位性検討業務については、我が国の港湾関連産業技術の優位性についての検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度我が国の港湾EDIの海外展開検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.3	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、日本の港湾EDIシステムをASEAN地域に普及させることにより、日本の国際競争力強化に繋げることを目的とするものである。そこで、ASEAN地域を対象として、港湾EDIシステムの未導入国に対する港湾関連手続きの簡素化・電子化を図るため港湾EDI導入ガイドラインを作成し、日本主導によるASEAN地域における日本の港湾EDIシステムの海外展開の検討を行うものである。また、IMO/FAL委員会において、船舶の入出港手続きのための電子化について今後議論がなされる予定であるが、本議論の結果が日本の港湾EDIシステムの海外展開に不利にならないよう議論の分析を行って今後の検討に生かすものである。 本業務の対象としている港湾EDI導入ガイドラインの作成に関しては、海外諸国毎における電子化状況の取り組みやそれに関する法規制や組織体制が異なっており、システム導入において、どの国にも効果的なガイドラインの作成は、高度な提案が求められる。また、IMO/FAL委員会での議論への対応は海外諸国の手続き実態を踏まえる必要がある。つまりは、本業務の実施にあたっては、海外諸国の港湾関連手続きに関する知見、システムの海外諸国への導入・普及についてのノウハウに関する高度な知見が求められる。 以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	10,346,117	10,276,178	99.3%	2	特財	国所管	1		平成23年度我が国の港湾EDIの海外展開検討業務については、日本主導によるASEAN地域における日本の港湾EDIシステムの海外展開の検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
日アセアン港湾保安向上行動計画の検討・作成業務一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.17	(特財)国際陸海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、平成14年1月の小泉首相(当時)の提唱による「日アセアン包括経済連携構想」を受けて取組んでいる、「日アセアン交通連携プロジェクト」(現在21プロジェクト)のひとつである「日アセアン海事セキュリティプログラム」の一環として、日アセアンが連携して港湾保安人材育成の問題に取り組むため、各国のニーズ及び諸外国の優良事例を調査すると共に、新たな保安向上行動計画を作成するものである。</p> <p>本業務で主に取り扱う他国の保安に関する情報は公開されているものが少ないため、成功事例や連携して取り組むべき点の情報を収集する方法、あるいはそれを選定・分析する方法の仕様を確定することが困難である。加えて、本業務は港湾における国際物流、人材育成及び港湾保安対策に関するノウハウや海外の政府及び関係機関等からの情報収集に関するノウハウ等、国際物流や港湾保安、海外事例調査等に関する幅広く高度な知識や経験が求められる。</p> <p>以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方法が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した。その結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	7,057,031	6,985,934	99.0%	2	特財	国所管	1	<p>日アセアン港湾保安向上行動計画の検討・作成業務については、日本とアセアン諸国と連携した港湾保安対策の検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することにより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。</p>	無	
インドネシア国におけるバルクターミナル等港湾案件形成検討調査一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.24	(特財)国際陸海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、我が国港湾関連産業企業の国際展開を推進するため、インドネシア国のバルクターミナル等港湾について、我が国企業がプロジェクトへ参入し得る新規港湾開発案件形成の検討を実施することとしているが、過去に十分な検討がなく、検討する際に考慮すべき事項等が事前に明確にならないことから、仕様を確定することが困難である。加えて、本業務の実施にあたっては港湾開発事業に関する専門的な知識や国際的な見知が必要である。</p> <p>以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	14,406,949	14,387,021	99.9%	2	特財	国所管	1	<p>インドネシア国におけるバルクターミナル等港湾案件形成検討調査については、インドネシア国におけるバルクターミナル等港湾について、港湾プロジェクトに係る課題抽出及び新規案件発掘の検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することにより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。</p>	無	
東日本大震災を踏まえた港湾における津波・高潮対策検討業務一式	支出負担行為担当 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.5	(特財)沿岸技術研究センター 東京都千代田区車町3-16	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波被害及び地球温暖化による海面上昇の観点等、複数条件のもと、港湾における津波・高潮対策を検討するとともに「海岸保全施設の技術上の基準」及び「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」の見直しの視点について検討するものであるが、本検討の際に考慮すべき項目等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。</p> <p>加えて本業務は、津波対策及び地球温暖化適応策に関する専門知識や、海岸施設の設計・施工に関する幅広く高度な知識や経験が求められる。</p> <p>以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が最も高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。</p>	29,791,513	29,500,000	99.0%	4	特財	国所管	2	<p>東日本大震災を踏まえた港湾における津波・高潮対策検討業務については、港湾における津波・高潮の検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することにより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続していくこととする。</p>	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
メコン地域港湾案件形成推進検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.16	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20 日本工営株式会社 東京都千代田区麹町5-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務においては、我が国の民間企業が港湾開発や運営に参入していくための港湾開発案件形成に向けた官民連携方策の検討を目的として、メコン地域における国際港湾物流動向を把握するとともに、参入へ向けた協力体制や障壁と進行中の港湾開発計画の整理を行い、参入可能なコンテナ・自動車・バルクターミナル等の港湾施設の開発計画の検討と、参入に向けた官民連携方策の提案のための検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、メコン地域における港湾物流動向やメガオペレータ等の海外企業の動向を踏まえる必要があるとともに、参入可能な港湾開発計画の検討及び日本企業参入に向けた官民協力に向けた戦略の提案を行う必要がある。当該地区においては過去に十分な前例がなく、検討する上で考慮すべき項目等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。さらに、海外の港湾や国際機関の動向に関する知見、国際業務の経験を通じた海外の政府及び関係機関等からの情報収集、港湾計画及び戦略に関するノウハウ等、港湾整備に関する幅広く高度な知識や経験が求められる。 以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,102,973	13,075,650	99.8%	2	特財	国所管	1		メコン地域港湾案件形成推進検討業務については、メコン地域の港湾整備計画や新規案件形成に向けた官民連携方策の検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
インド南部港湾案件形成推進検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官房会計課 重田 雅史 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.22	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務においては、我が国の民間企業が港湾開発や運営に参入していくための港湾開発案件形成に向けた官民連携方策の検討を目的として、インド南部における国際港湾物流動向を把握するとともに、参入へ向けた協力体制や障壁と進行中の港湾開発計画の整理を行い、参入可能なコンテナ・自動車・バルクターミナル等の港湾施設の開発計画の検討と、参入に向けた官民連携方策の提案のための検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、インド南部における港湾物流動向やメガオペレータ等の海外企業の動向を踏まえる必要があるとともに、参入可能な港湾開発計画の検討及び日本企業参入に向けた官民協力に向けた戦略の提案を行う必要がある。当該地区においては過去に十分な前例がなく、検討する上で考慮すべき項目等が明確でないことから、仕様を確定することが困難である。さらに、海外の港湾や国際機関の動向に関する知見、国際業務の経験を通じた海外の政府及び関係機関等からの情報収集、港湾計画及び戦略に関するノウハウ等、港湾整備に関する幅広く高度な知識や経験が求められる。 以上により、専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が最も高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	13,096,883	13,092,450	100.0%	2	特財	国所管	3		インド南部港湾案件形成推進検討業務については、インド南部地区の港湾整備計画や新規案件形成に向けた官民連携方策の検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続していくこととする。	無
諸外国での放射線測定方法を踏まえた我が国での輸出貨物放射線測定方法の検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣 直彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.25	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	14,891,006	14,539,125	97.6%	2	特財	国所管	1		諸外国での放射線測定方法を踏まえた我が国での輸出貨物放射線測定方法の検討業務については、港湾における輸出貨物放射線測定方法の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度国際フェリー・RORO船を活用した物流効率化検討調査一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣直彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.25	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	21,660,497	21,237,100	98.0%	2	特財	国所管	1		平成23年度国際フェリー・RORO船を活用した物流効率化検討調査については、日中韓における国際フェリー・RORO船活用による貨物輸送の効率化の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度 港湾サービス水準向上に向けた国際比較・検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣直彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.6	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	17,548,933	17,517,150	99.8%	2	特財	国所管	1		平成23年度港湾サービス水準向上に向けた国際比較・検討業務については、国際コンテナ戦略港湾政策に深く関連する港湾サービスについての対応策の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しに対応した港湾管理法に関する検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣直彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.10.13	(特財)行政管理研究センター 東京都文京区湯島3-31-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	16,182,009	16,008,018	98.9%	1	特財	国所管	1		東日本大震災を踏まえた防災対策の見直しに対応した港湾管理法に関する検討業務については、沿岸に立地する原子力・火力発電所等における港湾施設・海岸保全施設等についての法制面、各種規制等を整理し、適切な防災体制を講じるための検討に必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
臨海部産業における災害に強い生産拠点の構築に向けた港湾のあり方検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣直彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.25	(特社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	23,273,069	23,100,000	99.3%	1	特社	国所管	2		臨海部産業における災害に強い生産拠点の構築に向けた港湾のあり方検討業務については、災害等に強い生産拠点の構築のため、臨海部立地産業における港湾施設のあり方についての検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続していくこととする	無
港湾における民間施設整備に係る検証調査業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 林田博 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.12	(特社)ウォーターフロント開発協会 東京都港区芝浦3-11-9	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	14,361,799	14,175,000	98.7%	7	特社	国所管	5		港湾における民間施設整備に係る検証調査業務については、港湾における民間施設整備に対する支援策の検証のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続していくこととする	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
災害発生時における海上作業等検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.6	(特社)日本海上起重技術協会 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	4,903,598	4,830,000	98.5%		特社	国所管	1		災害発生時における海上作業等検討業務については、災害発生直後における海上作業の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
船舶接岸速度に基づく船舶接岸用防舷材の設計方法検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 林田博 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.8.9	(特財)沿岸技術研究センター 東京都千代田区車町3-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	9,681,442	9,660,000	99.8%	4	特財	国所管	1		船舶接岸速度に基づく船舶接岸用防舷材の設計方法検討業務については、港湾の係留施設へ船舶接岸速度のモデル化した上で、防舷材の設計方法の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
諸外国における港湾関連技術基準・規格の動向把握及び我が国との比較分析検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 林田博 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.15	(特財)国際臨海開発研究センター 東京都港区赤坂1-9-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	19,873,052	19,493,820	98.1%	2	特財	国所管	1		諸外国における港湾関連技術基準・規格の動向把握及び我が国との比較分析検討業務については、日本の港湾施設の技術基準・規格の国際標準化戦略の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
港湾荷役機械及び関連施設の耐津波対策検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.11.25	(特社)港湾荷役機械システム協会 東京都港区西新橋2-17-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	8,781,092	8,767,500	99.8%	1	特社	国所管	1		港湾荷役機械及び関連施設の耐津波対策検討業務については、港湾荷役機械及び関連施設の耐津波対策の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
最大クラスの津波に対する防波堤の津波被害軽減効果評価手法検討業務一式	支出負担行為担当官 国土交通省港湾局長 山縣宣彦 東京都千代田区霞が関2-1-3	H24.1.12	(特財)沿岸技術研究センター 東京都千代田区車町3-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	52,821,678	52,500,000	99.4%	4	特財	国所管	1		最大クラスの津波に対する防波堤の津波被害軽減効果評価手法検討業務については、港湾背後地域の津波被害軽減に一定の効果がある防波堤区間を選定する標準的な手法の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
港湾事業実施における放置艇対策検討業務一式	支出負担行為担当官国土交通省港湾局長山縣 宣彦 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H23.10.24	(特社)日本マリーナ・ビーチ協会 東京都千代田区麹町4-5	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 専門的知識を有する者から業務提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため	9,740,816	9,681,000	99.4%	5	特社	国所管	1	港湾事業実施における放置艇対策検討業務については、港湾工事を円滑に実施するために民間資金を活用した放置艇の適正な対応策の検討のために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査を行うことにより、一層支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より競争性を確保するため企画競争を採用し、事前公示や公示期間を十分に確保することでより多くの事業者が参加し幅広い提案を募集する取組を実施している。今後においても、幅広く提案を行えるよう取組を継続し、仕様書の記載内容等の明確化により一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度空港保安防災教育訓練センター高圧ガス製造設備等運用業務請負一式	支出負担行為担当官航空局本田 勝 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H23.4.1	(特財)航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	16,336,131	16,170,000	99.0%	5	特財	国所管	1	・空港保安防災教育訓練センター高圧ガス製造設備等運用業務については、空港の保安防災教育訓練を通じた航空の安全の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、17.9百万円(平成19年度)を16.2百万円(平成23年度)まで縮減してきている。 今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・また、当該支出に係る契約においても、平成19年度より、一般競争入札への移行及び参入要件(必要とされる実績)の段階的緩和といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参入要件の見直し、契約準備期間の十分な確保等を実施することにより、継続支出、一者応札、競争性の無い随意契約の解消に取り組む。	有
指定航空身体検査医等に対する講習会事務補助作業請負一式	支出負担行為担当官航空局本田 勝 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H23.5.18	(特財)航空医学研究センター 東京都大田区羽田空港3-5-10	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	2,470,156	2,415,000	97.8%	3	特財	国所管	1	・指定航空身体検査医等に対する講習会事務補助業務については、指定航空身体検査医制度を通じた航空の安全の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・また、当該支出に係る契約においても、平成19年度より一般競争入札への移行、平成23年度より参入要件の見直しといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果平成24年度は2者応札との効果が出てきているところである。 今後においても、参入要件の見直し、仕様書の記載内容の明確化等を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
新たな進入方式に係る運航要件に関する調査一式	支出負担行為担当官航空局長田 太 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	H23.11.18	(特財)運輸政策研究機構 東京都港区虎ノ門3-18-19	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	16,024,703	15,960,000	99.6%		特財	国所管	1	・新たな進入方式に係る運航要件に関する調査については、国際的に開発が進められている新たな進入方式を我が国に導入することによる航空の安全の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より参入要件を必要最低限とした上での一般競争入札といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参入要件の見直し、契約準備期間の十分な確保等を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
工事・業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当官国土技術政策総合研究所長三川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、入札・契約手続の透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績、技術者に係る情報から、継続的に工事・業務実績、技術者等のデータの情報を提供するものである。本業務については、工事・業務実績、技術者等の情報は、入札・契約手続時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要があることから、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人(以下「特定法人」という。)を契約の相手方とする契約手続を行う予定とした。特定法人以外の者で、応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、特定法人が本業務を遂行できる唯一の機関であると確認された。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により上記法人と随意契約するものである。	1,050,000	1,050,000	100.0%		特財	国所管	1	本業務については、公共工事、業務の発注手続きを推進するという政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後類似の業務を発注する場合は必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度、参加者の有無を確認する公募手続きの導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても、参加者の有無を確認する公募手続き等の実施や公募手続きにかかる公告期間の延長を実施することにより、透明性、競争性を確保し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
実走行時の自動車排気ガス変動特性に関する試験調査整理業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.4.7	(特財)土木研究センター 東京都台東区台東1-6-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土技術政策総合研究所が作成している道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の更新方法検討に必要となる実走行時の自動車排気ガス量の変動特性を把握するため、実道路上において車載型排出ガス計測システムを用いた走行条件及び車種の違いによる排出ガス量変動特性比較のための試験調査及び調査結果のデータ整理を行うものである。本業務の実施に当たっては、走行条件及び車種の違いによる排出ガス量変動特性比較のための具体的な試験調査方法を検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	34,902,000	34,860,000	99.9%		特財	国所管	1	実走行時の自動車排気ガス量変動特性に関する試験調査整理業務は平成23年度限りの業務である。実走行時の自動車排気ガス量変動特性に関する試験調査整理業務については、環境対策研究に必要な業務であり、削減すると予定した研究材料が得られず研究の進捗が滞り予定通りの研究を終了に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可願に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)と、さらにメールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にする等といった競争性を高める取組を実施している。 今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取組を行い、1者応札の解消に取り組み。	無
欧米政府機関及び国際標準策定機関におけるITS研究・標準化動向調査及び対処方針案検討業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.4.25	(特財)道路新産業開発機構 東京都文京区関口1-23-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、欧州、米国の政府機関におけるITS研究の開発動向・施策動向や、ISO、CEN等のITSIにかかる国際標準策定機関における標準化活動動向について情報収集するとともに、国際標準化対処方針案の検討において配慮すべき内容の整理・抽出を行うものである。本業務の実施に当たっては、ITSに関する国際標準化機関における活動動向についての情報収集、整理、国際標準化対処方針案の検討において配慮すべき内容の整理・抽出を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	39,690,000	39,270,000	98.9%		特財	国所管	1	欧米政府機関及び国際標準策定機関におけるITS研究・標準化動向調査及び対処方針案検討業務は平成23年度限りの業務である。欧米政府機関及び国際標準策定機関におけるITS研究・標準化動向調査及び対処方針案検討業務は、欧米政府機関におけるITS研究の開発・施策動向や、ISO等の国際標準策定機関における標準化活動動向について情報収集するものであり、道路交通の円滑化を始めとする道路の計画・維持管理の適正な実施のために必要な支出であり、削減すると、関連施策の推進に支障が出る。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしている。 今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取組を行い、1者応札の解消に取り組み。	無
常時観測道路交通データの収集効率化・高度化に関する業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.4.28	(特社)システム科学研究所 東京都府中市京区新町通四条上ル小結棚町428番地	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、常時観測道路交通データの収集状況の整理を行うとともに、プローブ旅行時間データとVICSデータとの統合方法の検討など調査要綱の作成のための技術資料の整理を行うものである。本業務の実施に当たっては、旅行時間データとVICSの旅行時間データを統合利用して、可能な限り多くの交通調査基本区間において、日々の昼間12時間の時間別旅行時間を算定する方法が検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	17,860,500	17,850,000	99.9%		特社	国所管	2	常時観測道路交通データの収集の効率化・高度化に関する業務は、平成23年度限りの業務である。常時観測道路交通データの収集の効率化・高度化に関する業務については、常時観測道路交通データの収集状況の整理を行うとともに、プローブ旅行時間データとVICSデータとの統合方法の検討など調査要綱の作成のための技術資料の整理を行うものであり、削減すると、関連する研究開発の推進に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可能に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている等といった、競争性を高める取組を実施してきており、この結果、2者の競争参加者があった。 今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取組を行う。	無
ITSスポットの運用上の技術的課題検討業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.5.10	(特財)道路新産業開発機構 東京都文京区関口1-23-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、運用を開始するITSスポットサービスの機器を対象として、路車間の相互接続性等の確認試験、運用上の技術的課題の整理、課題解決に向けた対応策等の検討を行うものである。本業務の実施に当たっては、相互接続性等の運用上の技術的課題に関する検討を実施できる能力、確認試験計画の検討を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	27,006,000	26,985,000	99.9%		特財	国所管	3	ITSスポットの運用上の技術的課題検討業務は、平成23年度限りの業務である。ITSスポットの運用上の技術的課題検討業務は、ITSスポットサービスの機器を対象として、路車間の相互接続性等の確認試験、運用上の技術的課題の整理、課題解決に向けた対応策等の検討を行うものであり、道路交通の円滑化を始めとする道路の計画・維持管理の適正な実施のために必要な支出であり、削減すると関連施策の推進に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、この結果、3者の競争参加者があった。 今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取組を行う。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
調査・設計等分野における総合評価落札方式の導入効果分析・運用改善に関する業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.5.26	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	本業務は、総合評価落札方式に関連する最新の入札契約、成績評定等データの集計・分析および、総合評価落札方式の導入効果分析を行うとともに、構造物設計業務を取り上げ、その品質確保を図るための入札・契約制度運用のあり方について検討を行うものである。本業務の実施に当たっては、総合評価落札方式の実施状況に係る分析、発注者の技術審査・評価の事例収集および整理を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	27,772,500	27,195,000	97.9%		特財	国所管	2	本業務は、総合評価落札方式に関連する最新の入札契約、成績評定等データの集計・分析するものであり、入札・契約制度運用のあり方について検討するために必要な支出であるが、今後においても業務内容を厳選する等に取り組むことにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、この結果、2者の応募があり、競争性が確保された。今後においても応募要件の緩和を実施することにより、特定の相手方への継続支出の解消に取り組む。	有	
EMV決済サービスに関するITSスポット技術資料作成業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.6.9	(特財)道路新産業開発機構 東京都文京区関口1-23-6	本業務は、実証実験で課題となった「決済処理時間」について短縮可能な決済システム全体の機器構成を踏まえ、クレジットカード会社の既存の決済ルールについて整理し、更に実証実験の結果等を踏まえ、国土技術政策総合研究所がEMV決済サービスに関するITSスポットの仕様書を策定するにあたり、必要となる技術資料の作成を行うものである。本業務の実施に当たっては、「実証実験機器構成」の技術上・運用上の課題と対応の整理を実施できる能力、EMV決済サービスに関するITSスポット技術資料の作成を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで、必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	21,840,000	21,840,000	100.0%		特財	国所管	1	EMV決済サービスに関するITSスポット技術資料作成業務は、平成23年度限りの業務である。EMV決済サービスに関するITSスポット技術資料作成業務は、実証実験の結果等を踏まえEMV決済サービスに関するITSスポットの仕様書を策定するにあたり、必要となる技術資料の作成を行うものであり、道路交通の円滑化を始めとする道路の計画・維持管理の適正な実施のために必要な支出であり、削減すると関連施策の推進に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしている。 今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行い、一者札の解消に取り組む。	無	
下水道施設の地震・津波対策技術検討に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.6.13	(特財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3番1号	本業務は、東北地方太平洋沖地震による下水道施設の被害の特徴や被害原因を分析し、これまでの震前対策、震後対応の考え方に対して見直すべき項目や新たに追加すべき項目を明らかにし、その解決を図ることを目的とし、下水道施設の被害全般の情報収集及び被害要因の分析、本復旧や暫定的な対応時における課題抽出を行うものである。本業務の実施に当たっては、液状化による下水道施設の被災要因の分析、津波による下水道機能阻害対策の検討を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	39,186,000	39,165,000	99.9%		特財	国所管	3	本業務は、下水道施設の被害全般の情報収集及び被害要因の分析、本復旧や暫定的な対応時における課題抽出を行うものであり、被災した下水道施設の復旧方針策定のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を厳選することにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、この結果、3者の応募があり競争性が確保された。(23年度終了)	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度新道路技術の開発研究の推進に関する業務一式	支出負担行為担当者 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.6.20	(特財)日本総合研究所 東京都港区赤坂4-8-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国土技術政策総合研究所においては、産学官連携による道路政策の質の向上に資する技術研究開発を推進するため、道路局と協働して、有識者により構成される新道路技術会議を運営するとともに、現行の技術研究開発制度の改善を図ることを目的に、同会議における審議やこれまでの検討経緯等を踏まえつつ、募集研究の内容、研究成果の利活用方策等を検討することとしている。本業務は、新道路技術会議の技術研究開発制度の改善を図るため、新規研究募集及び研究成果の道路施策への反映促進のための分析・整理を行うとともに、新道路技術会議に関する資料作成を行うものである。本業務の実施に当たっては、新道路技術会議の主旨により相応しい研究応募につながるための改善点について分析・整理する際の手法、有効と考えられる新たな観点と分析・整理の手法、また、研究成果を道路施策への反映を一層促進させる新たな観点と分析・整理の手法について検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	15,760,500	15,750,000	99.9%		特財	国所管	3		平成23年度新道路技術の開発研究の推進に関する業務は、平成23年度限りの業務である。平成23年度新道路技術の開発研究の推進に関する業務は、「新道路技術会議」における委託研究制度の運営と改善検討に関わる業務であり、削減すると、当該施策推進に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可能に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている等といった、競争性を高める取組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。 今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取組みを行う。	無
深層崩壊の発生危険斜面抽出手法および避難基準策定手法の開発一式	支出負担行為担当者 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.6.28	(特社)砂防学会 東京都千代田区平河町2-7-5	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本研究は、航空レーザ測量(LIDAR)技術等を用いて、深層崩壊の発生危険性のある箇所、規模、発生時期の予測と対策のための技術を開発するものである。本委託研究は、国土交通省河川局により設置された学識経験者等からなる河川技術評価委員会において、あらかじめ研究開発課題の公募を行い、同会議において審査基準に基づき審査された結果、H23年4月、本研究課題及び委託先(社団法人砂防学会地頭蘭陵・鹿児島大学准教授を研究代表者とする研究グループ)が選定されたものである。なお、平成22年度の審査基準、評価結果等については、国土交通省河川局ホームページ等で詳細に公表されている。以上のことから、本委託研究は、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約をするものとする。	-	26,583,000	-		特社	国所管	10		本研究は、深層崩壊の発生危険性のある箇所、規模、発生時刻の予測と対策のための技術開発を行うものであり、大規模な土砂災害につながる恐れがある深層崩壊の予測と対策に必要な支出であるが、公募した研究開発課題を有識者による評価委員会において審査することで、より有効性の高い課題を選定し、事業内容の重点化、効率化を図る取り組みを行っている。今後においても、業務内容を厳選することにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度に、高度な研究委託にあたり、競争性を高めるため技術研究開発課題の公募の形態をとっており、10者の応募があり競争性が確保された。(23年度終了)	無
平成23年度公共工事における環境物品の調達品目に関する技術検討業務一式	支出負担行為担当者 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.7.11	(特財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国は、グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める「特定調達品目」及びその「判断の基準」について、毎年度、追加、見直しを行っており、その検討の参考とするため民間等に提案募集を行なっている。 こうした枠組みに関して、国土技術政策総合研究所では、「特定調達品目」として公共土木工事分野における新たな品目の選定、LCAを用いた定量的な環境評価基準の策定、及び設計段階でのグリーン調達の推進方策の検討等を行っている。 本業務は、これらの基礎資料とするため、発注者が資する資料に基づき品目を整理・評価した品目調査(案)等の作成、LCAの試行に基づく環境評価の課題整理、及び設計段階からグリーン調達を進める上での課題整理等を行うものである。本業務の実施に当たっては、特定調達品目のLCAに基づく環境評価を行う際の課題整理及び設計段階でグリーン調達を推進するための課題整理を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	17,713,500	17,640,000	99.6%		特財	国所管	1		本業務は、公共土木工事分野における「特定調達品目」の選定のための基礎資料の整理等を行うものであり、グリーン購入法の基本方針策定の実施のために必要な支出であるが、今後においても業務内容を厳選する等に取り組むことにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成20年度から、より競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、説明書を取りに来た者は11者であったが、応募者は1者であった。今後においても、応募要件の緩和を実施することにより、特定の相手方への継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
自然環境に関する道路環境影響評価の事後調査手法検討業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.7.11	(特財)道路環境研究所 東京都江東区木場2-15-12	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、今般改正された環境影響評価法による「事後調査に関する手続き(環境保全措置等の報告書の作成等)」の新設への対応についての検討に資するため、道路環境影響評価の自然環境に関する事後調査事例の整理に基づいて、保全対象種に応じた適切かつ効率的な事後調査手法を整理するものである。本業務の実施に当たっては、事後調査事例の整理、事後調査手法の整理を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	20,401,500	20,265,000	99.3%		特財	国所管	6	自然環境に関する道路環境影響評価の事後調査手法検討業務は平成23年度限りの業務である。自然環境に関する道路環境影響評価の事後調査手法検討業務については、研究に必要な業務であり、削減すると予定した研究材料が得られず研究の進捗が滞り予定通りの研究を終了に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可願)、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、6者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
情報接続サービスに係る確認試験に関する業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.7.15	(特財)道路新産業開発機構 東京都文京区関口1-23-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、全国でサービスが開始された情報接続サービスについて、確実にサービスを提供する手法等の検討に必要な基礎資料とするために、現在実験中の情報接続サービスが適切に提供されているか確認するための試験計画書の作成、試験の実施試験結果の取りまとめを行うとともに、情報接続サービス内容の拡充に係る課題について調査を行うものである。本業務の実施に当たっては、情報接続サービスに係る確認試験の計画書作成、結果整理を実施できる能力、情報接続サービス内容の拡充に関する調査を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	21,672,000	21,525,000	99.3%		特財	国所管	2	情報接続サービスに係る確認試験に関する業務は、平成23年度限りの業務である。情報接続サービスに係る確認試験に関する業務は、情報接続サービスについて確実にサービスを提供する手法等の検討に必要な基礎資料の取りまとめを行うとともに、サービス内容の拡充に係る課題について調査を行うものであり、道路交通の円滑化を始めとする道路の計画・維持管理の適正な実施のために必要な支出であり、削減すると関連施策の推進に大きな支障となる。 当該支出に係る契約において、より競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、この結果、2者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
情報化施工におけるデータの活用に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.7.15	(特社)日本建設機械化協会 東京都港区芝公園3-5-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、①現場試行を通じたデータ交換標準ver.4.0に関わるフォローアップ、②設計成果の利用等によるデータ構築作業の効率化策の調査、③情報化施工の維持管理における活用方法の調査、④試行及び調査を踏まえた要領等の修正項目の整理、を行うものである。本業務の実施に当たっては、①データ構築作業の効率化策の評価、②情報化施工によって取得できるデータの維持管理における利活用場面に対する評価を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	19,141,500	18,900,000	98.7%		特社	国所管	2	情報化施工におけるデータの利活用に関する調査業務は平成23年度限りの業務である。本業務については、情報化施工に関連する設計・施工データの利活用方法の調査を行うものであるが、情報化施工の普及・推進に必要な業務であり、削減すると研究の進捗が滞り、必要な時期に行政への対応が出来なくなる等大きな支障となるが、今後においても業務内容を厳選することにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、平成23年度により競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可願)、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている等といった、競争性を高める取組みを実施してきており、この結果、2者の競争参加者があった。	無
プレキャスト建設資材等の環境負荷計算手法調査検討業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.7.22	(特財)先端建設技術センター 東京都文京区大塚2-15-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土技術政策総合研究所の社会資本整備を対象としたライフサイクルアセスメントに関する研究に資するため、プレキャスト建設資材等の製造・施工に係る原料消費量等知見収集整理、環境負荷量試算整理を行うものである。本業務の実施に当たっては、プレキャスト建設資材等に関する知見の収集や材料・エネルギーに関する投入係数の追加・修正を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」)、同種業務、類似業務又は研究の実績(等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	6,919,500	6,825,000	98.6%		特財	国所管	1	プレキャスト建設資材等の環境負荷計算手法調査検討業務は平成23年度限りの業務である。プレキャスト建設資材等の環境負荷計算手法調査検討業務については、環境負荷に関する研究に必要な業務であり、削減すると予定した研究材料が得られず研究の進捗が滞り予定通りの研究を終了に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可願)、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にする等といった競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行い、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
次世代の高度道路交通システムに関する研究一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.7.25	(公社)土木学会 東京都新宿区四谷一丁目外濠公園内	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本研究は、昨今の新たな通信技術や車両制御技術の急速な普及・発展、ITS分野における世界的な国際協調・調和活動の動向等を踏まえ、次世代の高度道路交通システムについて提案するとともに、海外展開を行うITS技術について研究するものである。本研究の実施に当たっては、次世代の高度道路交通システムについて提案するものであることから、交通工学、土木工学のみならずシステム工学、情報処理工学等に関する様々な分野における最新動向にかかる知見等を高度に持ち合わせている必要がある、これらが委託研究の成果に密接に関係することから、研究所公募型方式により公募を行い、提出された研究計画について審査を行った。その結果、上記機関は、研究実施方針、研究実施体制、研究実施方法及び成果イメージを総合的に評価した結果、最も優れていることが確認されたことから、本委託研究を遂行するのに最もふさわしい機関であると判断された。以上の理由から上記機関を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	—	19,992,000	—		公社	国所管	2		次世代の高度道路交通システムに関する研究業務は、平成23年度限りの業務である。次世代の高度道路交通システムに関する研究業務は、次世代の高度道路交通システムについて提案するとともに、海外展開を行うITS技術について研究するものであり、道路交通の円滑化を始めとする道路の計画・維持管理の適正な実施のために必要な支出であり、削減するとITS施策の推進に大きな支障となる。 当該支出に係る契約において、より競争性の確保を図る観点から研究所公募型方式を採用すると共に、委託研究審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、この結果、2者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
道路基盤地図情報を用いたWebマッピングシステムの機能要件等整理業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.8.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、道路基盤地図情報を道路管理者間で共通利用するWebマッピングシステムの機能要件等の整理、国総研が公開している道路工事完成図等チェックプログラム等の改良、道路工事完成図作成の技術支援補助を行うものである。本業務の実施に当たっては、道路基盤地図情報のWebマッピングシステムの機能要件及び課題、対応策の整理並びに道路工事完成図等チェックプログラム等の改良を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要 請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	19,131,000	18,963,000	99.1%		特財	国所管	1		道路基盤地図情報を用いたWebマッピングシステムの機能要件等整理業務は平成23年度限りの業務である。道路基盤地図情報を用いたWebマッピングシステムの機能要件等整理業務については、道路基盤地図情報を道路管理者間で共通利用するWebマッピングシステムの機能要件の整理等を行うものであるが、道路管理や道路サービスの高度化のために必要な業務であり、削減すると研究の進捗が滞り、必要な時期に行政への対応が出来なくなる等大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可能に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている等といった競争性を高める取組を実施している。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行い、一者応札の解消に取り組む。	無
平成23年度ユニットプライス型積算方式改善検討業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.8.15	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国土交通省では、公共工事の新たな積算方式としてユニットプライス型積算方式を導入し、現在までに積算基準類を含む制度構築を行い、ユニットプライスによる工事積算が順次実施されているところである。このような中で、国土技術政策総合研究所においては、積算手法の分析・検討を踏まえた積算システムの開発及び導入手法の提案を行ってきており、本年度はその改善を行うこととしている。本業務は、ユニットプライス型積算方式を改善するための基礎資料を得ることを目的として、現在、積み上げ積算を行っている工事区分へのユニットの適用可能性について調査・分析・検討を行うものである。また、この検討結果を各地方整備局への意見照会資料に反映し、その意見照会結果の整理等を行い、ユニットプライス型積算方式及び総価契約単価合意方式の実施要領等の修正に資する技術的資料を作成するものである。本業務の実施に当たっては、総価契約単価合意方式の実施状況と工事積算をとりまく状況を踏まえたユニット区分の整理・統合及び各地方整備局への意見照会を効率的かつ有用にするための資料作成を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要 請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	41,296,500	41,118,000	99.6%		特財	国所管	1		本業務は、ユニットプライス型積算方式を改善するための各種調査・分析等を行うものであり、積算基準の策定の実施のために必要な支出であり、今後においても業務内容を厳選する等に取り組むことにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成20年度から、より競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、説明書を取りに来た者は6者であった。今後においても、応募要件の緩和を実施することにより、特定の相手方への継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
建設機械の稼働に係る騒音・振動・大気質の発生量に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.8.15	(特社)日本建設機械化協会 東京都港区芝公園3-5-8	本業務は、建設機械の稼働に係る騒音、振動、および大気質について、工事の現地調査、測定値の解析、および説明資料の作成を行うものである。本業務の実施に当たっては、工事の現地調査において適切な工程を選定すること、品質が確保された測定値を得ること、および測定値の解析において技術的過誤を防止すること等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の定により、随意契約するものである。	11,382,000	11,340,000	99.6%		特社	国所管	2	建設機械の稼働に係る騒音・振動・大気質の発生量に関する調査業務は平成23年度限りの業務である。建設機械の稼働に係る騒音・振動・大気質の発生量に関する調査業務については、騒音等対策研究に必要な業務であり、削減すると予定した研究材料が得られず研究の進捗が滞り予定通りの研究を終了に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可脳に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にする等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、2者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無	
都市間道路の試算と影響要因の事例分析業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.8.29	(特社)システム科学研究所 京都府京都市中京区新町通四条上ル小結棚町428番地	本業務は、道路交通センサデータ等を用いた全国の都市間道路のサービス水準の試算と地域比較及びその影響要因に関する事例分析、並びに一般国道におけるサービス水準向上のための道路構造の工夫事例の収集等を行うものである。本業務の実施に当たっては、都市間道路のサービス水準の指標として2つ(少なくとも1つは、海外で用いられているサービス水準指標)の提案と我が国で用いる場合における、その具体的算出方法及びサービス水準としての有効性及び算出の実現可能性、並びに旅行速度等のサービス水準に影響を与える道路構造を特定するための手法(a.分析で使用するデータ、b.分析方法、c.分析にあたっての留意点)に関する具体的な提案とその有効性及び実現可能性等が検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである	24,465,000	24,307,500	99.4%		特社	国所管	6	都市間道路のサービス水準の試算と影響要因の事例分析業務は、平成23年度限りの業務である。都市間道路のサービス水準の試算と影響要因の事例分析業務については、道路交通センサデータ等を用いた全国の都市間道路のサービス水準の試算と地域比較及びその影響要因に関する事例分析、並びに一般国道におけるサービス水準向上のための道路構造の工夫事例の収集等を行うものであり、削減すると、研究開発の推進に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可能に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている等といった、競争性を高める取組みを実施してきており、この結果、6者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無	
平成23年度「道路環境影響評価の技術手法」の改定に関する課題整理業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.9.5	(特財)道路環境研究所 東京都江東区木場2-15-12	本業務は、計画段階環境配慮書に関する手続(SEA制度)における環境調査・予測の内容、生活環境項目(大気質、騒音、振動等)における環境保全措置の効果把握手法、環境影響評価書の今後の電子化による活用可能性について整理を行い、「道路環境影響評価の技術手法」に反映するための課題整理を行うものである。本業務の実施にあたっては、構想段階PIと環境影響評価の既存事例の整理、SEA制度における環境調査・予測の内容の整理、生活環境項目の環境保全措置における事後調査事例の整理、効果把握手法案の作成、環境影響評価書の内容の学術的価値の整理、環境影響評価の今後の電子化による活用可能性の整理を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	15,844,500	15,750,000	99.4%		特財	国所管	3	平成23年度「道路環境影響評価の技術手法」の改定に関する課題整理業務は平成23年度限りの業務である。平成23年度「道路環境影響評価の技術手法」の改定に関する課題整理業務については、研究に必要な業務であり、削減すると予定した研究材料が得られず研究の進捗が滞り予定通りの研究を終了に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。 ・更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可脳に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和) ・メールサービスで発注情報を提供 ・発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている。 等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
自転車ネットワーク計画に関する事例調査業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.9.13	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、全国における自転車ネットワーク計画及び自転車マップを収集・整理するとともに、自転車経路調査等の計画策定への有効活用方策の事例検討及び自転車ネットワーク整備効果の試算等を行うものである。本業務の実施に当たっては、自転車ネットワークの整備効果を評価するための評価指標(一つに限る)及び算出方法に関する具体的な提案並びにその有効性及び実現可能性、並びに自動車から自転車への転換を促進するための施策立案に資する情報を得ることを目的としたアンケート調査・分析の具体的な方法(調査手法、調査項目、分析の方法は必ず含むものとする。)と調査・分析にあたっての留意点等が検討できる能力等が必要であり、これが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	19,068,000	19,057,500	99.9%		特財	国所管	15	自転車ネットワーク計画に関する事例調査業務は、平成23年度限りの業務である。自転車ネットワーク計画に関する事例調査業務については、全国における自転車ネットワーク計画及び自転車マップを収集・整理するとともに、自転車経路調査等の計画策定への有効活用方策の事例検討及び自転車ネットワーク整備効果の試算等を行うものであり、削減すると、研究開発の推進に大きな支障となるが、今後においても業務内容を厳選することにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、平成23年度により競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可能に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にしている等といった、競争性を高める取組みを実施してきており、この結果、15者の競争参加者があった。	無
河川環境と外来植物侵入特性に関するデータ整理業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.10.6	(特財)リバーフロント整備センター 東京都中央区新川1丁目17-24	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、河川水辺の国勢調査結果を用いて、外来植物の侵入状況、外来植物と在来植物の出現パターンとの関連性についてデータ分析を行うものである。本業務の実施に当たっては、外来河川植物種の侵入と関係する可能性が高い環境特性や群落組成の具体的な整理手法の選定と適用方法の検討を実施できる能力等が必要であり、これが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	11,938,500	11,865,000	99.4%		特財	国所管	4	本業務は、河川水辺の国勢調査結果を用いて、外来植物の侵入状況、外来植物と在来植物と在来植物の出現パターンとの関連性についてデータ分析を行うものであり、河川管理の高度化の技術的課題解決のために必要な支出であるが、業務内容の重点化、厳格化により、縮減の取り組みおこなった。今後においても、業務内容を厳選することにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、この結果、4者の応募があり競争性が確保された。(23年度終了)	無
調査設計業務における設計条件の分類・整理等に関する調査業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.10.7	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国土技術政策総合研究所は、調査設計業務の品質確保を図るため、設計ミス防止や条件明示の徹底等の方策について総合的に調査・研究を実施している。本業務は、そのための基礎資料として、業務プロセスの適切な時期に必要な設計条件を的確に確認できるよう、調査設計業務に必要な多様な設計条件について分類・整理等を行う。本業務の実施に当たっては、設計業務プロセスの整理方法及び明示すべき設計条件のとりまとめ方法を検討できる能力等が必要であり、これが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	4,998,000	4,987,500	99.8%		特財	国所管	1	本業務は、調査設計業務に必要な多様な設計条件について分類・整理等を行うものであり、調査設計業務の品質確保の実施のために必要な支出であるが、今後においても業務内容を厳選する等に取り組むことにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度から、より競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、説明書を取りに来た者は6者であったが、応募者は1者であった。今後においても、応募要件の緩和と競争性を高める取組をすることにより、特定の相手方への継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
TS出来形管理の河川工事への調査業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.10.18	(特社)日本建設機械化協会 東京都港区芝公園3-5-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、①河川工事におけるTS等による出来形管理の適用性調査、②試行及び調査を踏まえた要領等の修正項目の整理を行うものである。本業務の実施に当たっては、①護岸工におけるTS等による出来形管理の導入効果の整理方法、②河川土工及び護岸工における情報化施工技術の活用方法の整理、を実施できる能力等が必要であり、これが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、任意契約するものである。	4,987,500	4,935,000	98.9%		特社	国所管	1	TS出来形管理の河川工事への適用性に関する調査業務は、平成23年度限りの業務である。TS出来形管理の河川工事への適用性に関する調査業務は、TSを用いた出来形管理技術を河川工事に適用するための調査を行うものである。これは、情報化施工の普及・推進のために必要な支出であり、削減すると情報化施工に関する施策推進に大きな支障となるが、今後においても業務内容を厳選することにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和と競争性を高める取組をしている。 今後も類似の発注をする場合は、応募要件の更なる緩和を実施し、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合		備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分			
水・物質循環解析ソフトウェア共通プラットフォーム機能拡張プログラム調査・整備業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.12.6	(特財)河川情報センター 東京都千代田区麹町1丁目3-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、CommonMP上で汎用的にFortranプログラムが利用できるようにするためのラッピング手法を調査するとともに、河道断面データ取得プログラムの作成等CommonMPの機能拡張プログラムを整備するものである。本業務の実施に当たっては、ラッピング手法の有効性の確認及びリアルタイム稼働システムへの適応性の検証を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要 請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術 提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び 会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	14,878,500	14,805,000	99.5%		特財	国所管	1	本業務は、CommonMP上で汎用的にFortranプログラムが利用できるようにするためのラッピング手法を調査するとともに、河道断面データ取得プログラム作成等CommonMPの機能拡張プログラムを整備するものであり、河川行政における河川計画・管理の高度化・効率化に必要な支出であるが、業務内容の重点化、厳格化により、縮減の取り組みを行っている。今後においても、業務内容を厳選することにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、説明書を取りに来た者は5者であったが、応募者は1者であった。今後においても、応募要件の緩和を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。(23年度終了)	無
大規模水害時における緊急災害対策に関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.12.8	(特財)国土技術研究センター 東京都港区虎ノ門3-12-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、水害に対する危機管理対策についてより具体的に検討を行うため、首都圏の大規模水害を想定し、被害事象の抽出、浸水氾濫拡大時における活動拠点、活動内容の特定、復旧及び復旧支援活動の洗い出し・人員配置等について調査・整理するものである。本業務の実施に当たっては、「重要施設に係わる被害事象の抽出手法における留意点とその考え方」及び「洪水氾濫拡大時の対策をより一層高める取り組みへの着眼点とその考え方」を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式による技術提案書の審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	19,603,500	19,530,000	99.6%		特財	国所管	3	本業務は、被害事象の抽出、応急復旧方法等の調査を行うものであり、大規模水害に対する危機管理対策実施のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を厳選することにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、この結果、3者の応募があり競争性が確保された。(23年度終了)	無
道路事業の環境影響評価書の電子化に関する課題整理業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.12.8	(特財)道路環境研究所 東京都江東区木場2-15-12	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、環境影響評価書(以下、評価書)の閲覧環境の整備に資するため、評価書をデータベース化する際の利用に関する要件整理、記述内容の整理、図面の電子化の効率的な手法に関する課題整理を行うものである。本業務の実施にあたっては、評価書の閲覧・参照等の利用実態の調査、評価書の記述内容の整理の対象とする項目(環境要素)及びの整理項目の設定、評価書の図面のGISデータの試作を実施できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、上記業者が最も優れていることが確認されたことから、本業務を遂行するのに最もふさわしい業者であると判断された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	39,669,000	39,669,000	100.0%		特財	国所管	3	道路事業の環境影響評価書の電子化に関する課題整理業務は平成23年度限りの業務である。道路事業の環境影響評価書の電子化に関する課題整理業務については、環境影響評価に関する研究に必要な業務であり、削減すると予定した研究材料が得られず研究の進捗が滞り予定通りの研究を終了に大きな支障となる。 当該支出に係る契約においては、より競争性の確保を図る観点から、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和(①研究も業務実績に認定、②設計JVの参加を可願に、③同種・類似業務の要件を緩和、④予定技術者の資格要件を緩和)、メールサービスで発注情報を提供、発注の早期化で業務時間・技術者の確保を容易にする等といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3者の競争参加者があった。今後も類似の発注をする場合、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化等を図るといった、競争性を高める取り組みを行う。	無
下水道革新的技術実証研究に関する技術評価資料作成業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H23.12.26	(特財)下水道新技術推進機構 東京都新宿区水道町3番1号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、下水道革新的技術実証研究に関する評価を行うため、評価に必要な情報の確認、評価用資料の作成、報告書の作成を行うものである。本業務の実施に当たっては、実証研究の評価に必要なと思われる評価項目や評価ポイント等の整理方針を検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接 に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び 会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	4,998,000	4,987,500	99.8%		特財	国所管	1	本業務は、下水道革新的技術実証研究に関する評価を行うため、評価に必要な情報の確認、評価用資料の作成、報告書の作成を行うものであり、下水道事業におけるライフサイクルコストの削減、省エネ・創エネ化、水ビジネスの国際展開支援を進めるために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を厳選することにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、説明書を取りに来た者は9者であった。今後においても、応募要件の緩和を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。(23年度終了)	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
東南アジア諸国における建設生産システムに関する調査業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 西川 和廣 茨城県つくば市旭1	H24.1.13	(特社)国際建設技術協会 東京都千代田区麹町5-3-23	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、東南アジア諸国における建設生産システムの改善を支援するために、各国が直面する建設生産システムの課題について事例をもとに整理するとともに、我が国で導入されている建設生産システムと比較することにより我が国の建設生産システム導入の可能性やその有効性について検討するための基礎資料を作成するものである。本業務の実施に当たっては、東南アジア諸国における建設生産システムの現状把握、運用上の課題抽出、東南アジア諸国における建設生産システム改善の支援に当たっての基礎情報収集・整理を行うことができる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式により公募を行い、提出された技術提案書について審査を行った。その結果、上記業者は、業務実施条件(「予定管理技術者の資格等」、「同種業務、類似業務又は研究の実績」等)を満たしている中で、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加を表明した唯一の業者であり、また、業務実績及び技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。以上の理由から上記業者を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	4,420,500	4,399,500	99.5%		特社	国所管	1		本業務は、東南アジア諸国における建設生産システムの現状把握、運用上の課題抽出を行うものであり、東南アジア諸国における建設生産システムの支援を検討するために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を厳選する等に取り組みることにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成23年度により競争性の確保を図る観点から簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式を採用すると共に、学識経験者からなる技術提案評価審査会を実施し、透明性の確保に努めている。更に、応募要件の緩和といった競争性を高める取組をしており、説明書を取りに来た者は9者であった。今後においても、応募要件の緩和を実施することにより、特定の相手方への継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
空港土木工事積算システム機能改良業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.4.1	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、積算業務の効率化を目的として、空港土木工事積算システムの機能改良に関する要件定義、設計、プログラム開発改良および課題の整理を行うものである。 本業務の実施にあたっては、空港土木工事の積算基準や積算システムに関し、専門的な技術力が要求されること、また業務内容を十分に理解し、適切かつ円滑な業務の遂行が求められることから、技術力、経験及び業務内容に関する企画提案を求める企画競争方式により選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている唯一の法人であり、また企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	18,821,000	17,850,000	94.8%	7	特財	国所管	1		本業務は、空港土木工事の積算に使用するシステムの機能改良といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取組を実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すことにより、1者応札の解消に取り組む。	無
港湾情報処理システム運用支援等業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.4.1	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、港湾情報処理システム及び空港施設CALSシステムの運用支援等を行うものである。 本業務の実施に当たっては、港湾情報処理システム及び空港施設CALSシステムを十分に理解し、システムの運用管理を安定的かつ円滑に遂行することが必要であることから、企画競争方式による企画提案書の審査を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている唯一の法人であり、また、企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	207,847,000	207,648,000	99.9%	7	特財	国所管	1		本業務はシステムのセキュリティ対策及び運用支援を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取組を実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すこと、また総合評価方式を実施することにより、1者応札の解消に取り組む。	無
工事・業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾CALSシステムに公共事業における工事及び業務実績情報を提供する業務である。 本業務の実施にあたっては、入札・契約手続きにおいて重要な本情報を網羅的かつ速やかに提供が必要であることから、技術的要件等を兼ね備えている上記法人を契約予定者と特定し、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったものである。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	3,150,000	3,150,000	100.0%	5	特財	国所管	1		本業務については、公共工事、業務の発注手続きを推進するという政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度、参加者の有無を確認する公募手続きの導入といった競争性を高める取組を実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、参加者の有無を確認する公募手続き等の実施や公募手続きにかかる公告期間の延長を実施することにより、透明性、競争性を確保し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
企業情報提供業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区2-3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)で運用管理している港湾CALSシステムに監視技術者情報及び建設業許可情報等の企業情報を提供するものである。 上記企業情報をデータベース化し一元的に管理、提供している法人は、建設業法施行規則第17条の34により、監視技術者資格者証の交付を行う国土交通大臣の指定資格者証交付機関と定められた財団法人 建設業技術者センターを以て他にない。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により財団法人 建設業技術者センターと随意契約を締結するものである。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1		企業情報提供業務は、入札及び契約の適正化を図り、発注者の入札参加資格確認作業の厳正化を図るといった政策目的の達成に必要な支出であるが、当該業務は工事現場における監視技術者等の適正な配置を徹底するために、建設業法施行規則第17条の34により、管理技術者証の交付を行う国土交通大臣の指定資格者証交付機関と定められた財団法人 建設業技術者センターと特命随意契約を行ったものであり、今後においても、必要最小限の契約内容であるか見直しを図ることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	有
空港土木工事積算システム改良業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.7.22	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、積算業務の効率化を目的として、空港土木工事積算システムの改良に関する要件定義、設計、プログラム開発改良を行うものである。 本業務の実施にあたっては、空港土木工事の積算基準や積算システムに関し、専門的な技術力が要求されること、また業務内容を十分に理解し、適切かつ円滑な業務の遂行が求められることから、技術力、経験及び業務内容に関する企画提案を求める企画競争方式により選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている唯一の法人であり、また企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	83,563,200	82,740,000	99.0%	7	特財	国所管	1		本業務は空港土木工事の積算に使用する積算システムについて、老朽化した既存のシステムに代わる新積算システムを開発改良するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すこと、また総合評価方式を実施することにより、1者応札の解消に取り組む。	無
港湾請負工事積算システム機能改良業務一式	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.7.22	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、積算業務の効率化を目的として港湾請負工事積算システムの機能改良を行うものである。 本業務の実施にあたっては、港湾請負工事の積算基準や積算システムに関し、専門的な技術力が要求されること、また業務内容を十分に理解し、適切かつ円滑な業務の遂行が求められることから、技術力、経験及び業務内容に関する企画提案を求める企画競争方式により選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている唯一の法人であり、また企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	55,417,950	54,600,000	98.5%	7	特財	国所管	1		本業務は積算基準改定に合わせた積算システムの改良を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すこと、また総合評価方式を実施することにより、1者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
港湾CALSシステム改良業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.7.22	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、港湾CALSシステム改良の機能改良に関する要件定義、システム設計、プログラム設計、プログラム作成、プログラム導入及びテストを行うものである。 本業務の実施にあたっては、港湾CALSシステムに関する専門的な技術力が要求されること、また、業務内容を十分に理解し、適切かつ円滑な業務の遂行が求められることから、技術力、経験及び業務内容に関する企画提案を求める企画競争方式により、選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている唯一の法人であり、また、企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	77,965,650	77,700,000	99.7%	7	特財	国所管	1		本業務は入札・契約制度等の改訂及び不具合対応の都度改良を行うといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すこと、また総合評価方式を実施することにより、1者応札の解消に取り組む。	無
空港施設CALSシステム改良業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.8.30	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、空港施設CALSシステムの機能改良に関する要件定義、設計、プログラム開発改良、テスト、現行システムに関する課題整理と対応案作成および利用者マニュアルの改訂を行うものである。 本業務の実施にあたっては、空港施設CALSシステムに関し、専門的な技術力が要求されること、また業務内容を十分に理解し、適切かつ円滑な業務の遂行が求められることから、技術力、経験及び業務内容に関する企画提案を求める企画競争方式により選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている法人であり、また企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するのに最も相応しい法人であると判断された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	40,309,500	39,900,000	99.0%	7	特財	国所管	1		本業務は空港施設の設計、施工、維持管理業務の効率化を図るために使用するシステムの改良といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すこと、また総合評価方式を実施することにより、1者応札の解消に取り組む。	無
空港舗装巡回等点検システム機能改良業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.9.12	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、空港舗装に係る維持管理業務の効率化及び高度化を目的とした、地方航空局が利用する空港舗装巡回等点検システム及び点検情報検索システムの機能改良、テスト、課題検討、利用者マニュアルの改訂を行うものである。 本業務の実施にあたっては、空港舗装の維持管理業務や巡回等点検システムに関し、専門的な技術力が要求されること、また業務内容を十分に理解し、適切かつ円滑な業務の遂行が求められることから、技術力、経験及び業務内容に関する企画提案を求める企画競争方式により選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている唯一の法人であり、また企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	15,999,900	15,750,000	98.4%	7	特財	国所管	1		本業務は、空港土木施設の維持管理の効率化を図るために使用するシステムの改良といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約においても、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すことにより、1者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
港湾施設マネジメント支援システム改良業務一式	支出負担行為担当 国土技術政策総合研究所副所長 浦辺信一 横須賀市長瀬3-1-1	H23.11.25	(特財)港湾空港建設技術サービセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、港湾施設マネジメント支援システム改良に関する要件定義、システム設計を行うものである。 本業務の実施にあたっては、港湾施設マネジメント支援システムに関する専門的な技術力が要求されること、また、業務内容を十分に理解し、適切かつ円滑な業務の遂行が求められることから、技術力、経験及び業務内容に関する企画提案を求めるとして企画競争方式により、選定を行った。 その結果、上記法人は、本業務の「企画競争参加者」として参加を表明し、参加資格要件を満たしている唯一の法人であり、また、企画提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を遂行するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記法人を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により随意契約するものである。	12,493,950	12,075,000	96.6%	7	特財	国所管	1		本業務は、港湾施設の維持管理に関するシステムの改良といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後、類似の業務を発注する場合は必要最低限の業務内容に努めることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また当該支出に係る契約において、平成23年度、企画競争方式の導入といった競争性を高める取り組みを実施した。 今後においても類似の業務を発注する場合は、業務内容を考慮し、業務実績要件の緩和を行い民間企業の参入を促すことにより、1者応札の解消に取り組む。	無
H23測量調査設計業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当 国土地理院長岡本博 茨城県つくば市北郷1番	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、継続的に業務実績及び技術者等のデータの提供を受けるものである。業務実績及び技術者等の情報は、(財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)と同等の情報提供を受ける必要がある。 このことから、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出がなかったため、当該法人と契約を行うものである。	1,020,000	1,020,000	100.0%		特財	国所管	1		・H23測量調査設計業務実績情報提供業務について、測量調査設計業務実績情報提供サービス(TECRIS)により最新の測量業務受注情報等の提供を受け、効率的な測量業務執行に資するために必要な支出である。 ・現状では、唯一の情報提供機関である財団法人日本建設情報総合センターが契約予定者として考えられるところであるが、本業務が他者による履行が可能かどうかを確認するために、インターネット等を通じて平成21年度より参加者の有無を確認する公募手続きを行ったが、他者からの応募がなかった。 ・今後においても、参加者の有無を確認する公募手続き、公示期間の延長、特記仕様書の記載内容の明確化等により、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
1万分1地形図(四六半裁判折図5色)外8点	支出負担行為担当 国土地理院長岡本博 茨城県つくば市北郷1番	H23.4.1	(特財)日本地図センター 東京都目黒区青葉台4-9-6	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土地理院の刊行地図を購入する業務である。国土地理院の刊行地図は複製頒布業務委託契約に基づき印刷発行している者から購入する必要がある。 このことから、複製頒布業務委託契約を行っている唯一の者である、当該法人と契約を行うものである。	4,092,368	4,085,748	99.8%	2	特財	国所管	1		・1万分1地形図(四六半裁判折図5色)外8点の調達は、地形図を常備しておく必要のある測量成果の閲覧窓口等の適切な運営のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、60万円(平成22年度)を50万円(平成23年度)まで縮減してきた。 ・今後においても、地形図の常備枚数を見直すこと等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・また、当該支出に係る契約においては、国土地理院と複製頒布業務委託契約を締結している者によって行われるため、当該の者との随意契約としてしているところである。 ・今後においても、複製頒布業務委託契約の見直しの検討を行うことにより、競争性のない随意契約及び継続契約の解消に取り組む。	有
測量士及び測量士補登録補助業務一式	支出負担行為担当 国土地理院長岡本博 茨城県つくば市北郷1番	H23.4.1	(特社)日本測量協会 東京都文京区小石川1-3-4	会計法第29条の3第1項、予算決算及び会計令第99条の2 本業務は、測量法に基づき、技術者として測量作業に従事する測量士、測量士補の登録関係業務を行う業務である。入札にあたっては、一般競争入札方式により実施を行っているが、予定価格超過のため不発となった。 しかしながら、当該業務については、年度当初より業務を行わなければならないため、「物品等契約に係る入札手続の取扱について」(平成17年3月31日国官会第2034号)2.(1).①、②により唯一の入札参加者である、当該法人と契約を行うものである。	29,067,825	29,029,350	99.9%	2	特社	国所管	1	不発随契	・測量士及び測量士補登録補助業務は、測量法に基づき、技術者として測量作業に従事する測量士、測量士補の登録関係業務を達成するために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、300万円(平成21年度)を290万円(平成23年度)まで縮減してきた。 ・今後においても、業務内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より、一般競争入札の実施、応札者の条件の見直しといった競争性を高める取り組みを実施してきているが、平成23年度の入札では不発のため随意契約となった。 ・今後においても、応札者の条件の見直し、契約準備期間等の確保を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 ・なお、平成24年度の入札では公益法人と公益法人以外の者の二者の応札があった。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
測量成果等閲覧・勝抄本交付業務委託(関東地区)一式	支出負担行為担当 国土地理院長岡本博 茨城県つくば市北郷1番	H23.4.1	(特財)日本地図センター 東京都目黒区青葉台4-9-6	会計法第29条の3第1項、予算決算及び会計令第99条の2 本業務は、測量法に基づいた窓口における地図や航空写真といった測量成果の閲覧及び勝抄本の交付を行う業務である。入札にあたっては、一般競争入札方式により実施を行っているが、予定価格超過のため不発となった。しかしながら、当該業務については、年度当初より業務を行わなければならないため、「物品等契約に係る入札手続の取扱について」(平成17年3月31日国官会第2034号)2.(1).①、②により唯一の入札参加者である、当該法人と契約を行うものである。	25,270,421	25,200,000	99.7%		特財	国所管	1	不落随契	・測量成果等閲覧・勝抄本交付業務委託については、測量法に基づいた窓口における地図や航空写真といった測量成果の閲覧及び勝抄本の交付を行うもので、測量成果の円滑な利用に資するという政策目的のために必要な支出であるが、これまで、競争性を高めるための発注形態の見直しに取り組んでいる。 今後においても、発注形態の見直し及び業務内容に見直しに取り組み、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、透明性及び公平性の確保を図る観点から、本業務が開始された平成21年度より一般競争入札としているところである。 今後においても、公告期間や業務等準備期間を十分に確保するとともに、業務内容及び応札要件の見直しに取り組むことにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
宅地建物取引業免許システム電算処理等業務一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 榊田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3丁目8番21号 第33森ビル3階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・本システムは、同研究所が開発したものであり、システムの賃貸借及びサポートに係る業務履行できる唯一の者である。	1,428,410	1,428,410	100.0%	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政(国土交通省、都道府県)に登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組んで、実際に必要となる経費を全ての免許行政で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有
企業情報提供業務一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 榊田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・最新の監理技術者資格者証交付者に関する情報等を集積し、提供できるシステムを保有している唯一の者である。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1		企業情報提供業務については、建設工事の適正な施工を確保するため、最新の監理技術者資格者証交付者に関する情報及び技術者等の専任配置確認結果情報、建設業許可情報等の提供を受けるための支出であるが、今後においても、必要最小限の業務内容となっていることから、削減はできなく、またこれらの情報を集積し提供できるシステムを保有している機関は同法人のみであることから、引き続き当該法人との随意契約により実施する。	有
工事実績・測量調査設計業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 榊田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。	3,937,500	3,937,500	100.0%	5	特財	国所管	1		工事実績・測量調査設計業務実績情報提供業務については、工事・業務の入札契約手続きにおける実績の適正評価に必要な支出であるが、今後においても、業務内容を最小限にすること等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成21年度から参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、公募手続きにかかる公告期間の延長、応募要件の見直し等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
営繕積算システムRIBCの賃貸借一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 榊田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・本システムは、各府省庁の統一基準に合い、公共建築工事においてその使用に耐えうる性能を有する唯一の積算システムで、同研究所が開発したものであり、同研究所がシステムの賃貸借及びサポートに係る業務履行できる唯一の者である。	1,141,560	1,141,560	100.0%	8	特財	国所管	1		「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。今後においても、このシステムが、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めに伴い契約の相手方が一に定められているため、随意契約によりさざるを得ないものである。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
建設副産物情報提供業務一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.7	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカゼブンスアヴェニュービル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。 (企画競争方式)	1,732,500	1,732,500	100.0%	5	特財	国所管	1		建設副産物情報提供業務については、公共事業等で発生する建設副産物の適正処理及びリサイクルを促進するため、工事ごとの建設副産物等の工事情報を迅速かつ確実に情報提供するために必要な支出であるが、今後も引き続き業務の見直しを行う。また、当該支出に係る契約においても、平成21年度から企画企画競争方式を実施し競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、企画競争実施の公示期間の延長、参加資格要件の見直し等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
資材価格データ作成(建設物価外)一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.11	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。	5,355,000	5,355,000	100.0%	3	特財	国所管	1		資材価格データ作成(建設物価外)については、(財)建設物価調査会発行の物価資料等のデータ提供を受け、請負工事及び建設コンサルタント業務等の積算に必要な設計単価を策定するために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を最小限にすること等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成21年度から参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、公募手続きにかかる公告期間の延長、応募要件の見直し等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
資材価格データ作成(積算資料外)一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.11	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・公募方式を採用し、特殊な技術等を有している者が1社しか存在しなかったため。	4,305,000	4,305,000	100.0%	6	特財	国所管	1		資材価格データ作成(建設物価外)については、(財)経済調査会発行の積算資料等のデータ提供を受け、請負工事及び建設コンサルタント業務等の積算に必要な設計単価を策定するために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を最小限にすること等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成21年度から参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、公募手続きにかかる公告期間の延長、応募要件の見直し等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
デジタル道路地図更新業務	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.6.14	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 菱進平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・同法人は、デジタル道路地図データベース仕様の著作権を有しており、著作権者人格権及び著作権の行使について意思表示していることから、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の者である。	13,503,000	12,600,000	93.3%	2	特財	国所管	1		デジタル道路地図更新業務については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
道路交通情報に関する業務一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 稗田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.4.1	(特財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・道路交通情報等に必要システムや全国ネットワークを有し、道路交通法に基づき事務の委託を受けた唯一の者である。	73,866,000	73,866,000	100.0%	3	特財	国所管	1		道路交通情報に関する業務については、道路利用者等に道路交通情報を提供するために必要な業務であり、削減すると道路交通情報提供に大きな支障となる。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
港湾・空港工事積算システム歩掛等改定一式	支出負担行為担当 北海道開発局開発監理部長 神田 昭人 札幌市北区北8条西2丁目	H23.12.8	(特財)港湾空港建設技術サーピセンター 東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館3階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・企画提案書の評価において、調査等に必要な優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。(企画競争方式)	9,072,000	8,893,500	98.0%	7	特財	国所管	1		港湾・空港工事積算システム歩掛等改定については、北海道開発局独自基準の追加・改定に伴う港湾積算システム並びに空港土木工事積算システム歩掛データの追加・改訂を実施し各積算システムのメンテナンスを行うために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を最小限にすること等に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成20年度から企画競争方式を実施し競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、企画競争実施の公示期間の延長、参加資格要件の見直し等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
登記情報提供業務一式	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	H23.4.1	(特財)民事法律協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5第二萬代家ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・信頼性の高い登記情報を提供することが可能な機関は当該業者のみであり、当該業務の履行が可能で唯一の者である。	1,260,735	1,260,735	100.0%		特財	国所管	1		登記情報提供業務については、公共事業に伴う用地の取得事務を適正かつ迅速に処理するための不動産登記情報、地図情報等の閲覧に要する支出であるが、今後においても、必要最小限の業務内容となっていることから、削減はできなく、また、情報を提供することが可能な機関が当該機関のみであることから、引き続き当該法人との随意契約により実施していく。	有
Web建設物価の利用一式	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	H23.4.1	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・(財)建設物価調査会がWeb建設物価を提供している唯一の機関であるため。	2,222,640	2,222,640	100.0%	3	特財	国所管	1		Web建設物価の利用については、工事の予定価格算出に必要な支出であるが、今後においても、必要最小限の業務内容となっていることから、削減はできなく、また、当該機関がWeb建設物価を提供している唯一の機関であるため、引き続き当該機関との随意契約により実施していく。	有
樺戸(二期)地区徳富ダム技術検討委員会運営等業務一式	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	H23.7.5	(特財)日本水士総合研究所 東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門Nビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・企画提案書の評価において、優れた情報資料及び技術等を有するとして特定した者である。	3,559,500	3,000,000	84.3%		特財	国所管	1		樺戸(二期)地区 徳富ダム技術検討委員会運営等業務は、事業の基幹施設であるダム建設における技術的課題について検討するダム委員会の運営調整に必要な支出であるが、平成22年度から企画競争方式を実施し競争性を高める取り組みを実施してきたところである。今後においても類似の発注をする場合についても、企画競争方式等を取り入れ、契約等における参入拡大に向けて、仕様書の記載内容の明確化を図ることにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。(平成24年度事業最終年度)	有
定期刊行物「積算資料」外5点購入一式	支出負担行為担当 札幌開発建設部長 柳屋 圭吾 札幌市中央区北2条西19丁目	H23.4.1	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 (財)経済調査会との年間契約により、割引価格が適用されるため。	1,632,680	1,632,680	100.0%	6	特財	国所管	1		定期刊行物「積算資料」外5点購入については、土木工事等の設計単価を決定する基礎資料として必要な支出であるが、これまで閲覧方式の見直し等により、平成23年度は平成21年度比で20%の削減を行っている。今後においても重複の排除、閲覧方式実施の徹底及びWeb版への移行により、コストの削減に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札、応募者数			
平成23年度 道路・占用物件管理情報処理業務一式	分任支出負担行為担当官 札幌開発建設部札幌道路事務所長 倉内公嘉 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・道路占用許可申請、道路工事調整等道路管理に必要な道路に関する情報及び道路占用物件に関する情報等の情報提供を行っている唯一の者である。	8,025,150	6,661,200	83.0%	2	特財	国所管	1		平成23年度 道路・占用物件管理情報処理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
自動車重量税印紙購入一式	支出負担行為担当官 函館開発建設部長 高橋 敏彦 函館市大川町1番27号	H23.8.12	(特財)北海道陸運協会 函館支部 函館市西栲町555の34	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 自動車重量税印紙は法令により金額が定められており、競争の余地がないため。	3,275,000	3,275,000	100.0%		特財	国所管	1		自動車重量税印紙は、事業に不可欠な車両に係る新規、継続検査を受けるために必要な支出であるが、法令で印紙の金額が定められているため、価格競争の余地はないことから、これまでは口座振込が可能な当該法人と随意契約を行ってきたところであるが、今後においては支払い方法の見直しを行うとともに、公益法人との契約を改めることとする。	有
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務一式	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省と47都道府県との間の取り決めにより、当該法人を管理運営機関として特定しているため	—	1,428,410	—		特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)が登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組んで、実際に必要となる経費を全ての免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有
営繕積算システムRIBC貸借一式	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5F	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 「営繕積算システムRIBC」は、昭和58年より公共建築工事(旧建設省及び都道府県)の積算用として、財団法人建築コスト管理システム研究所において開発され、官庁営繕部では本省をはじめ全ての地方整備局で利用されているものである。 また、積算基準等の改正等に伴ってデータの訂正が必要となった場合においては各々の利用者においてデータの訂正の有無を判断し、正しいデータに置き換える作業が求められるが、本システムでは財団法人建築コスト管理システム研究所においてデータ訂正に必要な処置を行い、各々の利用者は簡単な操作で全てのデータの更新を行うことができる。 土木営繕工事の積算に於いても、官庁営繕部と同様の積算基準が適用されることから「営繕積算システムRIBC」の利用が不可欠である。 従って、営繕工事積算業務においてその使用に耐える性能を有する唯一の積算プログラムを有する、財団法人建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。	—	1,472,625	—		特財	国所管	1		「営繕積算システムRIBCの貸借借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。 このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めにより契約の相手方が一に定められているため、随意契約によらざるを得ないものである。	有
建設業情報管理システム電算処理業務一式	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区新川1-4-1住友不動産六甲ビル4F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 建設業許可審査事務及び経営事項審査事務について、当該法人は本システムの管理運営を行っている唯一の団体であり、セキュリティを確保し、本業務を円滑かつ確に実施しうる唯一の団体であるため	—	2,009,632	—		特財	国所管	1		建設業許可・経営事項審査情報処理業務については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議することにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
工事及び測量調査設計業務実績情報提供一式	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル3F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 参加要件に基づき、参加者の有無を確認する公募手続を行ったところであるが、他者からの参加意思確認書の提出がなかったため(確認公募手続)	-	7,560,000	-		特財	国所管	1		本業務については、公共工事、業務の発注手続きを推進するために必要な支出であるが、今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては平成21年度より参加者の有無を確認する公募手続きの導入といった競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても、参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、仕様書の記載内容の明確化等により、透明性、競争性の確保し、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
月刊建設物価等に掲載される材料単価等の電子データ購入一式	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.4.12	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル日本橋	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、他者から参加意思確認書の提出がなかったため(確認公募手続)	4,044,600	4,044,600	100.0%		特財	国所管	1		本業務については、公共工事、業務の発注手続きを推進するために必要な支出であるが、今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては平成21年度より参加者の有無を確認する公募手続きの導入といった競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても、参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、仕様書の記載内容の明確化等により、透明性、競争性の確保し、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
デジタル道路地図データベース更新業務一式	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.11.24	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 菱進平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項 当該法人は、デジタル道路地図データベースを作成するにあたり、「全国デジタル道路地図データベース標準」をはじめとする各種の標準を策定し、これらの著作権者人格権及び著作権を保有管理しているため	21,189,000	20,160,000	95.1%	2	特財	国所管	1		デジタル道路地図データベース更新業務については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
月刊積算資料等に掲載される材料単価等の電子データ購入一式	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.4.12	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、他者から参加意思確認書の提出がなかったため(確認公募手続)	4,624,200	4,561,200	98.6%		特財	国所管	1		本業務については、公共工事、業務の発注手続きを推進するために必要な支出であるが、今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては平成21年度より参加者の有無を確認する公募手続きの導入といった競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても、参加者の有無を確認する公募手続き等を実施し、仕様書の記載内容の明確化等により、透明性、競争性の確保し、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有
企業情報提供業務一式	支出負担行為担当 東北地方整備局長 徳山日出男 仙台市青葉区二日町9-15	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア4F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 当該法人は、建設業者の許可情報・経営事項審査情報等の各種情報を集積し、情報提供システムを構築運用して電子データによる情報提供を行っている唯一の機関であるため	2,835,000	2,835,000	100.0%		特財	国所管	1		本業務は、企業情報提供業務の情報提供システムを利用し、資格審査システムを継続して適切に運用していくために必要な業務であり、本業務を円滑かつ的確に実施しうる唯一の団体として随意契約としたものであり、必要不可欠の内容であった。 なお、今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
H23谷中湖周辺区域運営維持管理業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川上流河川事務所長 藤山 秀章 埼玉県喜喜市 栗崎北2-19-1	H23.5.25	(特財)渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 栃木県栃木市藤岡町藤岡1778	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項本業務を遂行するためには、利用者の利便性向上や適正な利用指導を図るための区域内における貴重種の保全・再生及び、植栽管理や利用者サービスの提供等、多岐にわたる業務について、企画・立案・実地を総合的な調整のもと、管理を行う必要があることから、管理運営方策や湿地植物の保全・再生にかかわる留意点等の企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団は、企画提案書において総合的に優れた提案を行った者であり、上記業者と契約を締結するものである。	140,070,000	137,025,000	97.8%		特財	国所管	1		H23谷中湖周辺区域運営維持管理業務については、谷中湖周辺(渡良瀬遊水地内)は年間約100万人の利用者が訪れている貴重なオープンスペースとなっているとともに、重要な動植物が生息しており、重要な動植物の保全のための検討といった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約についても、平成22年度より入札・契約手続き実施方針等に促った契約手続きにより契約方法の見直しを図り競争性を高める取り組みを実施してきている。今後においても、上記実施方針等に促った契約手続きにより契約方法の見直しを図り、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	無
H23月刊「積算資料」材料単価等電子データ購入一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.15	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「積算資料」に掲載がある材料単価及び機械資料から指定するものを、正確かつ効率的に処理する必要があることから電子データにより購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「建設物価」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事標準積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものである。 月刊「積算資料」の発行者に、本購入のためのデータ提供について書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前後直近の平日迄に納品が可能ながあれば、本購入の参加資格者となる事が出来る。 このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、当該法人と契約を行うものである。	5,050,500	5,040,000	99.8%	2	特財	国所管	1		本業務は、工事積算において、建設資材単価決定の基礎資料である月刊積算資料に掲載される資材価格データを積算システム用に購入するものであり、適正な予定価格の算出のために必要な支出である。 今後においても業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より参加者の有無を確認する公募の手続きといった競争性を高める取り組みを行っている。 今後においても、参加資格要件を見直す等、多くの企業が参加しやすいよう、より競争性を高める取り組みについて検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条4第3号 本業務は、宅地建物取引業に係る免許事務棟を行う国土交通本省並びに各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局(11機関)及び全国47都道府県(以下「免許行政庁」という)が同一のシステムを同一のデータベースで活用する宅地建物取引業免許事務処理システムにおいて、データをオンライン化し、宅地建物取引業行政の効率化かつ的確な遂行に寄与するものである。 そのため、免許行政庁間における「宅地建物取引業免許事務棟処理システムに関する取決書」において、「管理・運営機関」として位置づけられ、当該システムの管理・運営を行っている唯一の法人と契約するものである。	1,446,478	1,446,478	100.0%	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)が登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組んで、実際に必要となる経費を全ての免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有
平成23年度企業情報提供業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条4第3号 本業務は、入札及び契約の適正化を図り、発注者の入札参加資格確認作業の厳正化を図るとともに工事現場における監理技術者等の適正な配置を徹底するため、建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報、監理技術者情報等の企業情報をデータベース化した「発注者支援データベース・システム」から情報提供を受けけるものである。 建設業法第27条の19第1項の規定に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理している唯一の法人と契約するものである。	-	2,835,000	-	4	特財	国所管	1		企業情報提供業務は、入札及び契約の適正化を図り、発注者の入札参加資格確認作業の厳正化を図るとともに、工事現場における監理技術者等の適正な配置を徹底するために必要な支出であるが、今後においても、他業務と重複しているものの再確認及び必要最小限の契約内容であるが見直しに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。	有
平成23年度関東地方整備局説明力向上研修支援業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.11.21	(特財)NHK放送研修センター 東京都世田谷区砧1-10-11 NHK放送技術研究所ビル内	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条4第3号 本業務は、国民へのアカウンタビリティを果たし社会資本整備を進めるために必要な、関東地方整備局職員の責任ある説明力の向上を目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、研修実施における重要なポイント及びその理由と実施方法等を含めた企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 財団法人NHK放送研修センターは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのにふさわしい業者であり、上記業者と契約を行うものである。	2,121,000	1,967,939	92.8%		特財	国所管	1		平成23年度関東地方整備局説明力向上研修支援業務については、国民へのアカウンタビリティを果たし社会資本整備を進めるために必要となる職員の責任ある説明力の向上といった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成20年度より企画競争といった競争性を高める取り組みを実施してきている。今後においても、引き続き企画競争により公募を行い、また、参加条件についても説明力向上を目的とした研修実績とし、多くの企業が参加できるようにすることで、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
小貝川洪水情報伝達演習運営補助業務一式	分任支出負担担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 富岡秀顯 茨城県筑西市 二木成1753	H24.1.10	(特財)河川情報センター 千代田区麹町1-3ニッセイ半蔵門ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性、及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 (財)河川情報センターは、企画提案書において総合的に優れた提案を行ったものであり、当該業者と契約を締結するものである。	7,812,000	7,665,000	98.1%		特財	国所管	1		小貝川洪水情報伝達演習運営補助業務については、平成23年度限りの業務である。住民と自治体を交えた洪水伝達演習を実施するための運営及び資料作成といった政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約についても、平成23年度より入札・契約手続き実施方針等に従った契約手続きにより契約方法の見直しを図り競争性を高める取り組みを実施してきている。今後においても、上記実施方針等に従った契約手続きにより契約方法の見直しを図り、一者応札の解消に取り組む。	無
デジタル道路地図データベース更新業務一式	支出負担担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1	H23.6.23	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13菱通平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 財団法人日本デジタル道路地図協会は道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として設立された財団法人である。 同財団は1988年からデジタル道路地図データベースに関する「全国デジタル道路地図データベース標準」をはじめとする各種の標準を策定し、これら著作権を保有管理するとともに、これまで各標準によって整備された官民共通基盤であるデジタル道路地図データベースの著作権を国土交通省各地方整備局等と共有している。 また、その目的から利用者別のデータは一体不可分であることから、デジタル道路地図データベースの整備更新にあたっては、これを利用する国土交通省と民間利用者の双方の費用負担のもと、同財団によって一元的に行われている。 このため、同財団はデジタル道路地図データベースの整備更新を行える唯一の法人であり、競争に付することが出来ない。	35,343,000	33,600,000	95.1%	2	特財	国所管	1		デジタル道路地図データベース更新業務については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
平成23年度電子入札システム保全業務一式	支出負担担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土交通省電子入札システムで利用している電子入札コアシステムのソフトウェアの保全を行うものである。 本業務の実施にあたっては、(財)日本建設情報総合センターが著作権を有する電子入札コアシステムのプログラムを改変出来る必要があることから、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。 公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、上記業者と契約を行うものである。	-	10,730,000	-	5	特財	国所管	1		本業務は、国土交通省電子入札システムで利用している電子入札コアシステムのソフトウェアの保全を行うものであり、国土交通省等における電子入札の円滑な実施のために必要な支出である。今後においても業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成22年度より参加者の有無を確認する公募の手続きといった競争性を高める取り組みを行っている。今後においても、参加資格要件を見直す等、多くの企業が参加しやすいよう、より競争性を高める取り組みについて検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
平成23年度建設副産物情報提供業務一式	支出負担担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、直轄工事その他の公共機関が発注する工事における建設副産物の排出計画・実績、再資源化施設・採取処分場に関する情報、及び建設発生土の搬出・搬入に関する情報を関東地方整備局管内の本局・事務所に提供するものである。 本業務の遂行にあたっては、情報提供に必要なシステム及び機器類を受注者自ら準備するとともに、障害発生時及び問合せ対応を的確に行う必要があること、インターネットを利用したオンラインシステムにより情報提供が必要であることから、企画競争方式により業者選定を行い、総合的に優れた業者として特定されたものである。 よって、本業務を的確に遂行できる業者と契約を行うものである。	-	13,387,500	-	5	特財	国所管	1		平成23年度建設副産物情報提供業務については、建設副産物、建設発生土のリサイクル推進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、支出内容の重複排除、支出の重点化等に取り組むことにより一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成20年度より企画競争方式、平成23年度に契約手続きを行った平成24年度業務より一般競争入札による業者選定といった競争性を高める取り組みを実施しており、今後においても、仕様書の記載内容の明確化等を実施することにより、継続支出及び一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度新技術情報提供システム改良等業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、新技術の活用及び普及を推進するため整備している新技術情報提供システム(以下「NETIS」という)について、システム利用者の利便性向上のための改良及び保守を行うことを目的とする。 本業務の遂行にあたっては、NETISの役割を熟知したうえで、システム利用者の利便性向上のための改良を行う必要があることから、企画競争方式により業者選定を行い、総合的に優れた業者として特定されたものである。 よって、本業務を的確に遂行できる業者と契約を行うものである。	13,356,000	13,125,000	98.3%	5	特財	国所管	1		新技術情報提供システム改良等業務については、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与するといった施策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成20年度より企画競争といった競争性を高める取り組みを実施しており、今後においても契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
平成23年度電子入札システム監視支援業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国土交通省等における電子入札を円滑に実施するため、サブシステムの監視・保全・保守及び利用者支援を行うものである。 電子入札システムは契約手続きに関する年間を通じて停止することが許されない重要なシステムであるため、本業務の実施にあたっては、電子入札システムのプログラム変更した場合の稼働検証及びヘルプデスクへの問い合わせ内容の検証を行えるサブシステムを確保できるとともに、ヘルプデスク業務において、電子入札利用者へ対する迅速的確なサポートが実施できることが必要である。 以上のことから、本業務は企画競争方式により業者選定を行った。 業者選定にあたっては、「参加表明者の経験及び能力」「業務実施上必要な設備・システムの有無」「参加表明者の業務執行体制」「配置予定技術者の資格」「手持ち業務量」「技術者等の経験及び能力」「当該業務の実施体制」「業務実施方針及び手法」「特定テーマに対する提案」について企画提案書及びヒアリングの評価を行い、(財)日本建設情報総合センターを契約の相手方として特定したものであり、契約を行うものである。	-	330,540,000	-	5	特財	国所管	1		本業務は、電子入札サブシステムの監視・保全・保守及び利用者支援を行うものであり、国土交通省等における電子入札を年間を通じて円滑に実施するために必要な支出である。今後においても業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成22年度より企画競争といった競争性を高める取り組みを行っている。今後においても、参加資格要件を見直す等、多くの企業が参加しやすいよう、より競争性を高める取り組みについて検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
道路占用物件情報管理業務一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局長 東京国道事務所長 渡辺 学 東京都千代田区九段南1-2-1	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、「道路管理システム」を利用して東京国道事務所が管理する一般国道における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、東京国道事務所が単独で運営可能なシステムではない。(財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度なシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項	11,543,773	11,543,700	100.0%	2	特財	国所管	1		道路占用物件情報管理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
H23道路占用物件情報管理業務(川崎市及び横浜地域)一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 横浜国道事務所 和泉 晶裕 神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、「道路管理システム」を利用し、管内の一般国道のうち川崎市及び横浜地域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。「道路管理システム」は、通信、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様な公共物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス、上下水道、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路及び占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同使用することにより初めて成立するシステムであり、横浜国道だけで運営可能なシステムではない。上記法人は、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステム「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であり、システム参加者が共同で利用する当該システムを管理し、同システムデータベースの著作権を唯一もっている法人である。よって、本業務は「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当する上記法人と随意契約を行うものである。	11,235,000	11,235,000	100.0%	2	特財	国所管	1		H23道路占用物件情報管理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
H23月刊「建設物価」材料単価等電子データ購入一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.15	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本購入は、関東地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる設計単価を決定する基礎資料として、月刊「建設物価」に掲載がある材料単価及び機械資料から指定するものを、正確かつ効率的に処理する必要があることから電子データにより購入するものである。 購入したデータは、別途購入する月刊「積算資料」のデータと平均化処理を行い関東地方整備局が利用している新土木工事標準積算システムへ登録し、局統一設計単価として積算に活用するものである。 月刊「建設物価」の発行者に、本購入のためのデータ提供について書面による了解を得て、毎月20日迄、20日が土曜・日曜・祝日の場合はその前後直近の平日迄に納品が可能ながあるれば、本購入の参加資格者となる事が出来る。 このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、当該法人と契約を行うものである。	5,514,600	5,397,000	97.9%	2	特財	国所管	1		本業務は、工事積算において、建設資材単価決定の基礎資料である月刊積算資料に掲載される資材価格データを積算システム用に購入するものであり、適正な予定価格の算出のために必要な支出である。今後においても業務内容の精査、業務内容を最小限にする取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より参加者の有無を確認する公募の手續きといった競争性を高める取り組みを行っている。今後においても、参加資格要件を見直す等、多くの企業が参加しやすいよう、より競争性を高める取り組みについて検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
建設業情報管理システム電算処理業務(単価契約)一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル7F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、建設業者間における技術者の名義貸し等を防止、建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うこと等を目的として行うものであるが、国及び都道府県においては、当該業務を行うためのシステムを自ら所有しておらず、外部の法人等が所有するシステムを利用せざるを得ない。現時点では、当該財団法人が開発・所有する建設業情報管理システム以外に、本業務に利用可能なシステムが存在しない。本業務については、全ての許可行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、国土交通省と47都道府県間の取り決めにおいて、本業務に当該財団法人が所有するシステムを活用し、審査事務と情報管理のOA化を図ることとしていることから、当該財団法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。	2,251,200	2,251,200	100.0%	2	特財	国所管	1		建設業許可・経営事項審査情報処理事業については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
営繕積算システム(RIBC)賃貸一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 営繕積算システムRIBCは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向を基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出をすることが出来る唯一のシステムである。また、営繕積算RIBCの賃借及びサポートについては同研究所のみが行っているところである。 上記の理由により、(財)建築コスト管理システム研究所と随意契約を結ぶものである。	-	3,751,650	-		特財	国所管	1		「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。 このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めにより契約の相手方が一に定められているため、随意契約によらざるを得ないものである。	有
H23工事・業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、継続的に工事・業務実績及び技術者等のデータの情報提供を受けるものである。工事・業務実績及び技術者等の情報は、(財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する、工事実績情報システム(CORINS)及び測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)と同等の情報提供を受ける必要がある。 このことから、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出がなかったため、当該法人と契約を行うものである。	-	7,560,000	-	5	特財	国所管	1		H23工事・業務実績情報提供業務については、工事及び業務の入札参加資格確認や総合評価の確認のためといった政策目的の達成のために必要な支出である。 また、当該支出に係る契約においては、平成18年度より、参加意思確認書の提出を招請する公募の実施しており、今後においても、本省担当課と協議しつつ、競争参加資格の拡大を目指し、より競争性を高める取り組みを通じて、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
千葉市域道路占用物件情報管理業務23H4一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局長 千葉国道事務所長 遠藤 和重 千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、「道路管理システム」を利用して千葉国道事務所管内の内、千葉市域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムである。このため関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用するにより初めて成立するシステムであって、直轄国道が単独で運営が可能なシステムではない。 (財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行いGIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。 以上の理由から、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために」不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの」に該当することから、(財)道路管理センターと随意契約を締結するものである。	6,532,050	6,532,050	100.0%	2	特財	国所管	1		千葉市域道路占用物件情報管理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
H23道路占用物件情報管理業務(拡大区域)一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局長 横浜国道事務所長 和泉 晶裕 神奈川県横浜市中区三ツ沢西町13-2	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、「道路管理システム」を利用し、管内の一般国道のうち政令市域を除いた区域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。「道路管理システム」は、通信、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公共物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス、上下水道、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路及び占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用するにより初めて成立するシステムであり、横浜国道だけで運営可能なシステムではない。上記法人は、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステム「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であり、システム参加者が共同で利用する当該システムを管理し、同システムデータベースの著作権を唯一有している法人である。よって、本業務は「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために」不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、(財)道路管理センターと随意契約を行うものである。	5,564,118	5,564,118	100.0%	2	特財	国所管	1		H23道路占用物件情報管理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-2 0アカサカセブンスアヴェニュービル	本業務は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・測量調査設計業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とする。本業務の契約業者については、データベース化された受注業者の工事・測量調査設計業務実績、技術者に係る情報から、継続的に工事・測量調査設計業務実績、技術者等のデータの情報を速やかに提供できると及び情報提供を行える体制を有している必要があることから、同条件を満たす契約の相手方として、上記公益法人を特定したものであるが、当該公益法人以外の者で、本業務に必要な条件を満たす参加意思のある他の者の有無を確認するため、公募を実施したところ、参加の応募者が無かったものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により財団法人日本建設情報総合センターと随意契約を締結するものである。	5,670,000	5,670,000	100.0%	5	特財	国所管	1		本業務は、適正な契約手続きを行うため工事・測量設計業務の実績、技術者情報を確認するために必要な支出である。平成21年度から参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、競争性を高める取り組みを実施してきているが、結果的に応募は1者となっている。今後においても業務内容を精査し、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、公募手続きにかかる公示期間の延長、特記仕様書の記載内容の明確化等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
企業情報提供業務一式	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	本業務は、工事現場における監理技術者の適正な配置及び施工体制の確認を行うために必要な建設業者に関する建設業の許可情報、公共工事の発注者が必要とする建設業者に関する財務や経営等の客観的な企業情報(建設業法第27条の2第3項の定めによる経営事項審査に関する情報)、各建設業者に所属する技術者の情報及び建設業法第26条第3項に定める監理技術者の公共事業への専任状況の情報の提供を受けるもので、入札参加資格の厳正かつ効率的な確認に資するものである。上記法人は、建設業法第27条の1第9項の規定に基づき唯一の指定資格者証交付機関であり、「建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同で利用できるデータベースの整備を進める必要がある」旨の中央建設業審議会の建議を踏まえ、自らが保有する技術者等の情報に加えて関係機関の保有する情報を一元的に整理し、公共工事の発注機関が必要とする情報として提供する企業情報(発注者支援データベース)を開発、運用、管理している機関である。本業務の発注にあたり指定資格者証交付機関の指定に関し、建設業法施行規則第17条の34にある指定状況に変更がないか国土交通本省へ照会したところ、変更がない旨回答があり、上記法人以外に指定されていないことが確認された。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1		企業情報提供業務は、建設業の許可情報、企業情報、技術者の情報の提供を受けるもので、入札参加資格の厳正かつ効率的な確認に資するための必要な支出であるが、当該法人は、唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者に関する各種情報を集積し、自らが保有する技術者等の情報に加えて関係機関の保有する情報を一元的に整理し、公共工事の発注機関が必要とする情報として提供する企業情報を開発、運用、管理している機関であることから、今後も引き続き、当該法人との随意契約により実施する。	有
平成23年度Web建設物価利用料一式	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	本契約は、北陸地方整備局管内で発注する請負工事等の積算に用いる設計単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として、インターネット上で運営しているサイト「Web建設物価」の利用を契約するものである。本契約にあたって参加者の有無を確認する公募手続きを行った結果、参加意思表明者が無かったため、唯一当該サイトを運営している者として、財団法人建設物価調査会を特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、上記業者と随意契約を締結するものである。	1,769,040	1,769,040	100.0%	3	特財	国所管	1		本業務は、工事積算の基礎となる積算資料を収集するための必要な支出である。平成21年度から参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、競争性を高める取り組みを実施してきているが、結果的に応募は1者となっている。今後においても、内容精査し、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、公募手続きにかかる公示期間の延長、特記仕様書記載内容の明確化等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
平成23年度建設副産物情報交換システム等情報提供業務一式	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-2 0アカサカセブンスアヴェニュービル	本業務は、北陸地方整備局管内の公共工事における建設副産物の搬出量、搬出先、受給量、供給先及び再資源化施設等の情報提供を行い、建設廃棄物の適正処理及び建設発生土等の工事間利用を促進することを目的とするものである。本業務の契約業者については、公共工事等の情報をWEBオンラインシステムにより提供する業務の実績を有していること及びシステムについて熟知し、トラブルや問合せ等に迅速に対応できる人員・設備を保有していることが必要であることから、企画競争により選定することとし「企画競争実施委員会」において「財団法人日本建設情報総合センター」が最適であるとして特定された。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により「財団法人 日本建設情報総合センター」と随意契約を締結するものである。	7,297,500	7,297,500	100.0%	5	特財	国所管	1		本業務は、建設副産物の適正処理確認や円滑な再生資源活用手続きを行うため必要な支出である。今後においても、内容精査し、一層の支出の重点化に取り組んでいく。平成21年度から企画企画競争方式を実施し競争性を高める取り組みを実施してきている。今後においても、企画競争実施の公示期間の延長、特記仕様書記載内容の明確化等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数				
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等委託業務一式	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)不動産取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等委託業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。免許行政庁に登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものである。極めて公益性の高い行政事務の一部を行わせるにあたって、免許行政庁の強い監督下におかれる法人に対し作成・管理させることとして、国土交通省と47都道府県との間で設置された宅建業法主管者協議会において定められた「宅地建物取引業免許事務等処理システム及び宅建業電子申請システムに関する取決書」(平成14年6月14日施行)に基づき、当該法人を唯一の管理主体として取り決めたものである。以上の理由から、本業務については、財団法人不動産適正取引推進機構と随意契約を締結するものである。	1,429,267	1,429,267	100.0%	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)に登録する業者データを電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組み、実際に必要となる経費を全ての免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有	
平成23年度北陸地方整備局管内デジタル道路地図更新作業一式	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.8.1	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 ヒューリック平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は本省指示に基づき、道路行政の高度化、効率化及び道路交通情報システム(VICS)整備を目的として、「DRM-DB」および「VICS」リンク世代管理データベース(以下、「DRM-DB等」という)の整備・更新を実施するものである。「DRM-DB等」は、北陸地方整備局管内の新刊地形図及び道路管理者が提供する道路関係資料を基本データとしており、国を含む道路管理者が道路情報現況管理システムや交通事故統合データベース、道路情報便覧などの基本図に活用する等、道路行政において業務上不可欠である。「DRM-DB等」の整備更新にあたり、「全国デジタル道路地図データベース標準」、「道路管理関係デジタル道路地図データベース標準」および「VICSリンク世代管理データベース標準」に基づき、「DRM-DB等」のデータ仕様(データベース構造やデータの格納方式)により実施する必要があるが、これら標準については、当法人が著作権を有し、著作権を行使する旨の意思表示をしている。以上から、当法人は本業務の目的を確実に履行できる唯一の法人であり、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。	13,020,000	12,600,000	96.8%	2	特財	国所管	1		平成23年度北陸地方整備局管内デジタル道路地図更新作業については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有	
建設業情報管理システム電算処理業務一式	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル7F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、① 建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する② 建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うこと等を目的として行うものであるが、国及び都道府県においては、上記業務を行うためのシステムを自ら所有していないことから、外部の法人等が所有する「上記を可能とするシステム」を利用せざるを得ない。現時点では、① 財団法人建設業情報管理センターが開発・所有する建設業情報管理システム以外には、本業務に利用可能なシステムが存在しておらず、② また、本業務については、上記のとおり、すべての許可行政庁が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省と47都道府県との間における取り決めにおいて、本業務については上記財団法人が所有するシステムを活用して審査事務と情報管理のOA化を行うこととしていることから、上記財団法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。以上の理由から、本業務については、財団法人建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。	52,500	52,500	100.0%	2	特財	国所管	1	単価		建設業許可・経営事項審査情報処理事業については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
営繕積算システムRIBC賃貸借一式	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 営繕積算システムRIBCは、昭和58年に建設省(国土交通省)、各都道府県及び政令指定都市で構成された「営繕積算システム等開発利用協議会」で共同開発された「営繕積算システム」を基に、処理性能、操作性及び業務の性格上要求されるデータの機密性に十分考慮して、財団法人建築コスト管理システム研究所において開発されたものであり、当該法人が著作権を有している。当該積算システムは、その内容において公共建築工事の特性が十分反映されたものとなっており、公共建築工事の積算及び予定価格算出においてその使用に耐える性能を有する唯一の積算システムである。財団法人建築コスト管理システム研究所は、公共建築物のコスト管理のあり方に関して経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究、開発等を行い、建築物のコスト管理システムの高度化を推進することにより、社会基盤として質の高い建築物の整備及び建築技術の向上に資することを目的に設立された法人であり、当該システムの賃貸借及びサポート業務を実施している唯一の者である。よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条4第3号に基づき(財)建築コスト管理システム研究所と随時契約を行うものである。	128,756	128,756	100.0%	8	特財	国所管	1	単価	「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。 このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めに伴い契約の相手方が一に定められているため、随意契約によらざるを得ないものである。	有
平成23年度建設資材等価格データ(建設物価)購入一式	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本購入は、北陸地方整備局で発注する請負工事等の積算に用いる設計単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として、建設資材等の価格を電子データで購入するものである。本購入にあたって参加者の有無を確認する公募手続きを行った結果、参加意思表明者が無かったため、唯一当該データを販売している者として、財団法人建設物価調査会を特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、上記業者と随意契約を締結するものである。	4,219,950	4,200,000	99.5%	3	特財	国所管	1		本業務は、工事及び業務積算の基礎となる積算単価を収集するための必要な支出であるが、内容精査し、一層の支出の重点化に取り組んでいく。平成21年度から参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、競争性を高める取り組みを実施してきている。今後においても公募手続きにかかる公示期間の延長、特記仕様書の記載内容の明確化等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
平成23年度建設資材等価格データ(積算資料)購入一式	支出負担行為担当 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	H23.4.1	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本購入は、北陸地方整備局で発注する請負工事等の積算に用いる設計単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として、建設資材等の価格を電子データで購入するものである。本購入にあたって参加者の有無を確認する公募手続きを行った結果、参加意思表明者が無かったため、唯一当該データを販売している者として、財団法人経済調査会を特定したものである。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により、上記業者と随意契約を締結するものである。	3,916,500	3,916,500	100.0%	6	特財	国所管	1		本業務は、工事及び業務積算の基礎となる積算単価を収集するための必要な支出であるが、内容精査し、一層の支出の重点化に取り組んでいく。平成21年度から参加者の有無を確認する公募手続きを実施し、競争性を高める取り組みを実施してきている。今後においても公募手続きにかかる公示期間の延長、特記仕様書の記載内容の明確化等により、継続支出、一者応札の解消に取り組んでいく。	有
大河津分水完工80年事業企画運営業務一式	分任支出負担行為担当 北陸地方整備局信濃川河川事務所長 清水 晃 長岡市信濃1-5-30	H23.8.4	(特社)北陸建設弘済会 新潟県新潟市江南区亀田工業団地2-3-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、大河津可動堰の建設を主体とする信濃川補修工事が昭和6年に完成して80年を迎え、この節目の年に現在改築が進められている新可動堰への通水が予定されていることから、越後平野の発展の礎となった大河津分水の大切さを広く認識し、大河津分水を核とした防災、地域の安全・安心について理解を深めるため、大河津分水完工80年事業として広報することを目的とするものである。本業務の実施にあたっては、大河津分水の重要性、防災について、より広く効果的に情報発信するために、大河津分水完工80年フォーラムと新可動堰通水式を連携させた内容の企画を求めるもので、企業の多種多様な広報実施に関する技術、企画力を活かして多くの住民からの理解を求め、企画競争(役員)にて選定することとし、「企画競争委員会」において企画提案書を審査した結果、最も評価の高い相手方が選定されたものである。以上の理由により、社団法人北陸建設弘済会と随意契約するものである。	6,216,000	5,775,000	92.9%	3	特社	国所管	1		本業務は平成23年度限りの業務である。本業務は、歴史的建造物の大切さを広く広報するために必要な業務であり、削減すると効果的な広報に大きな支障となる。今後においても、内容精査し、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、平成22年度より一般競争入札を実施することにより競争性を高める取り組みを実施してきている。 今後においても公示期間の延長等を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
北陸技術事務所 災害対策用機械 出動その1作業 一式	分任支出負担 行為担当 北陸地方整備 局北陸技術事 務所長 岡村 幸弘 新潟市西区山 田2310-5	H23.4.1	(特社)北陸建 設弘済会 新潟県新潟市 江南区亀田工 業団地2-3- 4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本作業は、平成23年3月11日に発生した「平成23年東北地方太平洋沖地震」により、壊滅的な被害を受けた東北地方整備局管内の災害対応に関する支援として、排水作業及び夜間照明作業等を実施するものである。北陸地方整備局は「平成23年東北地方太平洋沖地震」に関する支援を3月11日から実施し、北陸地方整備局 災害対策本部長は3月11日に北陸技術事務所へ災害対策用機械の出動を命じた。出動を命じられた北陸技術事務所は、平成22年度契約済みの「新潟防災センター災害対策用機械等出動作業」及び「上越防災支援センター災害対策用機械等出動作業」に災害対策用機械の作業指示を行い、鋭意施工中であったが現地対応が長引いたため平成23年4月1日以降の作業について緊急対応ができない。そのため、平成23年度契約予定業者と交替するまでの間を、上記業者と随意契約を行うものである。適用法令：会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項	41,674,500	39,900,000	95.7%	3	特社	国所管	1		本作業は、東北地方太平洋沖地震の発生により、被災現場への災害対応・支援に必要な支出であるが、今後も一層の重点化に取り組んでいく。	無
平成23年度 月 刊「建設物価」等 電子データ購入 一式	支出負担行為 担当 中部地方整備 局長 足立 敏 之 名古屋市中区 三の丸2丁目5- 1 名古屋合同庁 舎第2号館	H23.4.7	(特財)建設物 価調査会 東京都中央区 日本橋大伝馬 町1 1-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 当購入は、当局管内で発注する土木工事の積算に用いる材料単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として月毎の最新市場データが必要となるため、月刊「Web建設物価」及び季刊「土木コスト情報」に掲載される資材単価のうち、当局が指定する材料資材及び機械賃料の市場価格について、刊行物に掲載される材料単価等の電子データを毎月購入するものである。当購入の調達品を納入するにあたり、(財)建設物価調査会が発行する月刊「Web建設物価」及び季刊「土木コスト情報」の掲載単価データについて、第三者が、データの提供を受けて納入する場合は、事前に(財)建設物価調査会より書面で、提供についての許諾を得ることが必要である。このため、納品の要件を兼ね備えている特定の公益法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定であることを明示したうえで参加者の有無を確認する公募手続を実施した結果、他者の参加意思表示がなかったため、上記法人と契約するものである。 適用条項 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	4,727,100	4,727,100	100.0%	3	特財	国所管	1		本購入については、工事の積算に使用する資材価格等の積算システム用電子データの購入であり、公共事業における工事発注といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、購入内容を必要最小限にするなどの取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より参加者の有無を確認する公募手続を行い、競争参加者の拡充を目指している。今後においても、参加者の有無を確認する公募手続、仕様書の明確化等の取り組みを行い、一者応れ、継続支出の解消に取り組む。	有
平成23年度 月 刊「積算資料」等 電子データ購入 一式	支出負担行為 担当 中部地方整備 局長 足立 敏 之 名古屋市中区 三の丸2丁目5- 1 名古屋合同庁 舎第2号館	H23.4.12	(特財)経済調 査会 東京都中央区 銀座5-13- 16 東銀座三 井ビル	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 当購入は、当局管内で発注する土木工事の積算に用いる材料単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として月毎の最新市場データが必要となるため、月刊「積算資料」及び季刊「土木施工単価」に掲載される資材単価のうち、当局が指定する材料資材及び機械賃料の市場価格について、刊行物に掲載される材料単価等の電子データを毎月購入するものである。当購入の調達品を納入するにあたり、(財)経済調査会が発行する月刊「積算資料」及び季刊「土木施工単価」の掲載単価データについて、第三者がデータの提供を受けて納入する場合は、事前に(財)経済調査会より書面で、提供についての許諾を得ることが必要である。このため、納品の要件を兼ね備えている特定の公益法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定であることを明示したうえで参加者の有無を確認する公募手続を実施した結果、他者の参加意思表示がなかったため、上記法人と契約するものである。 適用条項 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	3,778,950	3,778,950	100.0%	5	特財	国所管	1		本購入については、工事の積算に使用する資材価格等の積算システム用電子データの購入であり、公共事業における工事発注といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、購入内容を必要最小限にするなどの取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より参加者の有無を確認する公募手続を行い、競争参加者の拡充を目指している。今後においても、参加者の有無を確認する公募手続、仕様書の明確化等の取り組みを行い、一者応れ、継続支出の解消に取り組む。	有
平成23年度 営 繕積算システム RIBC賃貸借 一式	支出負担行為 担当 中部地方整備 局長 足立 敏 之 名古屋市中区 三の丸2丁目5- 1 名古屋合同庁 舎第2号館	H23.4.1	(特財)建築コ スト管理シス テム研究所 東京都港区西 新橋3-25- 33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本システムは、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている。「営繕積算システム等開発利用協議会」において共同利用する営繕積算システムとして、同協議会の意向の基に(財)建築コスト管理システム研究所が開発したものであり、公共建築工事積算基準等に基づく予定価格の算出ができる唯一のシステムである。また、営繕積算システムRIBCの賃貸借及びサポートについては同研究所のみが行っているため。	1,436,400	1,436,400	100.0%	8	特財	国所管	1		営繕積算システム等開発利用協議会において共同開発した営繕積算システムRIBCの賃貸借は公共建築工事の積算業務を効率的に行う上で唯一のシステムであり必要な支出であるが、今後においても、地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務一式	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立 敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1 名古屋合同庁舎第2号館	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、宅地建物取引業者に係る免許事務等を行う国土交通省等(地方支分部局及び内閣府沖縄総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に専用端末機を設置し、そこで入力された宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。本業務については、全免許行政庁において「宅地建物取引業免許事務等処理システム」に関する取次書を締結し、財団法人不動産適正取引推進機構(以下「機構」という。)を唯一の「管理・運営機関」として位置づけ、機構が宅地建物取引業免許事務等処理システム(以下「本システム」という。)の開発・改良・運営・管理を行ってきたところである。全ての免許行政庁が本システムを使用することにより、①宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等を防止する②宅地建物取引業者の免許情報等を免許行政庁間で共有し、免許審査及び指導監督業務の適正化を図る③国土交通大臣が免許した業者等について、宅地建物取引業法に基づく閲覧に供する情報を提供することができ、宅地建物取引業の免許事務等の厳正化、迅速化、行政サービスの向上に資することができる。このため、全ての免許行政庁が同一のシステムを使用する必要があり、一の免許行政庁が欠けてもこれらの目的は達成することが出来ない。以上の理由により、本業務を遂行できるのは(財)不動産適正取引推進機構以外でない。適用法令 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,453,408	1,453,408	100.0%	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)が登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組んで、実際に必要となる経費を全ての免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有
平成23年度 企業情報提供業務一式	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立 敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1 名古屋合同庁舎第2号館	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、優良な建設業者の選定に欠かせない一般競争(指名競争)参加資格審査の実施および契約内容の適正な履行に必要な契約建設業者の企業情報の把握のため、建設業者の財務・経営・工事実績・技術者データ・技術者の専任制確認等の情報提供を受けるものである。 (財)建設業技術者センターは、建設業法第27条の19第1項及び建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、日々変化する管理技術者に関する各種情報を網羅し、提供できる唯一の者である。 適用法令 会計法 第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3項	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1		企業情報提供業務については、優良な建設業者の選定に欠かせない一般競争(指名競争)参加資格審査の実施および契約内容の適正な履行に必要な契約建設業者の企業情報の把握のために必要な支出であるが、今後においても、建設業法の定めにより、契約の相手方が一に定められているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有
平成23年度 工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立 敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1 名古屋合同庁舎第2号館	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、入札契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績及び技術者に係る情報から、継続的に工事・業務実績及び技術者等の情報提供を受けるものである。 本業務にあたっては、工事・業務実績及び技術者等の情報が網羅的に収集され、かつ速やかに提供されることが必要である。 工事・業務実績及び技術者等の情報は、(財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する工事実績情報システム(以下CORINSという)及び測量調査設計業務実績情報システム(以下TECRISという)において、工事・業務実績情報及び技術者等の情報が網羅的に収集されているが、本業務の実施にあたっては、CORINS・TECRISと同等の情報提供を受ける必要がある。このことから、本業務の参加意思のある者の有無を確認するための公募手続きを実施したところ、参加意思表明者が無かったため、上記公益法人と契約を行うものである。適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項	7,140,000	7,140,000	100.0%	4	特財	国所管	1		本業務については、公共工事、業務の発注手続きを推進するために必要な支出であり、削減すると工事及びコンサルタント業務等の発注手続きができなくなる。今後においても、競争性の確保に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては平成21年度より参加者の有無を確認する公募手続きの導入といった競争性を高める取り組みを実施している。 今後においても、参加者の有無を確認する公募手続き、仕様書の明確化等の取り組みを行い、一者応札、継続支出の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 道路占用物件情報提供業務一式	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局名古屋国道事務所長 岩崎信義 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル3階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路占用物件の管理または道路工事調整の事務等を実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占有物件等の情報提供を受けるものである。多種多様の公益占有物件が輻湊して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占有物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、現在、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有している。 公益事業者の占有物件情報(諸元・位置等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課せられており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているとのことであり、このことは当局より公益事業者へ問い合わせたところ相違ないことを確認している。以上のことから、第三者がこの「道路管理システム」と同様又は類似のシステムを構築するのは不可能であることが確認された。従って、名古屋市内において「道路管理システム」を運用管理している法人は(財)道路管理センターのみであり、また、その情報の提供を受けることができるのはシステム参加者に限定されており、当局としては同センターと契約を締結しなければ当該システムの利用をすることができない。以上のことから、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当し、任意契約を行うものである。根拠法令 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項	6,707,400	6,707,400	100.0%	2	特財	国所管	1		平成23年度 道路占有物件情報提供業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占有物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占有許可申請、道路工事調整及び道路・占有物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
平成23年度 デジタル道路地図データベース更新業務一式	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1 名古屋合同庁舎第2号館	H23.9.30	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 ヒューリック平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、中部地方整備局管内における道路管理上必要不可欠であるデジタル道路地図データベースを、開通を予定している新規供用路線や道路改良等が実施される箇所について、平成22年度版を基に、平成23年度版として年次更新するものである。本業務の遂行にあたっては、直近のデジタル道路地図データベースとの整合性・統一性を図るため、デジタル道路地図データベース仕様に基づき更新の必要がある。デジタル道路地図データベース更新に関する仕様は、財団法人日本デジタル道路地図協会が有しており、その仕様を利用することにより本業務の遂行が可能となる。従って、財団法人日本デジタル道路地図協会は本業務を遂行するために必要な要件を備えた唯一の契約対象機関であるため、上記法人と任意契約するものである。	29,904,000	28,350,000	94.8%	2	特財	国所管	1		平成23年度デジタル道路地図データベース更新業務については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
平成23年度 建設業情報管理システム電算処理業務一式	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 足立敏之 名古屋市中区三の丸2丁目5-1 名古屋合同庁舎第2号館	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル7F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は建設業許可行政事務を迅速かつ厳正に行うため、国土交通省等(地方支分部局及び沖縄総合事務局)と47都道府県(以下「許可行政庁」という。)(財)建設業情報管理センターが保有するデータベースシステムに、自らが許可する建設業者に係る技術者等のデータをリアルタイムで登録し、一元管理された情報の提供を受けるものである。 このシステムは①全国の建設業者間における技術者の名義貸し、経営事項審査、建設業許可の重複及び虚偽の確認。②全国の建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有し建設業者に対する指導監督。などを行うのに不可欠であり、全国の建設業者の許可情報をリアルタイムで一元管理し提供できるのは(財)建設業情報管理センター以外にない。 適用法令: 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項	52,500	52,500	100.0%	1	特財	国所管	1		建設業許可・経営事項審査情報処理事業については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度にも各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有
平成23年度 清龍丸使用バース賃借一式	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 岩立忠夫 名古屋市築地町2番地	H23.4.1	(特財)名古屋港埠頭公社 愛知県名古屋港区空見町40	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本件は、清掃兼油回収船清龍丸(4,792t)の係留施設を賃借するものである。本件の実施にあたっては、次の設備を有することが必要不可欠である。 (特殊な設備) (1) 水深7.5m、延長150m以上の岸壁又は棧橋 (隣接バース係船柱使用での対応可能。) (2) 給水及び電力供給施設 また、名古屋港は船舶係留施設が慢性的に不足しているため、上記施設要件を満たしたうえで、年間を通した長期間の使用、かつ当局の希望時に係留できる施設は(財)名古屋港埠頭公社所有の岸壁のほか存在しないと考える。よって(財)名古屋港埠頭公社がこれら条件を満足する唯一の者であると判断できる。 なお、平成23年2月14日から平成23年2月24日まで行った、本業務の「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示」の結果、参加希望者は存在しなかった。 以上のことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項に基づき、(財)名古屋港埠頭公社と任意契約するものである。	12,835,874	12,835,874	100.0%	1	特財	国所管	1		本業務については、名古屋港内での清龍丸の係留場所の確保のために必要な支出である。 今後においても、必要最低限の支出内容となるよう、発注内容の妥当性の確認を行うことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より特命随契から公募随契へ移行するといった競争性を高める取組を実施してきている。 今後においても、仕様書の記載内容等の明確化により継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、公共事業における入札契約手続きのより一層の透明性・客観性を確保し、建設工事やコンサルタント業務等の入札契約手続きの適切な執行を図るために活用する受注業者の工事・業務実績、技術者データ等の情報提供を受けることを目的とするものである。 本業務は、国、都道府県、政令指定都市が発注した公共事業の工事実績情報及び業務実績情報を収集し、提供を適格に行う技術的要件を兼ね備えている(財)日本建設情報総合センターを契約の相手方として予定したうえで「参加者の有無を確認する公募手続き」に係る参加意思確認書の提出を求める公示を行った。 公募手続きの結果、参加意思表明者がなかったことから、必要とされる技術力を有し、本件を実施できるものは、(財)日本建設情報総合センター以外にないことが確認された。 従って、当該法人と随意契約を行うものである。	5,197,500	5,197,500	100.0%	5	特財	国所管	1		工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務については、公共事業において適切な業者選定を行うといった政策目的のために必要な支出である。今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 当該支出に係る契約においても、平成21年度より、参加の有無を確認する公募方式による参入希望者の確認といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、新規参入促進のための民間事業者への情報提供を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
「積算資料」材料単価等電子データ作成一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H23.4.6	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本件は、近畿地方整備局が発注する建設工事の積算にあたって使用する「積算資料」に掲載の材料単価及び機械賃料を電子化したデータ(材料単価決定支援システム用データ及び機械賃料決定支援システム用データ)を毎月購入作成するものである。 建設資材価格等について適切かつ公平な調査を行い、毎月実態調査価格を掲載する「積算資料」誌を定期刊行物として発行している(財)経済調査会を契約の相手方として予定したうえで「参加者の有無を確認する公募手続き」に係る参加意思表明者がなかったことから、本件を実施できる者は、(財)経済調査会以外にないことが確認された。 従って、当該法人と随意契約を行うものである。	4,477,200	4,410,000	98.5%	2	特財	国所管	1		材料単価等電子データ作成については、公共事業における適切な価格での発注といった政策目的のために必要な支出である。今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 当該支出に係る契約においても、平成21年度より、参加の有無を確認する公募方式による参入希望者の確認といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、新規参入促進のための民間事業者への情報提供を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
「建設物価」材料単価等電子データ作成一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H23.4.6	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本件は、近畿地方整備局が発注する建設工事の積算にあたって使用する「建設物価」に掲載の材料単価及び機械賃料を電子化したデータ(材料単価決定支援システム用データ及び機械賃料決定支援システム用データ)を毎月作成するものである。 建設資材価格等について適切かつ公平な調査を行い、毎月実態調査価格を掲載する「建設物価」誌を定期刊行物として発行している(財)建設物価調査会を契約の相手方として予定したうえで「参加者の有無を確認する公募手続き」に係る参加意思確認書の提出を求める公示を行った。 公募手続きの結果、参加意思表明者がなかったことから、本件を実施できる者は、(財)建設物価調査会以外にないことが確認された。 従って、当該法人と随意契約を行うものである。	4,599,000	4,599,000	100.0%	3	特財	国所管	1		材料単価等電子データ作成については、公共事業における適切な価格での発注といった政策目的のために必要な支出である。今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 当該支出に係る契約においても、平成21年度より、参加の有無を確認する公募方式による参入希望者の確認といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、新規参入促進のための民間事業者への情報提供を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
契約情報等管理業務一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H23.4.28	(特社)近畿建設協会 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、契約情報コーナー(近畿地方整備局内)において発注・入札情報、積算基準書、材料単価等の閲覧資料の案内及び管理を行うとともに、競争参加資格資料、アスファルト舗装施工体制実態調査票の受付及びデータ整理を行う業務である。 本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約相手方を特定する企画競争方式である。 参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、1者から企画提案書の提出があった。 提出された企画提案書を審査した結果、実施方針、評価テーマに対する提案内容が総合的に当局の期待に適合するもめであるため、当該業者が契約の相手方として特定されたものである。	7,455,000	7,455,000	100.0%	3	特社	国所管	1		契約情報等管理業務については、公共事業における入札契約にかかる透明性・公平性確保といった政策目的のために必要な支出であるが、今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。当該支出に係る契約において、平成23年度より、企画競争方式による発注といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、企画競争方式により、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
デジタル道路地図データベース更新作業一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H24.1.24	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13菱進平河ビル5階	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本作業は、平成22年度までに作成された近畿地方整備局管内の「デジタル道路地図データベース」を平成23年度に開通予定の路線データや道路改良等による変更データに基づき更新作業を行うものである。 (財)日本デジタル道路地図協会(以下「同協会」という。)は、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として多数の民間企業により設立され、これまで道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに「デジタル道路地図データベース」の仕様の標準を独自に策定し、官民共通基盤として広く普及させた公益法人である。 また同協会は「データベース標準」はじめとする各種の標準の著作権を有しているとともにこれまで各標準によって整備された「デジタル道路地図データベース」の著作権を国土交通省近畿地方整備局等と共有しており、デジタル道路地図データベースの品質を確保するために、これら著作権者行使する旨の意思を表明していることから、他社では本業務を実施することが出来ない。したがって、同協会は、デジタル道路地図データベース更新作業を醸える唯一の法人であり、同協会と任意契約を行うものである。	22,596,000	22,575,000	99.9%	2	特財	国所管	1		デジタル道路地図データベース更新作業については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
企業情報提供業務一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、建設業許可業者に関する監理技術者資格者証情報、建設業許可情報、経営事項審査情報、建設業法に定める技術者の専任制及び、経営事項審査の有効期限の確認等適正な業者選定に活用するための情報提供を受けるものである。 (財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34(指定資格者証交付機関の指定)に基づき指定された機関であり、建設工事の適正な施工を確保することを目的とし、技術者の専任制をより有効に担保するため、監理技術者資格者証の交付等に関する事業、経営審査情報等公共工事発注者を支援する情報提供を行っており、安定的継続的かつ常に日々変化する情報を幅広く収集し提供できる唯一の機関である。 従って、本業務の遂行に必要な上記条件を満たす同法人と任意契約を行うものである。	236,250	236,250	100.0%	4	特財	国所管	1		企業情報提供業務については、公共事業における適切な業者選定といった政策目的のために必要な支出であるが、今後においても、参加の有無を確認する公募方式により、競争性のない任意契約の解消に取り組む。	有
平成23年度宅地建物取引業免許事務電算処理等業務一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、宅地建物取引業者及び取引主任者の情報を全ての免許行政庁(国土交通省地方整備局等及び都道府県)間で共有し、宅建業者に対する指導監督等の行政事務を厳正の行うことを目的とするものである。 宅建業者免許の要件の一つでもある専任の取引主任者については、宅建業者間における名義貸し、重複登録等を防止する必要がある。そのためには宅建業者情報の管理は全ての免許行政庁が同一のデータベースにおいて行うことが不可欠である。 その際、各免許行政庁は自らが免許した宅建業者及び取引主任者に係るデータをそれぞれ登録することが必要であり、一つの免許行政庁が欠けても免許事務の厳正化等の目的は達成することができない。 このため、国土交通省と47都道府県が同一のデータベースシステムを活用し、審査事務の厳正化・情報管理の効率化を図ることとしている。 財団法人不動産適正取引推進機構は、データベースの開発及び開発後におけるデータベースの維持・管理・運営を行っており、上記目的を達成するためには、契約の相手方は、財団法人不動産適正取引推進機構の他に存在せず、よって本業務については任意契約を締結するものである。	1,465,908	1,465,908	100.0%	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)が登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組んで、実際に必要となる経費を全ての免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
建設業許可等情報管理支援業務一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、建設業許可業者情報を全ての許可行政庁(国土交通省地方整備局等及び都道府県)間で共有し、建設業者に対する指導監督等の行政事務を厳正に行うことを目的とするものである。</p> <p>建設業許可の要件の一つでもある技術者について、建設業者間における名義貸し等を防止するため、建設業者情報の管理は全ての許可行政庁が、同一のデータベースに対して行い、重複のチェックを行うことが不可欠である。</p> <p>その際、各許可行政庁は自らが許可した建設業者に係る技術者等のデータをそれぞれ登録することが必要であり、一つの許可行政庁が欠けても許可事務の厳正化等の目的は達成することができない。</p> <p>また、建設業許可や指導監督等の事務は常時継続的に行われており、当該事務と一体不可分である許可業者の情報管理は、データの信頼性の確保の観点からも建設業者と利害関係のない、信頼のおける主体において安定的継続的に行われる必要がある。</p> <p>このため、上記財団が所有するデータベースシステムを活用し、審査事務の厳正化・情報管理の効率化を図ることを国土交通省と47都道府県との間において取り決めている。</p> <p>上記目的を達成するデータベースを管理運営する者は、財団法人建設業情報管理センターの他に存在しない。</p> <p>以上により、本業務については財団法人建設業情報管理センターと随意契約を締結するものである。</p>	6,929,685	6,929,685	100.0%	2	特財	国所管	1		<p>建設業許可・経営事項審査情報処理事業については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。</p>	有
淀川広報支援業務一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	H23.5.18	(特社)近畿建設協会 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、淀川河川事務所が保有する淀川改修の貴重な歴史的保存資料について、保存状態の確認や閲覧のための整理等、日常管理を行い、広く一般の方に閲覧可能とし、資料展示、資料説明、現地案内等により広報することにより有効活用を行う業務である。</p> <p>本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。</p> <p>参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に5者から説明書等の交付依頼があり、4者から企画提案書の提出があった。</p> <p>提出された企画提案書を審査した結果、当該業者の提案が業務実施方針及び手法、特定テーマに対する提案において特に優れており、総合的に当局の期待に最も適合するものであるため、当該業者が特定されたものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	38,251,500	38,220,000	99.9%	3	特社	国所管	4		<p>淀川広報支援業務については、淀川の歴史や環境に関する情報発信のために必要な支出であり、削減すると年間数千人に対して行っている淀川の歴史や環境に関する情報発信ができなくなり、流域住民をはじめとする多くの人々の防災や環境保全に対する意識低下につながることで懸念されるものである。</p> <p>今後においても、必要最小限の業務内容とすることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。</p> <p>当該支出に係る契約においては、平成22年度より企画競争入札により競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、適切な契約方式の活用や仕様書の記載内容の明確化等を実施することで競争性を担保し、継続支出の解消に取り組む。</p>	有
営繕積算システムRIBCの賃貸借一式	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>「営繕積算システムRIBC」は、昭和58年より公共建築工事(旧建設省及び都道府県)の積算用として、財団法人建築コスト管理システム研究所において開発され、官庁営繕部では本省をはじめ全ての地方整備局で利用されているものである。</p> <p>また、積算基準等の改正等に伴ってデータの訂正が必要となった場合においては各々の利用者においてデータの訂正の有無を判断し、正しいデータに置き換える作業が求められるが、本システムでは財団法人建築コスト管理システム研究所においてデータ訂正に必要な処置を行い、各々の利用者は簡単な操作で全てのデータの更新を行うことができる。</p> <p>土木営繕工事の積算に於いても、官庁営繕部と同様の積算基準が適用されることから「営繕積算システムRIBC」の利用が不可欠である。</p> <p>従って、営繕工事積算業務においてその使用に耐える性能を有する唯一の積算プログラムを有する、財団法人建築コスト管理システム研究所と随意契約を行うものである。</p> <p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号</p>	114,975	114,975	100.0%	8	特財	国所管	1		<p>「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。</p> <p>このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めに伴って契約の相手方が一に定められているため、随意契約によらざるを得ないものである。</p>	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
道路・占用物件管理情報処理業務一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局京都国道事務所長 小林 賢太郎 京都市下京区西洞院通塩小路下南不動町808	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して京都国道事務所管内の内、京都市域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、直轄国道が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>(財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベース著作権を唯一有している法人である。従って、(財)道路管理センターと任意契約するものである。</p>	4,798,500	4,798,500	100.0%	2	特財	国所管	1		道路・占用物件管理情報処理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
道路・占用物件管理情報処理業務一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長 野田 勝 大阪府城東区今福西2-12-35	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して大阪国道事務所管内の内、大阪府域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、直轄国道が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>(財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。従って、(財)道路管理センターと任意契約するものである。</p>	6,490,050	6,490,050	100.0%	2	特財	国所管	1		道路・占用物件管理情報処理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
道路・占用物件管理情報処理業務一式	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局兵庫国道事務所長 韓馬 潤 兵庫県神戸市中央区波止場町3-11	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	<p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して兵庫国道事務所管内の内、神戸市域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、電信電話、電力、ガス、上下水道及び地下鉄など多種多様の公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス、地下鉄)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報等を提供し、共同で使用することにより初めて成立するシステムであって、直轄国道が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>財団法人道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発し、運用すること等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。したがって、財団法人道路管理センターと任意契約する。</p>	4,627,350	4,627,350	100.0%	2	特財	国所管	1		道路・占用物件管理情報処理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務一式	支出負担行為担当 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局沖縄総合事務局を含む)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される占用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するるとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 本業務で用いる宅地建物取引業免許事務処理システムは、免許行政庁が登録する業者データを電算処理しデータベース化することによって、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適性化を図るものである。よって一つの免許行政庁が欠けてもこれらの目的は達成することが出来ないため、全ての免許行政庁が同一のシステムを使用する必要がある、上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ない。	1,428,410	1,428,410	100.0%	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)が登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費節減に取り組んで、実際に必要となる経費を全ての免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費節減に取り組んでいく。	有
建設業企業情報提供一式	支出負担行為担当 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都著依田区二番町3	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、建設業法に定める建設業許可、経営事項審査の有効期限の確認等に必要企業情報(建設業許可情報、経営事項審査情報等)を中国地方整備局保有のサーバに提供する業務である。 本件は、工事の入札契約手続きにおける一般競争参加資格審査を適正に実施するため、建設業許可情報、経営事項審査情報等の企業に係る特定の情報を継続かつ一元的に保有・管理し、迅速かつ的確に情報提供できるとともに、未公開情報及び個人情報を含むため、高度な守秘義務が必要不可欠である。 (財)建設業技術者センターは、「資格者証の交付等を通じて工事現場における技術者の適正配置、技術力の向上等を図り、もって建設工事の適正な施工を図るとともに、建設業の健全な発展の促進を図ること」を目的として設立された公益法人であり、建設業法第27条の19第1項及び建設業法施行規則第17条の34により管理技術者資格証の交付等の事業について行うことができる旨指定された唯一の機関である。また、平成8年度からは、建設業者に関する各種情報を集積し、発注者が共同利用できる「発注者支援データベース・システム」を開発・運用・管理しているとともに、一貫して情報提供をしている。 本件の実施に必要な各種情報を集積し、適切に管理・提供できる情報提供システムを保有・運用できる機関は、(財)建設業技術者センターのほかにはなく、本業務を遂行できる唯一の機関である。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1		建設業企業情報提供については、資格審査等に必要となる建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報、監理技術者情報等の企業情報の提供を受けるために必要な支出である。建設業法に基づく唯一の指定資格者証交付機関であり、今後においても、本省から指定機関の変更等が無い限り、契約の相手方として唯一の機関となる。	有
営繕積算システム賃貸借一式	支出負担行為担当 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 「営繕積算システムRIBC」は、昭和58年より建設省並びに都道府県の公共建築工事発注に用いる積算用として開発された「営繕積算システム」を基に、処理性能、操作性及び業務の性格上要求されるデータの機密性に十分配慮して、財団法人建築コスト管理システム研究所において開発されたものである。 本積算プログラムは、その内容において営繕工事の特性が十分反映されたものとなっており、営繕業務においてその使用に耐える性能を有する積算プログラムは、他にはない状況である。 財団法人建築コスト管理システム研究所は、公共建築物のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究、開発等を行い、公共建築物のコスト管理システムの近代化を推進することを目的に設立されており、建築積算及び公共建築工事に関して高度な専門知識を持つ人員を有している。したがって下記法人が唯一の契約相手方である。	1,181,250	1,181,250	100.0%	8	特財	国所管	1		「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。 このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めに伴って契約の相手方が一に定められているため、任意契約によらざるを得ないものである。	有
道路・占用物件管理情報処理業務一式	分任支出負担行為担当 中国地方整備局長 三橋 勝彦 広島県広島市南区東雲2-13-28	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、「道路管理システム」を利用して広島国道事務所管内のうち、広島地域における道路占用許可、道路工事調整及び占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。 「道路管理システム」は、電信電話、電力、ガス、上下水道等の多種多様な公益物件が輻輳して収容されている大都市において、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の合理化を図るため、道路管理者(国、政令市)及び関係公益事業者(水道、下水道、通信、電力、ガス)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されるデータベースシステムであり、関係する道路管理者と公益事業者が道路や占用物件に関する最新の地理情報を提供し、共同使用することにより初めて成立するシステムであって、直轄国道が単独で運営が可能なシステムではない。 財団法人道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用を図るため、GIS技術を利用した「道路管理システム」を開発、構築し運用する機関として設立された財団法人であり、同システムのデータベースの著作権を唯一有している機関である。 したがって、本業務は「公益調達適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供をうけるもの」に該当し、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、任意契約を行うものである。	5,023,200	5,023,200	100.0%	2	特財	国所管	1		道路・占用物件管理情報処理業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占用物件の高度な管理を行うために必要な地理情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
工事等実績情報提供一式	支出負担行為担当 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、工事や測量調査設計業務における一般競争入札の拡大及び技術競争を促進する総合評価落札方式の拡大などを含む入札契約手続きや不適格業者を排除するための適正な企業の選定・審査などにおいて、必要な企業及び技術者の施工実績・配置技術者・成績評定結果などの各種の情報を、中国地方整備局保有の工事等実績情報サーバに配信するものである。 本件履行は、工事や測量調査設計業務実績、技術者等の情報提供を行うものであり、入札・契約手続き時における重要な情報となるため、各地方正義局や、公共工事発注機関の情報が網羅的に収集でき、かつ速やかに提供される必要がある。あわせて、技術的要件等を兼ね備えていることが必要不可欠である。 上記条件を全て満たしている特定の法人を契約予定者として参加者の有無を確認する公募手続きを実施した結果、他者の参加意思表示がなかったため、上記条件を全て満たしている(財)日本建設情報総合センターを契約の相手方とするものである。	6,510,000	6,510,000	100.0%	5	特財	国所管	1		工事等実績情報提供については、公共事業における入札実施に係る企業情報の入手といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、業務内容を必要最小限にするなどの取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より、公募手続き(唯一性の確認)を実施したうえで参加者がいない場合に随意契約といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、これを継続実施するに当たり、公募期間の延長、公募要件の見直し等を検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
建設物価等掲載価格電子データ購入一式	支出負担行為担当 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H23.4.1	(特財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、中国地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる統一材料単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として使用するものであり、月刊「建設物価」及び「Web建設物価」、季刊「土木コスト情報」の材料単価及び機械賃料の電子データを、発売月最新号の毎月20日迄に納入する事が可能であること。なお、20日が土用、日曜、祝日の場合はその後直近の平日に納入することが可能であること。また、(財)建設物価調査会が唯一有する月刊「建設物価」及び「Web建設物価」、季刊「土木コスト情報」の掲載データについて、本件の調達品を納入するに当たり、データの提供を要する場合は、あらかじめ(財)建設物価調査会からデータの提供について書面による了解を得る事が必要である。 このため、納品の要件を兼ね備えている特定の公益法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定であることを明示した上で「参加者の有無を確認する公募手続きを実施した結果、他者の参加意思表示がなかったため、上記業者と契約するものである。	3,704,400	3,704,400	100.0%	2	特財	国所管	1		建設物価等掲載価格電子データ購入については、公共事業における工事発注に使用する資材価格の登録といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、購入内容を必要最小限にするなどの取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より、公募手続き(唯一性の確認)を実施したうえで参加者がいない場合に随意契約といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、これを継続実施するに当たり、公募期間の延長、公募要件の見直し等を検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
積算資料等掲載価格電子データ購入一式	支出負担行為担当 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H23.4.1	(特財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本件は、中国地方整備局が発注する土木工事の積算に用いる統一材料単価及び機械賃料を決定するための基礎資料として使用するものであり、月刊「積算資料」及び季刊「土木施工単価」に掲載されている市況単価のうち、当局が指定する材料資材及び機械賃料等について、掲載価格の電子データを納入するものである。 本件にあたっては、月刊「積算資料」及び季刊「土木施工単価」の材料単価及び機械賃料の電子データを、発売月最新号の毎月20日迄に納入する事が可能であること。なお、20日が土用、日曜、祝日の場合はその後直近の平日に納入する事が可能であること。また、(財)経済調査会が唯一有する「積算資料」及び季刊「土木施工単価」の掲載単価データについて、本件調達品を納入するに当たり、データの提供を要する場合は、あらかじめ(財)経済調査会からデータの提供について書面による了解を得ることが必要である。 このため、納品の要件を兼ね備えている特定の公益法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定であることを明示したうえで参加者の有無を確認する公募手続きを実施した結果、他者の参加意思表示がなかったため、上記業者と契約するものである。	3,843,000	3,832,500	99.7%	2	特財	国所管	1		積算資料等掲載価格電子データ購入については、公共事業における工事発注に使用する資材価格の登録といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、購入内容を必要最小限にするなどの取り組みにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より、公募手続き(唯一性の確認)を実施したうえで参加者がいない場合に随意契約といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、これを継続実施するに当たり、公募期間の延長、公募要件の見直し等を検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
建設業情報管理システム電算処理業務一式	支出負担行為担当 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区新川1-4-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 建設業情報管理システム電算処理業務は、建設業許可事務等を行う国土交通省(地方)支分部局及び沖繩総合事務局)及び都道府県(以下「許可行政庁」という。)が、同一のデータベースに自ら許可した建設業者に係る技術者等のデータを登録することにより、 ①建設業者間における技術者の名義貸し等を防止する ②建設業者の許可情報等を許可行政庁間で共有することにより、建設業者に対する指導監督業務を 適正に行う こと等を目的として行うものであるが、国及び都道府県においては、上記業務を行うためのシステムを自ら所有していないことから、上記の目的を達成するためには外部の法人等が所有する「上記を可能とするシステム」を利用せざるを得ない。 本業務に利用可能なシステムは、財団法人建設業情報管理センターが開発・所有する建設業情報管理システム以外に存在しておらず、また、本業務については、上記のとおり、すべての許可行政庁が同一のシステムを使用する必要があることから、上記法人を唯一の契約先とせざるを得ないものである。	-	2,200,000	-	1	特財	国所管	1		建設業許可・経営事項審査情報処理業務については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
デジタル道路地図データベース更新業務一式	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 福田 功 広島県広島市中央区上八丁堀6-30	H23.9.8	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、中国地方整備局管内の道路における道路行政(計画・工事・管理)の高度化、効率化を目的とし、中国地方整備局管内のデジタル道路地図データベースの更新、VICSリンク世代管理テーブルの作成(以下「データベースの更新等」という)を行う業務である。 本業務の履行にあたっては、データベースの更新等を行うことから、上記システムに関する技術的知見を有することや豊富な経験が求められるとともに、本データベースの著作権の同意を得る必要がある。 (財)日本デジタル道路地図協会は、「道路網及び道路地図に関する数値情報化(「デジタル道路地図」)の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献し、もって国民生活の高度化及び経済の活性化に資すること」を目的に設立された公益法人であり、デジタル道路地図情報の収集・加工・提供に関する調査研究、システム開発及び標準化、デジタル道路地図データベースの作成・更新・管理・提供などを行っており、上記システムに関する技術的知見を有している。 あわせて、本財団は、昭和63年の設立以来デジタル道路地図の調査研究等を行っており豊富な経験を有している。 本財団は、本データベースに関し、共有著作権として著作権を有するとともに著作権、著作者人格権を行使することを意思表示しており、またデータベース更新において代替性のない特定の知識を有していることから、本業務を遂行できる唯一の機関である。 よって、会計法第29条の3第4項及び、政府調達に関する協定第15条(b)及び、国の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第1号により随意契約を行うものである。	23,394,000	22,470,000	96.1%	2	特財	国所管	1		デジタル道路地図データベース更新業務については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
建設業情報管理システム電算処理業務情報処理一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松市サンポート3番33号	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 国土交通省地方整備局及び都道府県等は、全国50万を超える建設業許可業者に関して、各々許可行政庁として情報管理を徹底し、業者間における技術者の名義貸し防止及び指導監督業務等を適正に行う必要があるが、元来技術者等の流動著しい本業界において常にそれら実態を把握出来る体制にあるためには、各許可行政庁が全国許可業者における同一のデータベースに常時アクセス及び入力でき、また同データベースは全許可行政庁によって常時継続的に更新され得る状態にしなければならない。財団法人建設業情報管理センターは、上に記した許可行政庁としてあるべき状態実現のため47都道府県等の出損により設立された法人であり、地方公共団体との間における取決めによる契約の相手方として唯一性を持つものである。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,782,690	1,782,690	100.0%		特財	国所管	1		建設業許可・経営事項審査情報処理事業については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政庁(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政庁と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政庁で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有
平成23年度 工事等実績データ提供一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松市サンポート3番33号	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するために、データベース化された受注業者の工事・業務実績及び技術者に係る情報から、継続的に工事・業務実績及び技術者等のデータの提供を受けるものである。工事・業務実績及び技術者等の情報は、(財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースを有する、工事実績情報システム(以下コリンズ)及び測量調査設計業務実績情報システム(以下テクリス)において、網羅的に収集されており、本業務の遂行にあたっては、コリンズ・テクリスと同等の情報提供を受ける必要がある。(財)日本建設情報総合センターは、工事・業務実績及び技術者等のデータを提供できる唯一の法人であると思われるが、本件の実施を希望する他者の有無を確認する目的で、「参加者の有無を確認する公募」を行ったが、公募の結果、他者の参加意思表明がなかった。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	7,560,000	7,560,000	100.0%		特財	国所管	1		工事等実績データ提供は、データベース化された受注業者の工事・業務実績及び技術者に係る情報から、継続的に工事・業務実績及び技術者等のデータの提供を受けることにより入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保するといった目的を達成するために必要な支出であるが、これまでの取組により事業を進める上で必要最小限の業務となっている。当該支出に掛かる契約においては、平成21年度より参加者の有無を確認する公募方式を実施しており、今後においても引き続き同方式を実施することにより、公募期間の延長、公募要件の見直し等を検討し、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 企業情報データ提供業務一式	支出負担行為担当 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松市サンポート3番33号	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3 麹町スクエア	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、(1)「工事現場における適正な施工体制の確保等について」の通達により入札・契約手続きにおける監理技術者の専任制の確認及び現場における監理技術者の専任制確認等の徹底の確認(2)工事における「一般競争(指名競争)参加資格審査」に必要な、建設業法に定められた経営事項審査内容の確認を行うための企業情報データの提供という公共工事の発注のための支援業務である。(財)建設業技術者センターは、施工管理に関する知識及び技術の普及を図ることを目的に設立された法人で、建設業法第27条の19第1項に基づき監理技術者資格者証の交付機関として指定された者であり、公共工事に配置された監理技術者に関する所属業者、監理技術者資格者証の有無、建設業者の経営事項審査の内容を確認できる情報等、公共工事の適正な施工の確保に資することができる情報を総合かつ迅速に提供することができる唯一の法人である。このため、本業務の目的を確実に達成できるのは上記法人のみであることから会計法29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定に基づき、随意契約を行うものである。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1		企業情報データ提供業務については、建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報、監理技術者情報等の企業情報をデータベース化したものである「発注者支援データベースシステム」から、建設業者の許可情報、経営事項審査結果情報等の企業情報を電子データで提供を受け、資格審査システム及び契約管理システムと連携し、一般競争資格審査等を適正かつ効率的に実施する目的の達成のために必要な支出である。なお、契約形態見直し等は実施していない。	有
平成23年度 RI BC賃貸借 賃貸借一式	支出負担行為担当 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松市サンポート3番33号	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 「営繕積算システムRIBC」は、各都道府県の統一基準である「公共建築工事積算基準」「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に基づく積算システムで、特に複合単価においては、毎年行われる標準歩掛りの改正及び市場単価の追加に的確に対応している。また、同システムは間違いのない確実な計算及び高い機密性を保持するなど公共建築工事の積算においてその使用に耐えうる性能を有している。同システムに関しては(財)建築コスト管理システム研究所が開発し、著作権及び著作権者人格権を有しているが、国土交通省、各都道府県及び政令指定都市で構成されている「営繕積算システム等開発利用協議会」において、営繕業務の合理化・効率化を目的として、協議会会員は同システムを利用することを決定している。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,042,335	1,042,335	100.0%		特財	国所管	1		「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めににより契約の相手方が一に定められているため、随意契約によらざるを得ないものである。	有
平成23年度 東日本大震災応急対策作業一式	支出負担行為担当 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松市サンポート3番33号	H23.5.2	(特社)日本建設機械化協会 東京都港区芝公園3-5-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本契約は、地震、津波、風水害等による災害の発生に際し、災害の応急対策及びその支援活動を目的として平成23年4月1日付けで(社)日本建設機械化協会と締結した「災害発生時における応急対策業務に関する基本協定」に基づく活動である。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	17,388,000	17,325,000	99.6%		特社	国所管	1		災害応急対策事業については、災害発生時における応急対策及び支援活動を目的として協定し、緊急時対応のために必要な支出である。なお、契約形態見直し等は実施していない。	無
平成23年度 徳島地積測量図作成等業務 写真・製図一式	分任支出負担行為担当 四国地方整備局長 徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	H23.4.27	(特社)徳島県公共囀託登記土地家屋調査士協会 徳島市出来島本町2-42-5	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。要領第5条14項において「地積測量図に作成者として署名または記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められており、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した(社)徳島県公共囀託登記土地家屋調査士協会に限定される。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、契約を行うものである。	6,999,058	6,932,173	99.0%		特社	国所管	1		本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる支出であり、これまでの支出の重点化等により事業を進める上で必要最小限の業務となっている。 また、当該支出に係る契約については、法令等の規定により契約の相手方が一に定められているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 デジタル道路地図データベース更新業務一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 香川県高松市サンポート3番33号	H23.9.5	(特財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 菱進平河町ビル5F	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は道路行政(計画・工事・管理)の高度化・効率化及び道路交通情報通信システム(VICS)の整備に資する目的で、四国地方整備局管内の道路地図情報を基本データとするデジタル道路地図データベース及びVICSリンク世代管理テーブルデータベース等の更新・作成を行う業務である。本業務の履行に当たっては、デジタル道路地図を活用したデータベースの更新を行うことから、上記システムに関する技術的知見を有するとともに道路に関する知識と豊富な経験が要求される。(財)日本デジタル道路地図協会は、道路網及び道路地図に関する数値情報化(デジタル道路地図)の調査、研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及することにより、道路及び道路交通の情報化に貢献し、もって国民生活の高度化及び経済の活性化に資することを目的に昭和63年に設立された公益法人である。当法人は、デジタル道路地図データベースシステムを開発し、その著作権者人格権を有しており、また著作権は共有著作権者として国土交通省と当法人が共有している。当法人は著作権者人格権及び共有著作権者としての著作権を行使することを意思表示しており、このことにより他の業者では本業務を実施することができないものである。以上から当法人は本業務の目的を確実に履行できる唯一の法人であり、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	9,597,000	9,450,000	98.5%	2	特財	国所管	1		平成23年度 デジタル道路地図データベース更新業務については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務情報処理一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松市サンポート3番33号	H23.4.1	(特財)不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業(以下「宅建業」という。)に係る免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖繩総合事務局を含む。)及び47都道府県(以下「免許行政庁」という。)に設置される専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、宅地建物取引業者間における専任の取引主任者の名義貸し等の防止や免許情報等を免許行政庁間で共有することによる免許審査及び指導監督業務の適正化が図られるものであるが、その稼働処理にあたっては、②極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、営利を目的としない中立公正な組織であって免許行政庁の強い監督下におかれる法人で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手と契約しなければならない。 また、①すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、システムの管理・運営については、国土交通省(当時:建設省)と47都道府県との間の取り決めにより、上記法人を管理運営機関として特定しているものであり、現在まで安定的な稼働が行われていることから、引き続き上記法人を唯一の契約相手方とせざるを得ないものである。	1,428,410	1,428,410	100.0%		特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務については、免許行政庁(国土交通省、都道府県)が登録する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費削減に取り組んで、実際に必要となる経費を全ての免許行政庁で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費削減に取り組んでいく。	有
平成23年度 地積測量図作成等業務一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国地事務所長 志々田 武幸 愛媛県松山市土居町797-2	H23.5.2	(特社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(平成19年10月1日付付松山地方方法務局訓令第12号)」の第6条第16項に「地積測量図」を作成者として署名又は記名・押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した(社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に限定される。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,185,807	1,185,807	100.0%		特社	国所管	1		本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる支出であり、これまでの支出の重点化等により事業を進める上で必要最小限の業務となっている。 また、当該支出に係る契約については、法令等の規定により契約の相手方が一に定められているため、競争性のない随意契約によらざるを得ないものである。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度建設副産物・建設発生土情報提供業務一式	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松市サンポート3番33号	H23.4.7	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、四国地方整備局管内の国、県及び市町村等の公共工事発注機関が発注する工事の建設副産物に係わる情報、建設発生土の搬出・搬入に係わる情報を、受注者が保有するインターネット技術を利用したWebサーバオンラインシステムによりデータベース化し、Webシステム上で当整備局及び事務所等に情報提供することにより、建設廃棄物の適正処理及び建設発生土等の工事間利用を促進することを目的とする。本業務の契約業者については、公共工事等の情報をWEBサーバオンラインシステムにより提供する業務の実績を有していること及びシステムについて熟知し、トラブルや問い合わせ等に迅速に対応できる人員・設備を保有している事が必要であることから、企画競争により選定することとし「企画競争委員会」において「財団法人日本建設情報総合センター」が最適であるとして特定された。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、任意契約を行うものである。	3,937,500	3,937,500	100.0%		特財	国所管	1		建設副産物・建設発生土情報提供業務は、四国地方整備局管内の国、県及び市町村等の公共工事発注機関が発注する工事の建設副産物に係わる情報、建設発生土の搬出・搬入に係わる情報を、受注者が保有するインターネット技術を利用したWebサーバオンラインシステムによりデータベース化し、Webシステム上で当整備局及び事務所等に情報提供することにより、建設廃棄物の適正処理及び建設発生土等の工事間利用を促進するといった目的を達成するために必要な支出であるが、これまでの取組により事業を進める上で必要最小限の業務となっている。当該支出に掛かる契約においては、平成21年度より企画競争方式を実施しており、今後においては一般競争入札方式を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有
平成23年度 地積測量図作成業務一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 中山 義男 香川県高松市福岡町4-26-32	H23.5.24	(特社)香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高松市丸の内9-29	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、公共用地取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、平成18年8月25日付け法務省民二第1997号法務省民事局民事第二課長依命通知に基づいて高松地方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第5条に作成方法が定められている。要領第5条第14項において「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及び付随する業務について、会計法第29条の3第4項により、任意契約を締結しようとするものである。	2,640,120	2,610,730	98.9%		特社	国所管	1		本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる支出であり、これまでの支出の重点化等により事業を進める上で必要最小限の業務となっている。 また、当該支出に係る契約については、法令等の規定により契約の相手方が一に定められているため、競争性のない任意契約によらざるを得ないものである。	有
平成23年度企業情報提供業務一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅前2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.4.1	(特財)建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3番地麹町スクエア	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項随契理由 本業務は、オンラインを使って提供される建設業者に関する建設業の許可情報及び経営事項審査情報、建設業者に所属する技術者情報及び監理技術者情報の専任制確認結果情報を随時に取り込むことにより、発注者の入札参加資格の確認作業の省力化、厳正化を図るとともに、工事現場における監理技術者の配置状況を確認し、施工体制の適切な確保に努める。 業務の内容は、建設業者に関する個々の情報を随時に入手しデータベースを構築することにより統合管理し、なおかつ、各発注機関の工事実績情報と監理技術者情報を随時に取得し、そのデータベースを通じ監理技術者の専任制を確認する。 (財)建設業技術者センターは、建設業法施行規則第17条の34に定められている唯一の指定資格者証交付機関であり、建設業者に関する経営事項審査情報等の各種情報を網羅して、データとして提供できる唯一の法人である。	2,835,000	2,835,000	100.0%	4	特財	国所管	1		企業提供情報提供業務については、適切な公共調達の実施及び良質な社会資本の整備といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても予算の効果的かつ効率的な執行に資するため、実施内容を十分精査し必要に応じ仕様書等の見直しを図り、より一層の支出の重点化に取り組んでいく。	有
平成23年度建設物価等掲載価格の電子データ購入一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅前1-15-20	H23.4.4	(特財)建設物価調査会 福岡市博多区博多駅前1-15-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項随契理由 建設資材価格等の標準的な取引価格を掲載している「Web建設物価」、「季刊土木コスト情報」、「季刊建築コスト情報」の価格データについては、発刊元である(財)建設物価調査会が保有している。以上ことから本業務を履行するために必要な条件を具備している機関として(財)建設物価調査会を特定し、(財)建設物価調査会以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本業務への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから(財)建設物価調査会が本業務を履行できる唯一の機関と判断し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と契約を締結するものである。	5,135,550	5,092,500	99.2%	2	特財	国所管	1		九州地方整備局管内で発注する工事積算において、建設資材単価決定の基礎資料である「Web建設物価」に掲載のある材料単価、機械賃料及び「季刊土木コスト情報」、「季刊建築コスト情報」に掲載のある市場単価の電子データを積算システム導入用に購入するものであり、適正な予定価格の算出には必要な支出である。 今後においても、業務内容の精査に努め、より一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該業務の契約についても、平成21年度より入札参加者の有無を確認する公募の手続きを行い、競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参加資格要件の見直しなどにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 工事及び測量調査設計業務実績情報提供一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 随契理由 工事・業務実績及び技術者等の情報は、入札・契約手続き等における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。工事・業務実績及び技術者の情報は、(財)日本建設情報総合センターがプログラム及びデータベースの著作権を有する、工事実績情報システム(以下「コリンス」という。)及び測量調査設計業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)において、正確かつ網羅的にデータが収集されている。本業務の遂行にあたっては、コリンス・テクリスと同等のシステムにより情報提供を受ける必要がある。このことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、財団法人 日本建設情報総合センターと契約を行うものである。 よって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と契約を締結する者である。	7,560,000	7,560,000	100.0%	5	特財	国所管	1	・本業務は、入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性をより一層確保し、適正な契約手続きを行うため、受注業者の工事・測量調査設計業務の実績、技術者情報のチェックを行うために必要な支出である。 今後においても業務内容の精査に努め、より一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該業務の契約についても、平成21年度より入札参加者の有無を確認する公募の続きを行い、競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参加資格要件の見直しなどにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有	
平成23年度 積算資料等掲載価格の電子データ購入一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.4.4	(特財)経済調査会 福岡市博多区博多駅前2-3-7	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 随契理由 建設資材価格等の標準的な取引価格を掲載している「月刊積算資料」、「季刊土木施工単価」、「季刊建築施工単価」、「積算資料 九州版」の価格データについては、発刊元である(財)経済調査会が保有している。以上のことから本業務を履行するために必要な条件を具備している機関として(財)経済調査会を特定し、(財)経済調査会以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本業務への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから(財)経済調査会が本業務を履行できる唯一の機関と判断し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と契約を締結するものである。	5,339,460	5,339,460	100.0%	2	特財	国所管	1	・九州地方整備局管内で発注する工事積算において、建設資材単価決定の基礎資料である「月刊積算資料」に掲載のある材料単価、機械賃料及び「季刊土木施工単価」、「季刊建築施工単価」に掲載のある市場単価の電子データを積算システム導入用に購入するものであり、適正な予定価格の算出には必要な支出である。 今後においても、業務内容の精査に努め、より一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該業務の契約についても、平成21年度より入札参加者の有無を確認する公募の続きを行い、競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参加資格要件の見直しなどにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有	
平成23年度 建設副産物・建設発生土情報提供一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.5.11	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 随契理由 本業務は、企画競争の実施についての通達に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、(財)日本建設情報総合センターが本業務を遂行するために必要な能力を備えていると判断され、かつ、特定テーマに対する技術提案において最も優れた提案を行ったものである。このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(財)日本建設技術センターと契約を締結するものとする。	6,562,500	6,562,500	100.0%	5	特財	国所管	1	・本業務は、九州地方整備局管内における直轄工事及び他の公共機関が発注する工事において、建設副産物、建設発生土のリサイクル推進といった施策目的の達成のために必要な支出である。 今後においても、業務内容の精査に努め、より一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該業務の契約についても、平成18年度より企画競争による手続きを行い、競争性を高める取り組みを実施してきたが、今後においても、参加資格要件の見直しや一般競争入札方式への対応により、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 デジタル道路地図データベース更新業務一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.12.26	(特財) 日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1-3-13 菱進平河町ビル5階	会計法第29条の3第4項及び国の物品等の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号 デジタル道路データベースの更新にあたっては、数値情報化されたデータベースに関する技術的知見を有するなど、豊富な知識及び経験が要求される。(財)日本デジタル道路地図協会(以下、「当協会」)は、道路網及び道路地図に関する数値情報化(デジタル道路地図)の調査、研究等を行うとともに、デジタル道路地図を広く普及することにより、道路及び道路交通の情報化に貢献していることから、デジタル道路地図の豊富な知識及び経験に基づく技術力・能力を有している機関である。デジタル道路地図データベースは、デジタル道路地図データベースに関する仕様(「全国デジタル道路地図データベース標準」・「道路管理関係デジタル道路地図データベース標準」・「VICSリンク世代管理テーブルデータベース標準」)を当協会が開発し、それに基づき更新したデジタル道路地図データベースの著作権は当協会と九州地方整備局が共有している。なお、当協会は他者による当該著作権の使用を承諾しないと意思表示している。以上のことから、当協会が本業務を遂行するにあたって必要な要件を備えた唯一の契約対象機関である。 よって、「会計法第29条の3第4項」、「政府調達に関する協定第15条第1項(b)」及び「国の物品等または特定役務の調達手続に特例を定める政令第13条第1項第1号」の規定により、財団法人日本デジタル道路地図協会と任意契約を締結するものである。	24,244,500	23,310,000	96.1%	2	特財	国所管	1		平成23年度デジタル道路地図データベース更新業務については、デジタル道路地図データベースの更新に必要な業務であり、削減すると特車オンライン申請システム等の道路管理システム等が活用できなくなり業務に大きな支障となる。	有
営繕積算システムRIBC媒体購入一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.4.1	(特財) 建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 随契理由 「営繕積算システムRIBC」は昭和58年当時、建設省と都道府県及び政令市により発足した「営繕積算システム開発利用協議会」において、公共建築工事発注に用いる積算のためのシステムとして運用するため共同開発されたものである。営繕積算システム開発利用協議会の委託により財団法人建築コスト管理システム研究所が営繕積算システムRIBCを開発・整備し提供しており、本システムは上記記者でしか販売を取り扱っていない。当該購入は「公共調達の適正化」(平成18年8月財務大臣通知)の競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の「イ契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの(二)地方公共団体との取り決めにより、契約の相手方が一に定められているもの」に該当するものとされ、国土交通省として引き続き随意契約をするものとして整理されている。以上の理由により、財団法人建築コスト管理システム研究所と随意契約するものである。	1,748,250	1,748,250	100.0%	8	特財	国所管	1		「営繕積算システムRIBCの賃貸借」については、公共建築工事の積算のためのシステムを利用するものであり、会計法で定められた工事の予定価格を効率的に算出するために必要な支出である。このシステムは、国と地方公共団体が参加する営繕積算システム等開発利用協議会の要請により開発されたものであり、地方公共団体との取決めにより契約の相手方が一に定められているため、随意契約によらざるを得ないものである。	有
宅地建物取引業免許事務等処理システム管理・運営等業務一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.4.1	(特財) 不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 随契理由 本業務は、宅地建物取引業免許事務等を行う国土交通省(地方支分部局及び沖縄総合事務局)及び都道府県(以下「免許行政」という。)が同一のデータベースに自らが発許した宅地建物取引業者(以下「宅建業者」という。)に係る専任の宅地建物取引主任者(以下「専取」という。)等の業者データ等を登録することにより、①宅建業者間における専取の名義貸し等を防止する。②宅建業者の免許情報等を免許行政間で共有することにより、宅建業者に対する免許審査及び指導監督業務を適正に行うことを目的とする。 本業務は、行政庁等に設置する端末機から送信される宅地建物取引業免許事務等に係るデータを電算機を使用してデータベース化し、そのデータベースの利用及び国土交通大臣免許に係る宅地建物取引業を申請する者等に対し、電子化された申請書等により行政庁に提出できるようにすること(以下「FD申請」という。)により、業務の的確・迅速な処理を行う端末機の提供を行うものである。 こうした点を踏まえて、上記のとおり、すべての免許行政が同一のシステムを活用して行う必要があることから、国土交通省(当時建設省)と47都道府県との取り決めにおいて、システムの管理・運営を行ってきたところである。加えて、本システムには、膨大なデータが蓄積されており、その稼働に当たっては、通常の維持管理への対応、さらには、蓄積される膨大なデータの集中的な管理をするために、専門的な知識を有する相当数の人員が必要であり、本システムに精通した人員が本業務に専属で配置され、管理・運営を行う体制が求められる。以上の理由により、財団法人不動産適正取引推進機構が、本業務を遂行できる唯一の団体であることから当該財団と随意契約を行うこととした。	1,428,500	1,428,410	100.0%	2	特財	国所管	1		宅地建物取引業免許事務等処理システム管理・運営等業務については、免許行政(国土交通省、都道府県)が発許する業者データ等を電算処理により単一のデータベース化することで、情報共有が図られ、免許審査、指導監督業務の適正化が進み、専任の取引主任者の名義貸しや免許の不正申請等を防止することができるため、必要不可欠な支出である。これまで、最大限、経費削減に取り組んで、実際に必要となる経費を全て免許行政で分担しているところである。今後においても、国土交通省、都道府県からなる協議会において、利用方法や効率化等について協議することにより、引き続き経費削減に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務一式	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 福岡国道事務所 山本 悟司 福岡県福岡市東区名島3丁目24-10	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1丁目2番10号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 (財)道路管理センターは、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した「道路管理システム」を開発、運用することを等を業務とする法人であって上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのデータベースの著作権を唯一有している法人である。公益事業者の占有物件情報(管径・幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課せられており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。したがって、福岡市内の占有物件等のデータベース情報の提供を受けるためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。 このため本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(財)道路管理センターと随意契約を締結するものである。	7,099,050	7,099,050	100.0%	2	特財	国所管	1		平成23年度福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占有物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
平成23年度北九州国道管内道路・占用物件情報提供業務一式	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所 世利 正美 北九州小倉南区春ヶ丘10-10	H23.4.1	(特財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1丁目2番10号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、道路占用許可申請の審査等の事務処理や道路工事調整の事務処理等の確かつ迅速に実施するために必要となる公益事業者(電力・通信・ガス・水道・下水道等)の占有条件等に関する情報提供を受けるものである。多種多様の公益占有物件が輻輳して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占有物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有しており、他者に使用を許可していない。 公益事業者の占有物件情報(管径・幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課せられており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。福岡市内の占有物件等のデータベース情報の提供を受けるためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。 このため本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、(財)道路管理センターと随意契約を締結するものである。	5,212,200	5,212,200	100.0%	2	特財	国所管	1		平成23年度北九州国道管内道路・占用物件情報提供業務は、道路管理者(国、政令市等)及び関係公益事業者(通信、電力、ガス等)からなるシステム参加者が共同して道路及び占有物件の高度な管理を行うために必要な地図情報システムであり、削減するとシステム参加者における道路占用許可申請、道路工事調整及び道路・占用物件管理の各業務に大きな支障となる。	有
建設業情報管理システム管理・運営業務一式	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 中嶋 章雅 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H23.4.1	(特財)建設業情報管理センター 東京都中央区築地2-11-24	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 随契理由 本業務は、建設業者に係るデータの登録を受け入れ、膨大なデータを蓄積・管理し、全国オンラインネットワーク化を行うことにより、建設業許可事務データ等の厳正化・迅速化を図り、建設業者に対する始末監督等の行政事務を厳正に行うことを目的としている。 具体的内容としては、全国オンラインネットワーク化され建設業情報管理システム(以下「本システム」)建設業許可に必要な営業所の専任技術者の名義貸し等を防止すること ②建設業者の許可情報等を許可行政機関で共有することが図られ、建設業者に対する指導監督業務を適正に行うとともに、建設業許可事務等の厳正化・迅速化が可能になる。 本システムについては、財団法人建設業情報管理センターが所有しているものであり、同センターは、建設業者の情報等について、全国を通じて一元的なデータ収集・管理を行い、不良・不適格業者の排除に寄与すること等を目的として、昭和62年に設立されたものである。また、本システムは、一の許可行政機関が欠けても、これらの目的は達成することができないため、全ての許可行政機関が同一の本システムを使用する必要があることから、国土交通省及び47都道府県の合意に基づいて本システムを構築し、以後、本システムの改良・管理・運営を行ってきたところである。加えて、本システムに併、膨大なデータが蓄積されており、その稼働に当たっては、通常の維持管理への対応、さらには、蓄積される膨大なデータの集中的な管理をするために、専門的な知識を有する相当数の人員が必要であり、本システムに精通した人員が本業務に専属で配置され、管理・運営を行う体制が求められる。以上理由により、同センターは、本システムを唯一所有し、本業務を遂行できる唯一の団体であることから当該財団と随意契約を行うこととした。	2,264,500	2,264,500	100.0%	2	特財	国所管	1		建設業許可・経営事項審査情報処理事業については、不良不適格な建設業者の参入を未然に防ぐため、技術者の名義貸しの防止等厳正な審査を迅速に行うとともに、適正な指導監督等を行う上で必要不可欠な支出であり、国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県が同一のシステムを利用して運用している事業である。本事業については、毎年、各行政機関(国土交通省(本省及び地方整備局等10機関)及び47都道府県)により利用方法や効率化等について協議を行っているところであり、平成23年度も各行政機関と検討・協議をし、それらの結果を踏まえたシステムの機能改善等を実施しているところである。今後においても、引き続き必要に応じ各行政機関で協議をすることにより、機能改善等の実施に取り組んでいく。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
福島県における国際的観光需要創出に向けた調査事業一式	支出負担行為担当 東北運輸局 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	H23.6.16	(特財)福島県観光物産交流協会 福島県福島市三河南町1-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 理由: 福島県における国際的観光需要創出に向けた調査事業を行うにあたり、県内地元関係者との連携により、観光需要の創出に効果的な着地型旅行商品造成等の取組を行うとともに、今後の観光需要創出の方策検討のための調査等を実施する必要がある。そこで、具体的な企画や実施体制、作業工程等について、その手法や内容がそれぞれ多様に考えられるため、より効果的で実効性の高い内容を精査、実行するために企画競争を行ったものである。	22,046,951	14,950,000	67.8%		特財	国所管	3		福島県における国際的観光需要創出に向けた調査事業については、東日本大震災からの観光需要復興といった政策目的の達成のため必要なH23年度限りの支出であり、今後においても、東北運輸局における同種の業務を行う際には内容を十分に精査し重複の排除について取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても企画競争による一般公募を実施し広く募集を行うといった、競争性を高める取り組みを実施した結果、3者からの応募を受け付けることができ、より多様な案の中から効果的な案件を選択できるという効果を得ることができた。	無
宮城県における国際的観光需要創出に向けた調査事業一式	支出負担行為担当 東北運輸局 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	H23.7.5	(特社)宮城県観光連盟 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 理由: 宮城県における国際的観光需要創出に向けた調査事業を行うにあたり、県内地元関係者との連携により、観光需要の創出に効果的な着地型旅行商品造成等の取組を行うとともに、今後の観光需要創出の方策検討のための調査等を実施する必要がある。そこで、具体的な企画や実施体制、作業工程等について、その手法や内容がそれぞれ多様に考えられるため、より効果的で実効性の高い内容を精査、実行するために企画競争を行ったものである。	16,475,405	11,550,000	70.1%		特社	国所管	5		宮城県における国際的観光需要創出に向けた調査事業については、東日本大震災からの観光需要復興といった政策目的の達成のため必要なH23年度限りの支出であり、今後においても、東北運輸局における同種の業務を行う際には内容を十分に精査し重複の排除について取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても企画競争による一般公募を実施し広く募集を行うといった、競争性を高める取り組みを実施した結果、3者からの応募を受け付けることができ、より多様な案の中から効果的な案件を選択できるという効果を得ることができた。	無
岩手県における国際的観光需要創出に向けた調査事業一式	支出負担行為担当 東北運輸局 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	H23.7.11	(特財)岩手県観光協会 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 理由: 岩手県における国際的観光需要創出に向けた調査事業を行うにあたり、県内地元関係者との連携により、観光需要の創出に効果的な着地型旅行商品造成等の取組を行うとともに、今後の観光需要創出の方策検討のための調査等を実施する必要がある。そこで、具体的な企画や実施体制、作業工程等について、その手法や内容がそれぞれ多様に考えられるため、より効果的で実効性の高い内容を精査、実行するために企画競争を行ったものである。	23,290,136	14,900,000	64.0%		特財	国所管	5		岩手県における国際的観光需要創出に向けた調査事業については、東日本大震災からの観光需要復興といった政策目的の達成のため必要なH23年度限りの支出であり、今後においても、東北運輸局における同種の業務を行う際には内容を十分に精査し重複の排除について取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても企画競争による一般公募を実施し広く募集を行うといった、競争性を高める取り組みを実施した結果、5者からの応募を受け付けることができ、より多様な案の中から効果的な案件を選択できるという効果を得ることができた。	無
秋田県における国際的観光需要創出に向けた調査事業一式	支出負担行為担当 東北運輸局 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	H23.7.19	(特社)秋田県観光連盟 秋田県秋田市山王三丁目1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 理由: 秋田県における国際的観光需要創出に向けた調査事業を行うにあたり、県内地元関係者との連携により、観光需要の創出に効果的な着地型旅行商品造成等の取組を行うとともに、今後の観光需要創出の方策検討のための調査等を実施する必要がある。そこで、具体的な企画や実施体制、作業工程等について、その手法や内容がそれぞれ多様に考えられるため、より効果的で実効性の高い内容を精査、実行するために企画競争を行ったものである。	15,815,197	10,000,000	63.2%		特社	国所管	4		秋田県における国際的観光需要創出に向けた調査事業については、東日本大震災からの観光需要復興といった政策目的の達成のため必要なH23年度限りの支出であり、今後においても、東北運輸局における同種の業務を行う際には内容を十分に精査し重複の排除について取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても企画競争による一般公募を実施し広く募集を行うといった、競争性を高める取り組みを実施した結果、4者からの応募を受け付けることができ、より多様な案の中から効果的な案件を選択できるという効果を得ることができた。	無
山形県における国際的観光需要創出に向けた調査事業一式	支出負担行為担当 東北運輸局 清谷伸吾 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	H23.7.11	(特社)山形県観光物産協会 山形市城南町1-1-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 理由: 山形県における国際的観光需要創出に向けた調査事業を行うにあたり、県内地元関係者との連携により、観光需要の創出に効果的な着地型旅行商品造成等の取組を行うとともに、今後の観光需要創出の方策検討のための調査等を実施する必要がある。そこで、具体的な企画や実施体制、作業工程等について、その手法や内容がそれぞれ多様に考えられるため、より効果的で実効性の高い内容を精査、実行するために企画競争を行ったものである。	14,795,394	10,000,000	67.6%		特社	国所管	3		山形県における国際的観光需要創出に向けた調査事業については、東日本大震災からの観光需要復興といった政策目的の達成のため必要なH23年度限りの支出であり、今後においても、東北運輸局における同種の業務を行う際には内容を十分に精査し重複の排除について取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても企画競争による一般公募を実施し広く募集を行うといった、競争性を高める取り組みを実施した結果、3者からの応募を受け付けることができ、より多様な案の中から効果的な案件を選択できるという効果を得ることができた。	無

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
栃木県における国際的観光需要創出に向けた調査事業(企画観光部)一式	支出負担行為担当 関東運輸局長 神谷 俊広 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	H23.7.5	(特社) 栃木県観光物産協会 栃木県宇都宮市本町3-9	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、該当地域の観光振興への取り組みを促進するため、各地の観光振興の取組事例等を収集するとともに、当該内容について調査等を行いその結果を取りまとめた報告書等を作成するものである。 本業務の実施にあたっては、確実な業務遂行体制が必要であるとともに、各地の観光振興の取り組み等についての情報収集能力及び調査能力を有し、調査結果を地域が観光振興の取り組みを行う上での参考となるよう的確に取りまとめる能力が不可欠である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	12,000,000	12,000,000	100.0%		特社	国所管	3	本業務については、先の震災や原発事故等により著しく落ち込んだ観光需要を創出するために調査・検証を行うのが目的の支出であるが、今後においても、類似事業があった場合、類似事業の重複排除に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。また、当該支出に係る契約においても、複数の事業者より企画書の提案を募り、事業者を選定する企画競争を行うといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、3社の応募者数があったとの効果が出てきているところである。	無	
外国人旅行者訪日促進事業一式	支出負担行為担当 北陸信越運輸局長 最勝寺 潔 新潟県新潟市中央区万代2-2-1	H23.12.22	(特財) 北陸経済研究所 富山県富山市丸の内1丁目8-10	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 理由: 新潟県湯沢町、南魚沼市、十日町市、長岡市、村上市、新潟市、富山県西部地方における外国人旅行者の移動容易化のための言語バリアフリー化を行うことで利便性・満足度向上によるリピーターを獲得するための効果検証を及び整備モデルの構築を目的とするもの。調査対象地域や交通拠点が多数あること、また、関係自治体や関係事業者等も多く、その手法や内容がそれぞれ多様に考えられるため、より効果的で実効性の高い内容を精査、実行するために企画競争を行ったものである。	115,718,009	79,905,000	69.1%		特財	国所管	6	外国人旅行者訪日促進事業については、外国人旅行者の交通拠点から目的地への移動容易化のための言語バリアフリー化調査であり、観光立国実現という政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、同様の業務を行う際には内容を十分に精査し優先順位を付けることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度は企画競争の導入により競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、6者からの応募があり、競争性の確保の実現といった効果が出てきているところである。	無	
近畿圏における公共交通基礎調査及び地域公共交通取組マニュアル作成等業務一式	支出負担行為担当 近畿運輸局長 原 喜信 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	H23.8.23	(特社) システム科学研究所 京都府京都市中京区新町通四条上ル小結棚町428番地	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 当該事業の実施にあたっては、価格競争のみならず企画提案内容が重要となる本案件の特性上、一般競争入札により難しいものと判断されるため企画競争によることとし、数値評価による検討を行った結果において選定された事業者であるため	非公表	11,266,500	—		特社	国所管	6	近畿圏における公共交通基礎調査及び地域公共交通取組マニュアル作成等業務については、近畿運輸局管内の地域公共交通に関する幅広いデータの収集・整理・分析を行い、地域公共交通確保維持改善事業の円滑な執行や各地域における取組の充実につなげるとともに、地域公共交通に関する幅広い取組事例を収集し、地域の特性に合った効果的・効率的な公共交通のあり方を整理・分析し、取組マニュアルの作成を行うとともにセミナー等開催による地域関係者へのフィードバックを行うことにより、より多くの地方公共団体等が効果的・効率的に取組を推進することにつなげ、これらを通じて、地域公共交通に関わる支援のさらなる充実を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても必要最小限の内容で発注することに取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においては、平成18年度より企画競争の実施といった競争性を高める取組を実施しており、この結果、6事業者から企画提案があり、事業内容の質が向上するといった効果が出てきているところである。	無	
九州における観光振興を目的とした受入環境整備に関する調査の請負業務一式	支出負担行為担当 九州運輸局長 玉木 良知 福岡市博多区博多駅東2-11-1	H23.6.23	(特財) 九州経済調査協会 福岡県福岡市中央区大名1丁目9-48	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 ・提案要領に基づき企画競争を実施した結果、企画提案書の評価において高い評価を受け選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(企画競争方式)	13,698,000	12,999,000	94.9%		特財	国所管	5	九州における観光振興を目的とした受入環境整備に関する調査の請負業務については、東日本震災後に大幅に減少した外国人旅行者を早急に回復させるためには、外国人旅行者が国内を旅行しやすい環境を早急に整えることが急務であるため、外国人の受入環境整備といった政策目的の達成のために必要な支出である。 今後においても、業務内容の優先順位を見極めつつ、優先順位の高いものから取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、企画競争により広く事業者を募集し、参加資格要件は予算決算及び会計令等に基づいた必要最低限のものといった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、5社より提案があり、そのうち最も効率的・効果的な事業者が選定され事業が執行されたとの効果が出てきているところである。	無	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度東京国際空港他4空港警務消防等業務請負一式	支出負担行為担当官 東京航空局 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	H23.4.1	(特財)航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	490,956,431	490,500,000	99.9%	5	特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 東京国際空港他4空港警務消防等業務については、空港における消火救難及び秩序維持体制の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成19年度より一般競争入札へ移行し、平成23年度より事業の分割化(一括発注から2ブロックに分割)といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、事業の細分化を図った上での一般競争入札を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有	
平成23年度新千歳空港他4空港警務消防等業務請負一式	支出負担行為担当官 東京航空局 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	H23.4.1	(特財)航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	508,405,573	508,200,000	100.0%	5	特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 新千歳空港他4空港警務消防等業務については、空港における消火救難及び秩序維持体制の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成19年度より一般競争入札へ移行し、平成23年度より事業の分割化(一括発注から2ブロックに分割)といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、事業の細分化を図った上での一般競争入札を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有	
平成23年度新千歳空港他1空港有害鳥類防除業務請負一式	支出負担行為担当官 東京航空局 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	H23.4.1	(特財)航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	57,244,417	57,225,000	100.0%	5	特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 新千歳空港他1空港有害鳥類防除業務については、航空機の鳥衝突防止を通じた航空の安全の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成19年度より一般競争入札へ移行し、平成23年度より契約準備期間等の十分な確保といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、引き続き、参入要件を必要最低限とするともに、一般競争入札を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 なお、さらなる競争参加資格要件の見直し等により、平成24年度支出においては、公益法人以外の者が落札しているところである。 	有	
平成23年度仙台空港他2空港有害鳥類防除業務請負一式	支出負担行為担当官 東京航空局 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	H23.4.1	(特財)航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	194,261,692	194,250,000	100.0%	5	特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 仙台空港他2空港有害鳥類防除業務については、航空機の鳥衝突防止を通じた航空の安全の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成19年度より一般競争入札へ移行し、平成23年度より契約準備期間等の十分な確保といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、引き続き、参入要件を必要最低限とするともに、一般競争入札を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 なお、さらなる競争参加資格要件の見直し等により、平成24年度支出においては、公益法人以外の者が落札しているところである。 	有	
平成23年度八戸ARSRほか2か所無停電電源設備等保守業務一式	分任支出負担行為担当官 三沢空港事務所 石山 直行 青森県三沢市大字三沢字下夕沢83-197	H23.4.1	(特財)東北電気保安協会青森事業本部 青森県青森市浜館2丁目13番1号	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	2,539,423	2,532,915	99.7%		特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 八戸ARSRほか2か所無停電電源設備等保守業務については、航空保安施設の適切な保守を通じた航空の安全の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より参入要件を必要最低限とした上での一般競争入札といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参入要件等の見直しを検討するとともに、一般競争入札を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
平成23年度 東京国際空港警備システム等保守業務請負一式	分任支出負担行為担当官 東京空港事務所倉富 隆 東京都大田区羽田空港3-3-1	H23.4.1	(特財)航空保安協会 東京都港区虎ノ門1-16-4	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2 再度の入札をしても落札者がなかったため。	125,729,440	122,850,000	97.7%	5	特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 東京国際空港警備システム等保守業務については、空港警備システムの適切な保守を通じた航空の安全の確保といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成19年度より参入要件を必要最低限とした上での一般競争入札といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、業務の分割化を検討するとともに、一般競争入札を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有	
営繕積算システムRIBC貸借一式	支出負担行為担当官 東京航空局江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	H23.4.1	(特財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 公募手続きを行ったところ、上記業者以外の希望者がなく、上記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため(公募方式)。	491,400	491,400	100.0%		特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 営繕積算システムRIBC貸借については、各府省統一の基準に基づく適正な積算の実施といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より公募による参入希望者の確認といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、新規参入促進のための民間事業者への情報提供を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有	
平成23年度工事・業務実績情報等提供業務一式	支出負担行為担当官 東京航空局江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 公募手続きを行ったところ、上記業者以外の希望者がなく、上記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため(公募方式)。	1,275,000	1,275,000	100.0%		特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 工事・業務実績情報等提供業務については、公共事業の入札契約手続きの適切な執行といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、1,600万円(平成22年度)を1.3百万円(平成23年度)まで縮減してきている。 今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より公募による参入希望者の確認といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、新規参入促進のための民間事業者への情報提供を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有	
長崎空港基本施設舗装改良最適化検討業務一式	支出負担行為担当官 大阪航空局長花角 英世 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	H24.1.31	(特財)港湾空港建設技術サービスセンター 東京都千代田区霞が関3丁目3-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 標準的な業務の実施手法等がなく、民間業者を含めたプロポーザル方式を実施するも、左記業者しか技術提案書の提出がなされなかったが、最も成果を期待できることが確認されたため(標準プロポーザル方式)。	8,285,814	7,980,000	96.3%		特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 長崎空港基本施設舗装改良最適化検討業務(23年度単年度事業)については、空港の施設の適切な管理といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、支出内容の重複排除、支出の重点化等を図った上で実施している。 今後においても、同様の業務を実施する場合には、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組むこととする。 また、当該支出に係る契約においても、標準プロポーザル方式の採用といった競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果落札率が96%との効果が出ているところである。 今後においても、同様の業務を実施する場合には、新規参入促進のための民間事業者への情報提供を実施することにより、一者応札の解消に取り組む。 	無	
平成23年度工事・業務実績情報等提供業務一式	支出負担行為担当官 大阪航空局長片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	H23.4.1	(特財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10-20	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたため(公募方式)。	1,275,000	1,275,000	100.0%		特財	国所管	1	<ul style="list-style-type: none"> 工事・業務実績情報等提供業務については、公共事業の入札契約手続きの適切な執行といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、1,600万円(平成年度22)を1.3百万円(平成23年度)まで縮減してきている。 今後においても、効果的かつ効率的な支出となる仕様の策定に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より公募による参入希望者の確認といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、新規参入促進のための民間事業者への情報提供を実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。 	有	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
「訪日外国人消費動向」の作成及び調査手法の評価・見直し一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 武藤 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.4.28	(特財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、将来的に訪日外国人旅行者数を3千万人とする国の目標を達成するため、訪日外国人誘致施策に資する基礎データとなる訪日外国人の観光動態や地域ごとの消費額データ及びニーズ等を把握するための調査を実施する事業であり、その意義を十分に理解して進めることが必要である。 本事業の実施にあたっては、訪日外国人誘致施策のための基礎調査のみならず、広く活用される統計として今後継続的に実施するものであるため、外国人誘致に先進的な取組を行っている世界各国の状況や、高精度の調査設計及び効果的な調査手法の開発に精通していることが求められ、さらに、当該調査を円滑かつ確実に実施する能力及び業務遂行体制を十分に備えていることが求められる。 以上を踏まえ、本事業においては、その目的を十分に達成できるに足る最も優れた提案をすることが可能な者と契約する必要がある。 当該事業者は、企画提案要領に基づき企画競争を実施した結果、評価項目である「業務内容の理解度」「提案内容の独創性」「提案内容の的確性」の3項目において、最も高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	98,885,272	98,881,245	100.0%		特財	国所管	3		「訪日外国人消費動向」の作成及び調査手法の評価・見直し事業については、訪日外国人誘致施策に資する基礎データとなる訪日外国人の観光動態や地域ごとの消費額データ及びニーズ等を把握するための調査を実施する事業であり、将来的に訪日外国人旅行者数を3千万人とする国の政策目的の達成のために必要な支出である。今後においても、徹底した支出内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、仕様書の内容をわかりやすい表現にする等競争性を高める取り組みを実施してきており、平成22年度より企画競争を実施し、この結果、複数事業者(H23年度は3社)から応募がされる等の効果が出てきているところである。今後においても、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し適正な入札価格を算出するために必要な情報を、仕様書に具体的にかつ分かりやすく記載することにより、継続支出の解消に取り組む。	有
産学官連携を通じた観光経営マネジメント人材育成に関する業務一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 武藤 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.14	(特社)日本能率協会 東京都港区芝公園3-1-22	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、国際競争の激化等、経営環境が激変している中で、ホテルや旅館、旅行会社等、我が国の観光産業の経営力の強化に向け、観光関連産業を担う人材育成のために、産学官の三者が一体となって連携・協力していく体制づくりを推進し、情報の共有化を図るとともに、経営環境の変化に対応できる高いマネジメント力を有した人材を教育するための仕組みづくりを目的とするものである。 本事業の実施にあたっては、観光に関わる教育に取り組む大学等の高等教育機関、観光関連産業及び関係省庁の人材育成に関する現状、取り組み等を十分に把握した上で、観光経営マネジメント人材育成の推進における課題等について、具体的な検討を進めるとともに、議論の方向性を踏まえて、今後の産学官の更なる連携と産学の自主的、恒常的な協力関係の構築について、的確なとりまとめが必要となる。 また、観光経営マネジメント人材育成を推進する際の問題意識や現状を十分に把握し、観光に関わるマネジメント教育の普及・振興に資する教育プログラムを構築できる能力を有した法人を選定する必要がある。 当該法人は、「企画競争説明書作成要領」に基づき企画競争を実施した結果、評価項目のうち、全ての項目において高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当する。	42,999,896	42,994,490	100.0%		特社	国所管	2		産学官連携を通じた観光経営マネジメント人材育成に関する業務については、国際相互理解の推進に資する国際感覚に優れた人材の育成といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、平成22年度は65百万円、平成23年度は45百万円と縮減してきている。本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、類似の事業を行う際は、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、従来より、公示開始時期を年度の早い時期に設定することで無理のない行程で事業が進められるよう配慮するなど、競争性を高める取り組みを実施してきており、この結果、複数事業者(H23年度は2社)からの応募がされる等の効果が出てきているところである。 本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、引き続き仕様書の記載内容の明確化等を実施することで競争性を高めることにより、継続支出の解消に取り組む。	無
台湾における訪日教育旅行促進事業一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 武藤 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.6.10	(特財)交流協会 東京都港区六本木3-16-33	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、台湾教育旅行関係者への説明会、訪日台湾教育旅行関係者の招聘及びモデルコース研修視察、日台教育旅行交流座談会・意見交換会の実施等を通じ、台湾からの訪日教育旅行者数の一層の拡大を図ることを目的とするものである。 本事業の実施にあたっては、先日の東日本大震災に伴い激減している台湾からの訪日旅行者数を増加させるため、台湾人が抱く訪日旅行へのイメージ及びニーズを的確に把握した上で、現地説明会・研修・交流座談会等を効果的に実施し、さらには新規旅行客層の開拓へと繋げていく必要がある。 また、本事業を適切に実施するためには、趣旨を十分に理解した上で、台湾の教育旅行市場の実態等を熟知し、現地関係機関との調整能力を有している企業により、最適な事業を的確に実施する必要がある。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果「業務内容の理解度」「提案内容の的確性」「業務遂行の確実性」において高い評価を受け選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	50,084,144	49,966,610	99.8%		特財	国所管	3		台湾における訪日教育旅行促進事業については、未来の観光の主役である青少年層の交流を深めることで、将来に渡ってのリピーターを育てるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、徹底した支出内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施しており、平成18年度より企画競争を実施し、この結果、複数事業者(H23年度は3社)から応募がされる等の効果が出てきているところである。 今後においても、仕様書の記載内容の明確化等を実施することにより、継続支出の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
観光地域づくり人材育成ガイドライン業務一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 武藤 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.19	(特財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」の具体化を図るため、観光地域づくりプラットフォーム形成に取組む地域への観光地域づくりの専門家の講師の派遣による実地指導や、課題の整理・検討を行う検討委員会の設置・開催等を行うものである。 本業務の実施に当たって、十分な成果を獲得するためには確実な業務遂行体制が必要であるとともに、観光地域づくり人材育成に関して高い見識を有し、かつ観光地域づくり人材育成に係る既存の事業結果と講師の派遣による実地指導等から明らかになった課題を検証し、当該検証結果を基に観光地域づくりガイドラインを体系的かつ的確にとりまとめる能力が不可欠である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、評価項目のうちすべての項目で高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	48,951,494	48,951,494	100.0%		特財	国所管	4		・人材育成ガイドライン業務については、滞在交流型観光を活性化するために必要な中核人材育成の仕組みを構築し、広く地域に普及することで自立的な人材育成を促すといった政策的な達成のために必要な支出である。今後においても、徹底した支出内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 ・また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より、仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格を算出する等のために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載することを実施してきており、また、平成21年度より企画競争を実施し、この結果、複数事業者(H23年度は4社)から応募がされる等の効果が出てきているところである。 今後においても、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し適正な入札価格を算出するために必要な情報を、仕様書に具体的かつ分かりやすく記載することにより、継続支出の解消に取り組む。	有
大学等との連携による人材育成資料の作成等業務一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 武藤 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.7.19	(特財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、「観光地域づくり人材育成ガイドライン案」の実践及び実効性を高めるため、大学等との連携による上記ガイドライン案に則した人材育成資料の作成等及び効果検証を行うものである。 本業務の実施に当たって、十分な成果を獲得するためには確実な業務遂行体制が必要であるとともに、観光地域づくり人材育成について高い見識を有し、大学等における公開講座等で活用可能な人材育成資料の作成を実践的に行える能力及び作成した人材育成資料の試行に伴い、明らかとなった課題を整理するとともに、その解決策を的確にとりまとめる能力が不可欠である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、評価項目のうちすべての項目で高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	23962192	23962192	100.0%		特財	国所管	2		大学等との連携による人材育成資料の作成等業務については、有効な人材育成教材を作成することによって、人材育成ガイドラインの実効性を補完するという政策的な達成のために必要な支出である。今後においても、徹底した支出内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成21年度より、仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格を算出する等のために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載することを実施してきており、また、平成23年度より企画競争を実施し、この結果、複数事業者(H23年度は2社)から応募がされる等の効果が出てきているところである。 今後においても、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し適正な入札価格を算出するために必要な情報を、仕様書に具体的かつ分かりやすく記載することにより、継続支出の解消に取り組む。	有
我が国の伝統芸能等を活用した国際交流プロモーション事業(青森県青森市)一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 武藤 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.14	(特財)地域伝統芸能活用センター 東京都新宿区坂町5-8	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本事業は、本年9月、青森県青森市で開催される「地域伝統芸能全国フェスティバル」を活用した国際交流プロモーション事業を行い、日本の伝統芸能・伝統文化に対する理解を深め、訪日ツアー造成促進や旅行先としての日本の広報機会の拡大を図ることにより、来訪外客数の増加を図り、震災からの復興をアピールすることを目的として実施するものである。 本件の実施にあたっては、我が国及びアジアの伝統芸能に精通していることはもとより、海外の伝統芸能団体、旅行関係者及びマスメディア関係者を選定・招へいするためのネットワークを有し、かつ、フェスティバル開催地である青森県を中心とした視察旅行や招へい者と観光関係者との意見交換・商談会を実施する能力を有するとともに、本事業の背景となるピジット・ジャパン・キャンペーンの趣旨・戦略を熟知していることが必要である。 提案要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人は、「業務内容の理解度」「提案内容の独自性」「業務遂行の確実性」において高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	14,998,550	14,998,550	100.0%	7	特財	国所管	5		我が国の伝統芸能等を活用した国際交流プロモーション事業については、日本の伝統芸能・伝統文化に対する理解を深め、訪日ツアー造成促進や旅行先としての日本の広報機会の拡大を図ることにより、来訪外客数の増加を図り、震災からの復興をアピールするという政策的な達成のために必要な支出であるが、これまで、支出内容の重複排除、支出の重点化等により、58百万円(平成21年度)を29百万円(平成23年度)まで縮減してきている。 本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、類似の事業を行う際は、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格を算出する等のために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載することを実施してきており、また、平成18年度より企画競争を実施し、この結果、複数事業者(H23年度は5社)から応募がされる等の効果が出てきているところである。 本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、引き続き仕様書の記載内容の明確化等を実施することで競争性を高めることにより、継続支出の解消に取り組む。	有

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	任意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直し場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
東北における訪日外国人旅行者の受入環境整備に係る外客受入地方拠点整備事業一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 又野 已知 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.9.6	(特社)国際交流サービス協会 東京都千代田区霞が関2-2-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 訪日外国人3000万人プログラムの達成には、海外市場でのプロモーション事業と並んで、国内における受入環境の整備が重要であるところ、受入側の環境については整備が遅れている部分が多く、対応が喫緊の課題となっている。 このため、国・地方公共団体・民間事業者等が連携し、訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実を総合的に推進することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して快適に、移動・滞在・観光することができる環境を提供し、訪日外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足度を高め、リピーターの増加を図る必要がある。 以上のことを踏まえ、本事業は、今後訪日外国人旅行者の増加が見込まれる東北における外客受入地方拠点において、訪日外国人旅行者の要望・不満の声が多い事項の解消に資する先進的・モデル的事業(プロジェクト)を実施し、効果測定を行うとともに、その成果等をもとに地域での自立的・継続的な受入環境の整備及び他地域への活用・普及につなげていくものである。 本業務の実施に当たっては、受入環境整備に係る各プロジェクトの確実な業務遂行体制が必要であるとともに、地域の自治体・民間事業者等関係機関との高度な調整能力を有している必要がある。また、多岐に渡るプロジェクトの効果測定の実施及び他地域への活用・普及に当たっての戦略的思考を有していることが必要である。 提案要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人は、全ての項目において高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	39,995,802	39,995,802	100.0%	1	特社	国所管	11	無	受入環境整備事業については、国・地方公共団体・民間事業者等が連携し、訪日外国人旅行者の受入環境の整備・充実を総合的に推進することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して快適に、移動・滞在・観光することができる環境を提供し、訪日外国人旅行者の訪問を促進するとともに、満足度を高め、リピーターの増加を図るといった政策目的の達成のために必要な支出である。本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、類似の事業を行う際は、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組みることにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 本支出について、平成24年度は運輸局にて実施するため観光庁での契約は行わないが、当該支出に係る契約においても、仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格を算出する等のために必要な情報を、具体的にかつ分かりやすく記載することを実施してきており、この結果、複数事業者(H23年度は11社)から応募がされる等の効果が出てきているところである。 本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、引き続き仕様書の記載内容の明確化等を実施することで競争性を高めることにより、一者応札とならないよう取り組んでいく。	
地域いきいき観光まちづくり事例集作成等業務一式	支出負担行為担当官 観光庁次長 又野 已知 東京都千代田区霞が関2-1-3	H23.12.22	(特財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務は、各地域の観光振興への取り組みを促進するため、各地の観光振興の取組事例等を収集するとともに、当該内容について調査等を行いその結果を取りまとめた事例集を作成するものである。 本業務の実施にあたっては、確実な業務遂行体制が必要であるとともに、各地の観光振興の取組等についての情報収集能力及び調査能力を有し、調査結果を地域が観光振興の取り組みを行う上での参考となる事例集となるよう的確に取りまとめる能力が不可欠である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、評価項目のうちすべての項目で高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。	9487100	9487100	100.0%		特財	国所管	15	有	地域いきいきまちづくり事例集作成等業務については、地域の先進的な観光地づくりの事例を紹介し、地域の自立的な観光地づくりを促すという政策目的の達成のために必要な支出である。本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、類似の事業を行う際は、事業の必要性、事業内容等の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成23年度より、仕様書等に、新規参入希望者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札価格を算出する等のために必要な情報を、具体的にかつ分かりやすく記載することを実施してきており、また、平成18年度より企画競争を実施し、この結果複数事業者(H23年度は15社)から応募がされる等の効果が出てきているところである。 本支出について、平成24年度の契約は行わないが、今後、観光庁においては、引き続き仕様書の記載内容の明確化等を実施することで競争性を高めることにより、継続支出の解消に取り組む。	
海洋大循環モデルによる海中人工放射性核種濃度計算委託一式	支出負担行為担当官 気象研究所長 加納裕二 茨城県つくば市長峰1-1	H23.9.12	(特財)電力中央研究所 東京都千代田区大手町1丁目6-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 本業務履行に必要な能力は、大型計算機を用いた海洋大循環モデルの計算を実施し、データ解析を実施するので、モデル計算およびデータ解析についての基本的な知識と計算機資源を有しており、かつ環境中の人工放射性能に関する知見を有していることが必要である。このため、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法により契約を行う必要がある。	3,966,900	3,937,500	99.3%		特財	国所管	1	有	当該計算委託業務は、文部科学省放射能調査研究費「大気を通じた人工放射性核種の陸圏・水圏への沈着およびその後の移行過程の解明研究」において、人工放射性核種の海洋中における時空間変動の(再)解析を、現在観測結果とデータベース(過去データの集積)による現実の人工放射性核種の海中の挙動の解析とあわせ、より効果的に実施するため、海洋大循環モデルによる海中人工放射性核種濃度のモデル計算を委託するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても同種の業務があった場合、業務内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 また、当該支出に係る契約においても、平成20年度より企画競争を実施し、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施してきており、今後においても、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施することにより、継続支出、一者応札の解消に取り組む。	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数			
一般乗用旅客自動車供給(タクシー)一式	支出負担行為担当 沖縄気象台長 横山辰夫 沖縄県那覇市 樋川1-15-15	H23.4.1	(特社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会 沖縄県那覇市 泉崎2-103-4	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 現在のタクシーの運賃は、道路運送法第9条の3第1項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならないため、認可運賃以外の運賃で事業を行うことは法律上許されていない。そのため企画提案書の招請を行い、審査基準を満たした企画提案書を採用した。	—	2,231,540	—		特社	国所管	2	契約金額については、沖縄総合事務局長の認可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金。 当該旅客自動車供給業務は、災害対策業務等急務時における職員の移動手段の確保及び官用車が使用できない場合に利用するために必要な支出であるが、今後においても業務内容の精査に取り組むことにより、一層の支出の重点化に取り組んでいく。 当該支出に係る契約においても、参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施しており、平成20年度より企画競争を実施し、応札者が2者であった。今後においても参入要件等の見直し、契約準備期間等の確保、仕様書の記載内容の明確化といった競争性を高める取り組みを実施することにより、継続支出の解消に取り組む。	有	
有償借上(13号地信号)一式	支出負担行為担当 第三管区海上保安本部長 三木 基実 神奈川県横浜市 中区北仲通5-57	H23.4.1	(特財)日本海事科学振興財団 東京都品川区 八湖3番1号	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項 建物賃貸借契約であり、契約の性質が競争を許さない。	4,743,192	4,743,192	100.0%		特財	国所管	1	有償借上(13号地信号)は、港内の航行船舶の安全を図る信号所の運用を行うために必要な支出である。信号所は船舶から見えやすい(船舶の管制を行うのに)最適の場所に整備されており、当該地での運用を継続していく必要があるが、港内の最新の航行環境の把握に努め、今後においても、機会を捉え信号所の最適化(配置見直し等)を実施する。	有	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。